

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																															
<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.16</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.19</p> <p>モニタリングポストの電源構成</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングポストの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置の設備仕様を第1表に、モニタリングポストの電源構成概略図等を第1図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.19</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置と専用の非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を表1に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を図1に示す。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>④の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>④の相違</p>																																															
<p>(1) 無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="100 869 712 965"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置 (UPS)</td> <td>各1台</td> <td>約 3kVA×5 (1台当たり)</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>約 24時間</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置 (UPS)	各1台	約 3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約 24時間	—		<p>第1表 モニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="750 869 1361 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計6台</td> <td>3.0kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約8時間</td> <td>外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計6台	3.0kVA	蓄電池	約8時間	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	<p>表1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1393 893 2004 1141"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td>から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	から給電されるまでの期間を担保する。	<p>【女川】【大阪】設備の相違 設備仕様</p> <p>④の相違</p>
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																												
無停電電源装置 (UPS)	各1台	約 3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約 24時間	—																																													
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	備考																																													
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計6台	3.0kVA	蓄電池	約8時間	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																																													
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																												
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																																												
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	から給電されるまでの期間を担保する。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

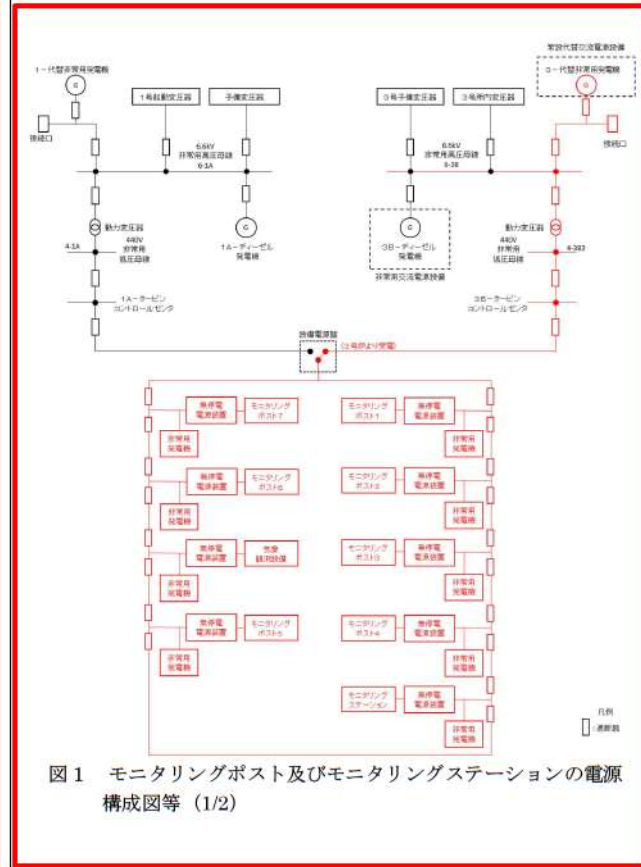
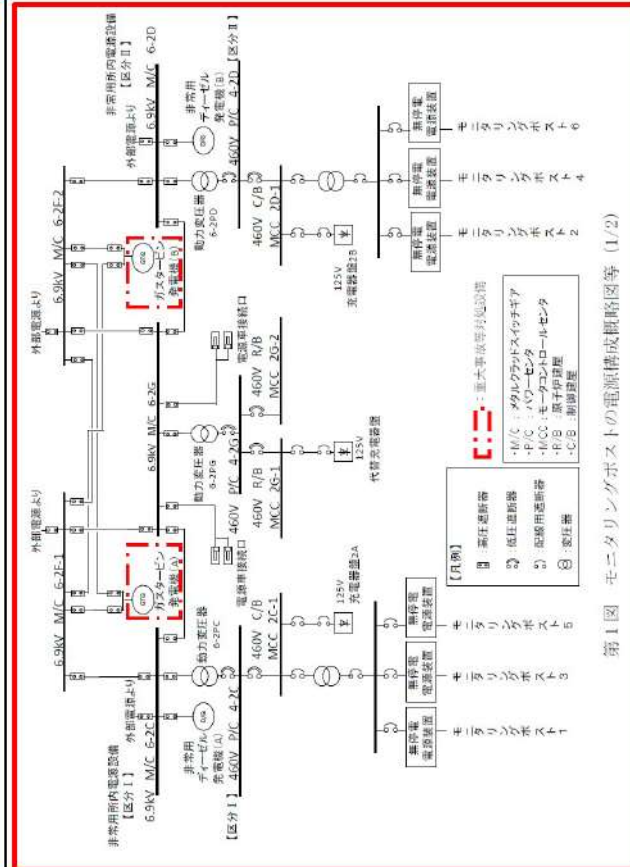
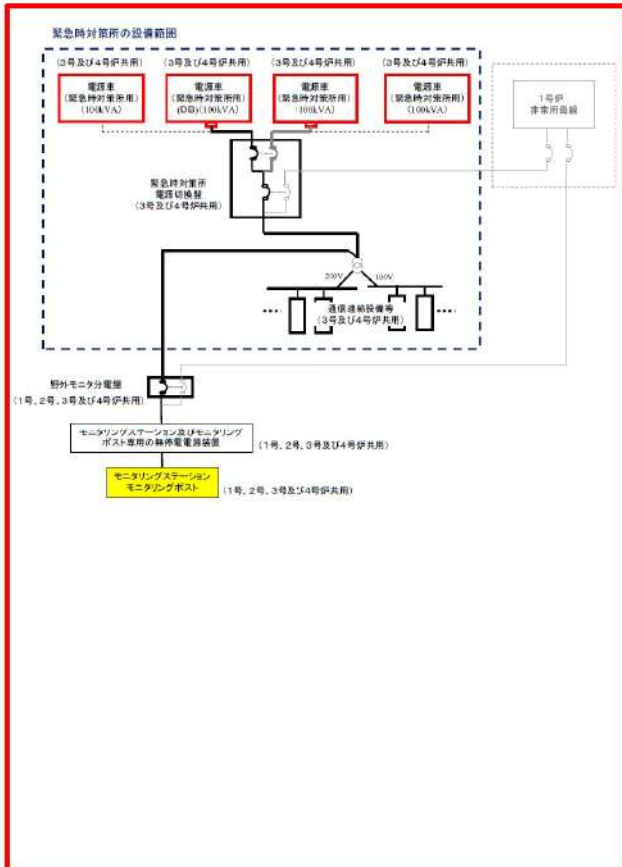
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付資料 1.17.15

モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成図



【大飯】記載方針の相違
 女川実績の反映

【女川】【大飯】設備の相違
 電源構成の相違

④の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>  <p>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>(モニタリングステーションとモニタリングポスト専用の無停電電源装置の写真)</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）(DB) 及び電源車（緊急時対策所用）電源車（緊急時対策所用）(DB) 及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVA であり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVA を十分に満足する容量を有している。 また、電源車（緊急時対策所用）(DB) 及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1 時間以内に電源を供給することができる。</p>	 <p>第1図 モニタリングポストの電源構成概略図等 (2/2)</p>	 <p>図1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成図等 (2/2)</p>	<p>【女川】【大飯】 設備の相違 電源構成の相違 ④の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 大飯固有の電源設備の運用に関する記載の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.20</p> <p style="text-align: center;">手順のリンク先について</p> <p>監視測定等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1.17.2.3 モニタリングポストの電源への代替交流電源設備からの給電する手順等</p> <p>〈リンク先〉1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.17.20</p> <p style="text-align: center;">手順書のリンク先について</p> <p>監視測定等に関する手順について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等</p> <p>〈リンク先〉1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 資料名称の相違</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT118-9 r.11.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件 ・ブルーム通過時に緊急時対策所の居住性を確保するために必要な機器であるため、緊急時対策所内の圧力計をSA設備とした。</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 下記2件 ・緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率特性から線源がなくても最大0.002mSv/hを示す可能性があり、空気供給装置加圧の判断基準が0.001mSv/hでは加圧を誤判断する可能性があること、また、万一、緊急時対策所内へ希ガスが流入した際は瞬時に線量率が急上昇することを踏まえ、他社の判断基準を参考に緊急時対策所可搬型エリアモニタによる緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準を「0.001mSv/h」から「0.1mSv/h」に変更した。 ・屋外のモニタリング設備による緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準（5mGy/h）は、モニタリングポスト、モニタリングステーション並びに海側及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの他、可搬型モニタリングポストによる代替測定の基本設置場所（モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近）を対象に、3号炉原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線の線量率が最も高くなるモニタリングポスト7の設置場所の線量率（約3.5mSv/h）を基に設定していた。しかし、本加圧判断は全ての屋外のモニタリング設備を対象としている方針を踏まえると、可搬型モニタリングポストによるアクセスルート上の代替測定場所も含め当該線量率が最も高くなる場所の線量率を基に判断基準を設定するのが適切である。このため、当該線量率が最も高くなるモニタリングステーションのアクセスルート上の代替測定場所の線量率が約28mGy/hになること、また、ブルーム通過時の線量率が100mGy/h以上になることを踏まえ、判断基準を「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更した。</p>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件 迅速な判断を可能とするため、ブルーム通過後に空気ポンベによる加圧を停止し空気浄化設備へ切り替える追加条件として、緊急時対策所の付近に設置するモニタリングポストの線量率を0.5mGy/h（0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても100mSvを超えることのない値）に設定した。</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要							
2-1) 設備名称の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない）							
No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考			
1	3号炉及び4号炉中央制御室	中央制御室	中央制御室	大飯は複数号炉の同時申請のため対象の中央制御室が2つである。泊は3号炉単独のため号炉の記載はしない。			
2	身体サーバイエリア	サーバイエリア	スクリーニングエリア	・名称の相違			
3	(記載なし)	下足エリア	靴着脱エリア	チェン징ングエリア内にある要員の汚染検査を行うエリアを示しているものであり、各社相違はない。			
4	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい	設備名称の相違			
5	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	設備名称の相違			
6	可搬型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	設備名称の相違			
7	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所非常用送風機	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	設備名称の相違			
8	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所非常用フィルタ装置	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	設備名称の相違			
9	空気供給装置	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	空気供給装置（空気ポンプ）	設備名称の相違			
10	微粒子フィルタ	高性能エアフィルタ	微粒子フィルタ	設備名称の相違			
11	よう素フィルタ	チャコールエアフィルタ	チャコールフィルタ	設備名称の相違			
12	(記載なし)	差圧計	圧力計	設備名称の相違 ・女川は緊急時対策所内と建屋内の別エリアとの差圧、泊は緊急時対策所内と屋外との差圧を測定しているが、どちらも緊急時対策所内の正圧を維持し、放射性物質の流入防止を行うために必要な設備であるため、「設備名称の相違」に分類する。			
13	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・設備名称の相違 ・大飯、女川は酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。 ・泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する。 ・設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。			
	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計					
14	緊急時対策所情報収集設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	設備名称の相違			
15	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置	データ収集計算機	設備名称の相違			
16	安全パラメータ伝送システム	SPDS伝送装置	ERSS伝送サーバ	設備名称の相違			
17	SPDS表示装置	SPDS表示装置	データ表示端末	設備名称の相違			
18	電源車（緊急時対策所用）	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	設備名称の相違			
19	タンクローリー	タンクローリー	可搬型タンクローリー	設備名称の相違			
20	衛星電話（固定）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	設備名称の相違			
21	衛星電話（携帯）	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違			
22	(記載なし)	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違			
23	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	設備名称の相違			
24	(記載なし)	送受話設備（ページング）	運転指令設備	設備名称の相違			
25	加入電話	局線加入電話設備	加入電話設備	設備名称の相違			
26	多様性拡張設備	自主対策設備	自主対策設備	記載名称の相違			
27	放射線管理班	放射線管理班	放管班	組織名称の相違			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備又は設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
①	緊急時対策所の構成の相違	緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。	緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する。	緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋を敷地高さT.P.39mに設置する。	泊は、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。主な活動場所を分割することで要員の緊急時対策所への入退室の動線や多数の要員の会話による本部内指示又は現場への指示に係る会話の幅輻を避けることができる。緊急時対策所指揮所では指揮命令に専念・集中でき、緊急時対策所待機所では多数の会話により発生する喧騒を低減することで、厳しい現場環境下で活動する現場要員の安全と休息を確保する場所とし、再出動時に向け十分な休息ができる環境を整えることができる。 【緊急時対策所を分割している点は、柏崎及び伊方と同様】 また、緊急時対策所には電力保安用通信設備や運転指令設備等の通信連絡設備に加え、指揮所・待機所間専用の通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)(本項目⑧参照)を設置することにより、待機所の現場要員は居室を往来することなく本部要員からの指揮命令を受け取り、現場要員から指揮所に収容する本部要員への報告事項を伝達することが可能であり、確実な指揮命令系統の維持及び円滑なコミュニケーションができるようにしている。	
②	可搬型気象観測設備の有無	記載なし	記載なし	可搬型気象観測設備	泊は第19回審査会合(H25.9.12)で受けた指摘に対し、H25.10.22の回答でブルーム通過方向の把握のため緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置することとした。具体的には空気供給装置による緊急時対策所内の加圧から可搬型空気浄化装置への切替えの判断材料の参考として、ブルームの方向が緊急時対策所方面か否かの確認に可搬型気象観測設備を使用する。	
③	緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	大飯3/4号炉は、重大事故等発生時にも自治体等への通報連絡を行うことができる設備として緊急時衛星通報システムを設置しているが、泊では衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能であると判断している。(緊急時衛星通報システムは、泊3号炉を含めた他プラントでは設置していない。)	
④	携行型通話装置の記載	携行型通話装置	記載なし	記載なし	大飯3/4号炉は、緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが、泊3号炉は、衛星電話設備を配備することで機能を充足するため、重大事故等に対応可能と判断している。(緊急時対策所の通信連絡手段としていないのは女川と同様。)	
⑤	(欠番)					
⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料のくみ上げ	記載なし	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と、3号炉建屋内ルートにホースを敷設し燃料油移送ポンプを使用して燃料を汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、燃料補給するための複数のルートを確認している。	
⑦	燃料タンクの配備	燃料油貯蔵タンク	軽油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク(SA)	・大飯3/4号炉は、燃料補給用として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、7日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。 ・女川2号炉は、緊急時対策所軽油タンクを配備しており、7日間以上連続給電が可能としている。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)(女川2号炉の軽油タンクに相当する設備)に7日間以上重大事故等対処設備の運転可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。 (ディーゼル発電機燃料と合わせて重大事故等時に必要な燃料を保管すること及びタンクローリーを用いた燃料補給は大飯3/4号炉と同様)	
		重油タンク	緊急時対策所軽油タンク			

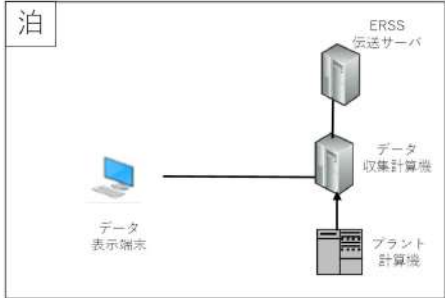
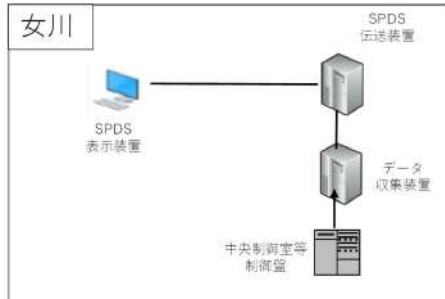
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備又は設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
⑧	指揮所・待機所間の連絡手段	記載なし	記載なし	インターフォン	インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)は、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置しており、指揮所の本部要員から手順に係る指示、活動場所の線量等量率、アクセスルートの状況、火災発生状況等の活動場所の現場環境情報の伝達、また待機所の現場要員からの現場活動結果の報告をインターフォン又はテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を利用し会話や画像等で図示しながらの情報のやり取りをすることで要員の情報連携が可能である。 (指揮所・待機所間の連絡手段としてテレビ会議システムを配備しているプラントは泊3号炉のみ。インターフォンについては高浜、大飯(旧緊対所)と同様)	
				テレビ会議システム(指揮所・待機所間)		
⑨	空調設備の設置場所	緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンペ)を緊急時対策所近傍に設置する。	緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)を緊急時対策建屋内に設置する。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンペ)を空調上屋に設ける。 空調上屋は2棟あり、それぞれ指揮所及び待機所に隣接して設置する。	大飯3/4号炉は屋外に空調設備を設置しているが、泊3号炉及び女川2号炉は、屋内に設置している。 泊3号炉は空調設備専用の建屋(空調上屋)、女川2号炉は緊急時対策建屋に設置しているという違いはあるものの、屋内に設置していることで空調設備を風雪等の外部事象から防護できるという点は同様である。	
⑩	電源構成	非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源として電源車(緊急時対策所用)を起動する。同形式の電源車(緊急時対策所用)は3台配備し、多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を2台配備し、多重性を確保している。	緊急時対策所用高圧母線J系を有し、通常時は2号炉の非常用高圧母線から受電する。代替電源としてガスタービン発電機または電源車(緊急時対策所用)により給電し、多様性を有する。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。同形式の緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。また、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊3号炉の通信連絡設備は設置許可基準規則第35条からの要求である「常時使用できること」を満足するため通常時、泊3号炉の非常用低圧母線から受電している。 また、緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯についても3号炉非常用低圧母線から受電する設計としている。 泊3号炉の通信連絡設備等を除く緊急時対策所の電源は、通常時は泊1号又は2号炉の所内常用母線から受電している。 1号若しくは2号炉所内常用母線の電源喪失時又は3号炉非常用低圧母線の電源喪失には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 (非常用母線及び常用母線から受電できる電源系統構成は東海第二と同様。)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-2) 設備又は設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)</p>							
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)		
⑪	緊急時対策所情報収集設備の構成	<p>34条記載</p> <p>■必要な情報を把握できる設備(緊急時対策所情報収集設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 安全パラメータ伝送システム SPDS 表示装置 	<p>34条記載</p> <p>■必要な情報を把握できる設備(安全パラメータ表示システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 SPDS 伝送装置 SPDS 表示装置 	<p>34条記載</p> <p>■必要な情報を把握できる設備(安全パラメータ表示システム (SPDS))</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 ERSS 伝送サーバ データ表示端末 	<p>・安全パラメータ表示システム (SPDS) のシステム設計の相違により、泊は表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川は表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。</p> <p>・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能及びERSSへの伝送機能に相違はない。</p> <p>・なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>泊</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>女川</p>  </div> </div>		
⑫	衛星電話設備 (FAX) の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備 (FAX)	<p>・緊急時対策所に設置する加入電話設備 (FAX) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (IP-FAX) とともに利用することで緊急時対策所内からの通報連絡や社内外関係者との連絡に多様性を持たせるため、緊急時対策所に衛星電話設備 (FAX) を設置し利用可能としている。(柏崎と同様)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-3) 緊急時対策所の記載に係る相違(以下については、相違理由欄に相違No. を記載する)</p>							
No.	柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)				
①	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の緊急時対策所として申請している対象を明確化するため、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」とし、対象を明確化している。 泊発電所3号炉では、号炉、建物を区別する必要がないことから「緊急時対策所」と記載する。(女川2号炉と同様) 設置許可基準規則要求事項に対する設計方針を示す場合、手順や資料名称等を示す場合には「緊急時対策所」と記載する。 全体的な場所を示すときは「緊急時対策所」とする。(説明自体が指揮所又は待機所のある箇所を特定して説明するものではない場合) 				
②	<ul style="list-style-type: none"> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 	<ul style="list-style-type: none"> 電源設備やチェンジングエリアについては、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の「対策本部」と「待機場所」で同一のものを使用することから、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊発電所3号炉では指揮所用と待機所用にそれぞれ設置する構成であり設備構成が異なることから、2つを同時に説明する場合に「及び」で併記する。 通信連絡設備については、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では、「対策本部」に設置又は保管しており、対策本部と待機場所の区別をせず「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊3号炉では、指揮所と待機所それぞれに設置している設備もあり設備構成がことなることから、2つ同時に説明する場合は「及び」で併記する。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所 	<ul style="list-style-type: none"> 泊発電所3号炉の安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ表示端末については、緊急時対策所指揮所のみを設置していることから、具体的な設置場所を示す場合には、「緊急時対策所指揮所」と記載する。 				
③	<ul style="list-style-type: none"> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) <p>(単に「対策本部」及び「待機場所」と記載する場合を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<ul style="list-style-type: none"> 設備設置場所の記載において、同一仕様の設備が指揮所及び待機所に設置又は保管されている場合は、「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と記載する。 柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では、「対策本部」と「待機場所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が異なるため、説明時に「対策本部」と「待機場所」に章を分割している場合があるが、泊発電所3号炉は「指揮所」と「待機所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が同じため章分けはせず、「及び」で併記する。 泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、設備の具体的な設置場所、保管場所、操作場所等、指揮所又は待機所のいずれかの棟が該当する場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」と、その場所を特定して記載する。 居住性に係る被ばく評価において、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では対策本部の評価を代表として行っているため対策本部のみ記載している箇所について、泊発電所3号炉では、指揮所と待機所それぞれの評価を行っているため、同一の条件等を記載するときは「及び」で併記し、条件が異なる場合は書き分ける。 柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉においても、対策本部又は待機場所を具体的に示す場合には「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)」、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)」という記載を用いている。 				

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順</p> <p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順</p> <p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順</p> <p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>b. 空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順</p> <p>c. 空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順</p> <p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・記載方針の相違 可搬型空気浄化装置の運転手順と空気供給装置による加圧手順をそれぞれ分けて記載したものであり、女川の換気空調系運転手順に含まれる内容と同等。大飯の運転手順に係る記載方針に同じ。</p> <p>【大飯】【女川】・記載表現の相違 原災法15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)</p> <p>【女川】・設計・運用の相違 空気供給装置使用のための系統構成が必要であることから分けて記載したものの。(大飯とは相違なし)</p> <p>・手順名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 (1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について (2) 放射線管理に関する手順 a. チェンジングエリアの運用手順 b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 (1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順 b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 (1) 放射線管理 a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等 b. チェンジングエリアの設置及び運用手順 c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順 (2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 (1) ガスタービン発電機による給電 (2) 電源車による給電 a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順</p> <p>添付資料 1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について 添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について 添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について 添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について 添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 (1) 放射線管理 a. 放射線管理用資機材（線量計、マスク等）の維持管理等 b. チェンジングエリアの設置及び運用手順 c. 可搬型空気浄化装置の切替手順 (2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 (1) 緊急時対策所用発電機による給電 a. 緊急時対策所用発電機準備手順 b. 緊急時対策所用発電機起動手順 c. 緊急時対策所用発電機の切替手順 d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順 e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順</p> <p>添付資料 1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について 添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について 添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について 添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について 添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・設備の相違（相違理由@） ・設備名称の相違 ・記載内容の相違 ・設備名称の相違 ・記載内容の相違</p> <p>【女川】【大飯】 ・設備運用の相違 泊3号炉は、ブルーム通過前にあらかじめ緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転で待機する運用としていることから、その必要な手順について整備している。また、緊急時対策所用発電機の故障による接続先（緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所）の切替手順を整備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1. 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2. 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所^{※1}を設置するとともに必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、多様性拡張設備^{※2}及び資機材^{※3}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 緊急時対策所：緊急時対策所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※2 多様性拡張設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「防護具及びチェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、発電所の交流動力電源から給電されている。</p> <p>この電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。（第1.18.1図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源は、通常、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より給電されている。</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に自主対策設備^{※1}及び資機材^{※2}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※2 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、2号炉の非常用高圧母線から給電されている。</p> <p>この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18-1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所^{※1}を設置し必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、自主対策設備^{※2}及び資機材^{※3}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 緊急時対策所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所をいう。このうち、緊急時対策所指揮所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、緊急時対策所待機所とは、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※2 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計、マスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、3号炉非常用母線及び1号又は2号炉常用母線から給電されている。</p> <p>この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18.1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 文書構成（記載順序）は異なるものの、記載内容は女川、泊も同様であり相違なし。</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊の緊急時対策所の電源は、設置許可基準規則第11条の要求である作業用照明及び第35条の要求である通信連絡設備について3号炉非常用母線から受電することとし、その他設備を1号又は2号炉常用母線から受電することで電源負荷の分散をしている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果 機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材を以下に示す。 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。 緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、以下のとおり。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性を確保するための設備は以下のとおり。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 機能喪失原因対策分析の結果、並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材、整備する手順についての関係をそれぞれ第1.18-1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。 緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 機能喪失原因対策分析の結果、並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材を以下に示す。 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。 緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>相違理由</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン※4※5 ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット※4※5 ・空気供給装置※5 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・電源車（緊急時対策所用） ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー ・モニタリングステーション ・モニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト <p>※4 緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、緊急時対策所可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置をまとめて、緊急時対策所換気設備という。</p> <p>緊急時対策所において、重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備、資機材は以下のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所非常用給排気配管・弁 ・緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ） ・緊急時対策所加圧設備（配管・弁） ・緊急時対策所可搬型エリアモニタ ・可搬型モニタリングポスト ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・差圧計 <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 ・緊急時対策所指揮所遮へい ・緊急時対策所待機所遮へい ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン※4※5 ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット※4※5 ・可搬型空気浄化装置配管・ダンパ ・空気供給装置（空気ポンプ）※5 ・空気供給装置配管・弁 ・緊急時対策所可搬型エリアモニタ ・可搬型モニタリングポスト ・可搬型気象観測設備 ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 ・モニタリングステーション ・モニタリングポスト ・圧力計※5 <p>※4 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置及び圧力計をまとめて、緊急時対策所換気空調設備という。</p> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 <p>【大飯】【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由②） <p>【大飯】・記載方針の相違 代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</p> <p>【女川】 加圧判断のためのモニタリングステーション、モニタリングポストを記載（大飯と同様）</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】・設備名称の相違</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため一部記載順序入れ替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPDS表示装置 ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・安全パラメータ伝送システム <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話(固定) <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話(携帯) ・衛星電話(可搬) ・運転指令設備 <ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時衛星通報システム ・携帯型通話装置 ・電源車(緊急時対策所用) ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー ・空冷式非常用発電装置^{※6} ・電力保安通信用電話設備 <ul style="list-style-type: none"> ・無線通話装置 ・社内TV会議システム ・加入電話 ・加入ファクシミリ <ul style="list-style-type: none"> ・対策の検討に必要な資料 <p>※6 安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムへの給電に用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム(SPDS)^{※3} <ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備(固定型) ・無線連絡設備(携帯型) ・衛星電話設備(固定型) <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(携帯型) <ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) ・無線通信装置 ・無線連絡設備(屋外アンテナ) ・衛星電話設備(屋外アンテナ) ・衛星通信装置 ・有線(建屋内) <p>※3 主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム(SPDS)^{※6} <ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備(固定型) ・無線連絡設備(携帯型) ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(FAX) ・衛星電話設備(携帯型) <ul style="list-style-type: none"> ・運転指令設備(警報装置含む。) ・インターフォン ・テレビ会議システム(指揮所・待機所間) <ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) ・無線通信装置 ・無線連絡設備(屋外アンテナ) ・衛星電話設備(屋外アンテナ) ・衛星通信装置 ・有線(建屋内) <ul style="list-style-type: none"> ・電力保安通信用電話設備 ・専用電話設備 ・移動無線設備 ・社内テレビ会議システム ・加入電話設備 <ul style="list-style-type: none"> ・対策の検討に必要な資料 <p>※6 主にデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末から構成される。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違(相違理由⑫) <p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違(相違理由⑧) <p>【大飯】・設計の相違(相違理由③④)</p> <p>【大飯】・記載方針の相違 緊急時対策所の居住性を確保するための設備及び代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</p> <p>【女川】記載充実(大飯を参照) 【大飯】記載方針・設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 泊は代替電源設備の項目に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な設備及び資機材は以下のとおり。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内で収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・ 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット ・ 電源車（緊急時対策所用） ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー ・ 防護具及びチェンジングエリア用資機材 <p>・ 飲料水、食料等</p> <p>緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。 緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等） ・ 飲料水、食料等 <p>緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。 緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスタービン発電機 ・ ガスタービン発電設備軽油タンク ・ タンクローリー ・ 軽油タンク ・ ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・ 軽油タンク～タンクローリー ホース〔燃料流路〕 ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・ ガスタービン発電機接続盤 ・ 緊急用高圧母線2F系 	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェンジングエリア用資機材 ・ 放射線管理用資機材（線量計、マスク等） ・ 飲料水、食料等 <p>緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。 緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違 緊急時対策所の居住性を確保するための設備及び代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</p> <p>【大飯】・資機材名称の相違 （泊3号炉の防護具は、放射線管理用資機材に含まれる。）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑥、⑦、⑩）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び空冷式非常用発電装置はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングステーション ・ モニタリングポスト ・ 可搬式モニタリングポスト <p>上記の設備は、発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用するものであり、重大事故等時に使用できる場合は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタに加えた屋外の放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、軽油タンク～タンクローリ ホース [燃料流路]、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、緊急時対策所燃料移送系～電源車（緊急時対策所用） ホース [燃料流路]、緊急時対策所用高圧母線J系、ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路 [電路]、電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路 [電路]、電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路 [電路]はいずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替非常用発電機、ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 [燃料流路]、ホース [燃料流路]、緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤電路 [電路]、緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤電路 [電路]はいずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>・ 設計の相違（相違理由⑥、⑦）</p> <p>【女川】・設計の相違 モニタリングポスト及びモニタリングステーションを自主対策設備と位置づけ、使用可能な場合には測定手段として使用する。（大飯の方針と同様）</p> <p>【大飯】 ・ 設計の相違 泊では、大飯3/4号炉の緊急時対策所外エリアモニタに相当する設備として可搬型モニタリングポストを用いて屋外の放射線量の測定をする設計としており、可搬型モニタリングポストは重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>・ 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため一部記載順序入れ替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 社内TV会議システム 加入電話 加入ファクシミリ 運転指令設備 無線通話装置 <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>対策の検討に必要な資料、防護具及びチェンジングエリア用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等 上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。 (第1.18.1表参照) また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。(第1.18.2表、第1.18.3表参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 専用電話設備(地方公共団体向ホットライン) 社内テレビ会議システム 局線加入電話設備 送受話器(ページング)(警報装置を含む。) 移動無線設備 予備電源車 第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備である電源車は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)と同仕様であり、給電開始に時間を要するものの、対策は有効である。 電源車接続口(緊急時対策建屋南側) 緊急時対策建屋南側に設置する電源車接続口は、緊急時対策建屋北側に電源車接続口と位置的分散を図ることで確実な電源確保をする手段として有効である。 <p>なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等 上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 専用電話設備 社内テレビ会議システム 加入電話設備 運転指令設備(警報装置を含む。) 移動無線設備 <p>上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内外の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計、マスク等)、チェンジングエリア用資機材、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等 上記のa.より選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備名称の相違 設備名称の相違 設備名称の相違 設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 設備の相違 女川は、電源車(緊急時対策所用)のバックアップとして可搬型代替交流電源設備の予備1台と兼用することとしているが、泊は、緊急時対策所用発電機を予備を含めて8台保管することで多重性を確保することにより基準適合させている。 設備の相違 女川は自主対策として電源接続口を分散配置している。位置的分散に係る要求事項である設置許可基準規則第43条第3項第3号(常設設備と接続する可搬型SA設備の接続口に係る位置的分散)では、原子炉建屋の外から電力を供給するものに対する規定であり、原子炉建屋と独立して設ける緊急時対策所はこれに該当しないことから、基準適合に問題はない。 【大飯・女川】・記載表現の相違 【大飯】記載箇所の相違(女川とは相違なし)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※7}を主体とした緊急安全対策要員^{※8}、緊急時対策本部要員^{※9}及び運転員等^{※10}の対応として定める。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、飲料水及び食料等の管理、運用については、安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長^{※11}にて実施する。</p> <p>※7 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※8 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p> <p>※9 緊急時対策本部要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき緊急時対策所内の活動を行う要員をいう。</p> <p>※10 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※11 安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長：通常時の発電所組織における各課室の長をいう。</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※4}、発電管理班^{※5}、保修班^{※6}、放射線管理班^{※7}、総務班^{※8}の対応として、重大事故等対応要領書等に定める(第1.18-1表)。</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.18-2表, 第1.18-3表)。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水及び食料の管理、運用については、技術課長、放射線管理課長、総務課長^{※9}にて実施する。</p> <p>※4 発電所対策本部長：重大事故等対策要員のうち原子力防災管理者(所長)及び代行者をいう。</p> <p>※5 発電管理班：重大事故等対策要員のうち発電管理班の班員をいう。</p> <p>※6 保修班：重大事故等対策要員のうち保修班の班員をいう。</p> <p>※7 放射線管理班：重大事故等対策要員のうち放射線管理班の班員をいう。</p> <p>※8 総務班：重大事故等対策要員のうち総務班の班員をいう。</p> <p>※9 技術課長、放射線管理課長、総務課長：通常時の発電所組織における各グループの長をいう。</p> <p>なお、重大事故等時においては、技術課長は情報班、放射線管理課長は放射線管理班、総務課長は総務班に属する。(添付4-1)</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※8}を主体とした事務局員^{※9}及び放管班員^{※10}の対応として発電所対策本部手順書等に定める。(第1.18.1表)</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.18.2表, 第1.18.3表参照)。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計、マスク等)、飲料水及び食料の管理、運用については、安全管理課長及び運営課長^{※11}にて実施する。</p> <p>※8 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者又は代行者をいう。</p> <p>※9 事務局員：発電所災害対策要員のうち事務局の班員をいう。</p> <p>※10 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員をいう。</p> <p>※11 安全管理課長及び運営課長：通常時の発電所組織における各課の長をいう。</p> <p>なお、重大事故等時においては、安全管理課長は放管班、運営課長は事務局に属する。(添付4-1)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯・女川】・組織名称の相違 【大飯】・記載表現の相違 【女川】手順書名称の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 重大事故等対策要員のことを発電所災害対策要員と呼称しており、泊は発電所災害対策要員のうち、手順に基づき活動する要員の具体的な班名を記載している。</p> <p>・組織名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量が、7日間で100mSvを超えないようにするために、緊急時対策所遮蔽と緊急時対策所換気設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に配備する緊急時対策所外可搬型エリアモニタにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所内への空気の入りを停止し、空気供給装置により、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、空気供給装置（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所内に侵入した場合においても、緊急時対策所内可搬型エアモニタにて監視、測定することにより侵入を検知し、緊急時対策所への放射性物質等の侵入低減を図るための措置を講じる。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に侵入した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタにて監視、測定することにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 重大事故が発生するおそれがある場合等^{※12}、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 重大事故が発生するおそれがある場合等^{※13}、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等^{※10}、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※10 緊急体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等^{※12}、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>【大飯・女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・組織名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機運転手順 原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、緊急時対策本部要員は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を拠点として活動を開始する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で活動する緊急時対策本部要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順 緊急体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機を起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用フィルタ装置を通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する(添付2-2、添付2-3)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順 原子力防災体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。(添付2-1、添付2-2、添付2-3、添付2-4)</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備名称、組織名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】・設計の相違 可搬設備であるため、ダクト及びケーブルの接続を行う。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 (女川、泊は、前段に記載している。)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 操作手順 緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。 【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所立ち上げ時の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の運転手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気設備の概略系統図を第1.18.2図に、緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所可搬型空気浄化装置の起動を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置のダクト及びケーブルを接続する。 ③ 緊急安全対策要員は給電確認後、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。 ④ 緊急安全対策要員は、給気手動ダンパを操作し、流量(33~40m³/min)を調整する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員1名が、屋外及び緊急時対策所において操作を行い、完了まで約34分と想定する。</p> <p>操作用の昇降設備及び暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】 上記の現場対応は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機は保安班2名で、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機は復旧班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所非常用送風機の運転手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気空調系統概略図(ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)を第1.18-2図に、緊急時対策所非常用送風機運転手順のタイムチャートを第1.18-3図に、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置設置場所を第1.18-4図に、緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)設置場所を第1.18-5図に示す。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所非常用送風機の起動を指示する。 ② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。 ③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所立ち上げ時の可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備の系統概要図(ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)を第1.18.2図に、可搬型空気浄化装置運転の系統概要図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンプ)設置場所を第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動を指示する。 ② 事務局長は、可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。 ③ 事務局長は、緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。 ④ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17~25m³/min)を調整する。 ⑤ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組(計4名)で実施する。操作完了までは、60分以内で可能である。 暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。可搬型空気浄化装置にダクトを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 【女川】・設計の相違 泊の可搬型空気浄化装置は運転前の系統構成でダクト及びケーブルの接続が発生することから手順を記載する。(大飯と同様) 【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>【女川】・運転手順の相違 女川は運転モードの切替により自動でダンパ動作し圧力調整される。泊はダンパの手動操作により緊急時対策所内の圧力を微正圧に保つ手順としているが、緊急時対策所内に圧力を確認しながら操作が可能であり、速やかに対応が可能である。(大飯と同様)</p> <p>・設計の相違 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所での作業となるが、必要な人員を当てており緊急時対策所の運用に支障はない。 【柏崎】記載方針の相違(2-3③の相違) 【女川】 記載の充実(大飯参照) 【大飯】・記載表現の相違 作業性確保のため照明の設置及び工具の配備について記載したものであり記載内容は泊と同様</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順 空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置による空気供給準備の手順は以下のとおり。 空気供給装置による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、空気供給装置の系統構成を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、空気供給装置のホースの接続、ポンペ元弁の開放及び漏えい確認を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員1名が屋外及び緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約55分と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性確保の観点から、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p>b. 空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備手順 空気供給装置（空気ポンベ）の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備の手順は以下のとおり。空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備時の系統概要図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に、空気供給装置（空気ポンベ）の系統構成を指示する。</p> <p>② 事務局長は、空気供給装置（空気ポンベ）の仮設ホースの接続、ポンペ元弁の開放及び漏えい確認を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組（計4名）が実施する。操作完了までは、70分以内で可能である。</p> <p>暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。系統構成に使用する仮設ホースは、簡便な接続方法により容易に接続することができる。</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設計の相違 泊の空気供給装置は、使用前の系統構成を伴うことから手順に相違がある。（本項目の手順は同様に可搬設備としている大飯と比較する。）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・組織名称の相違 ・設計の相違 指揮所及び待機所の2箇所での作業となるが、必要な人員を当てており緊急時対策所の運用に支障はない。</p> <p>・記載方針の相違 作業性の確保について記載しているもの</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順はいずれも以下のとおり。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を越えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は二酸化炭素濃度が1%を越える前までに、空気流入量の調整を行うよう緊急時対策本部要員に指示する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を使用している場合は給気手動ダンパ及び排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置を使用している場合は空気供給装置の流量調節弁及び排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が操作を行い、緊急時対策所において実施する。 室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。 【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、総務班1名で行う。室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 保修班は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定場所は、第1.18-10図を参照）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所内において、保修班1名で行う。 室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 事務局員は、酸素濃度・二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を越えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は二酸化炭素濃度が1.0%を越える前までに、空気流入量の調整を行うよう事務局員に指示する。</p> <p>④ 事務局員は、可搬型空気浄化装置を使用している場合は、緊急時対策所給気第2手動ダンパ及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置（空気ポンプ）を使用している場合は、空気供給装置の流量調節弁及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名が別々に操作を行う。 室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【女川】・記載内容の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度測定中の対応手順について記載したものの、（大飯手順と作業内容は相違なし。）</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・【女川】操作手順の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度調整時に弁、ダンパの手動操作が伴うが、すべて緊急時対策所内の作業であり移動や準備を伴わず作業時間は短い。（大飯と同様）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内への放射性物質等の侵入量を微量のうちに検知し、陽圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 (a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p>	<p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p>	<p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所内を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象（以下「原災法該当事象」という。）が発生したと判断した場合。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】【女川】・記載表現の相違 原災法15条事象発生を考慮した記載としている。（60条及び技術的能力1.17との記載表現統一）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】【女川】・記載表現の相違 原災法15条事象発生を考慮した記載としている。（60条及び技術的能力1.17との記載表現統一）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 操作手順 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順は以下のとおり。 タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名が、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所に、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する。操作完了まで約47分と想定する。暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.18-6図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、作業開始を判断してから10分以内で可能である。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長に緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内のそれぞれに対して、放管班員2名1組（計4名）で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで30分以内で可能である。暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。</p>	<p>・組織名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・設置設備の相違による時間の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備の相違（相違理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員については、緊急時対策所へとどまることができる設計とする。ブルーム通過中の重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 65 名、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員 23 名、3号炉及び4号炉の運転員 12名の合計 100名と想定している。更に、1号炉及び2号炉の運転員 10名を加え、合計 110名と想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる緊急時対策要員について ブルーム通過中においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる緊急時対策要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う6号及び7号炉に係る要員 52名に1～5号炉に係る要員2名を加えた 54名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 75名のうち6号及び7号炉中央制御室にとどまる運転員 18名を除く 57名の合計 111名、5号炉運転員 8名と保安検査官 2名をあわせて、121名と想定している（添付 4-2、添付 4-3）。</p>	<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）36名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）36名のうち2号炉中央制御室にとどまる運転員 7名を除く 29名の合計 65名に加え、1号炉運転員 4名、3号炉運転員 4名、初期消火要員（消防車隊）6名、運転検査官 4名を合わせた 83名と想定している。（添付 4-2、添付 4-3）</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（約 200名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p>	<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 41名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 31名の合計 72名に加え、1号及び2号炉運転員 3名、消火要員 8名、運転検査官 4名を合わせた 87名と想定している。（添付 4-2、添付 4-3）</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（120名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p>	<p>相違理由</p> <p>・記載表現の相違 ブルーム通過時において緊急時対策所にとどまる必要な要員を記載したものである。</p> <p>【女川】・運用の相違 女川では中央制御室退避場所を設け、ブルーム通過時に運転員は退避場所へ避難する。泊3号炉では運転員もブルーム通過時には緊急時対策所へ退避する。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合。 具体的には以下のいずれかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線により、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇傾向となった場合。</p> <p>・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所で実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.7図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、緊急時対策本部要員へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタの監視強化を行う。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、加圧操作の要員を配置する。</p>		<p>b. 空気供給装置（空気ポンベ）への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気供給装置（空気ポンベ）による加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合。 具体的には以下のいずれかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャイン線により、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が0.01mGy/h以上となった場合。</p> <p>・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.7図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、放管班長及び事務局長へパラメータの監視強化及び空気供給装置（空気ポンベ）による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの監視強化を行う。</p> <p>③ 事務局員は、加圧操作の要員を配置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設計の相違 泊の空気供給装置は可搬型設備であり手動による操作対応が一部必要であることから準備手順を定めている。本項目は同様の設計方針である大飯と比較する。</p> <p>【大飯】・設計方針の相違 切替準備の手順着手の判断を行う屋外のモニタリング設備は、大飯3/4号炉は緊急時対策所外可搬型エリアモニタ1台のみであるのに対し、泊3号炉は複数台のモニタリング設備を用いる違いがある。また、泊は基準値を明確に記載している。</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】・組織名称の相違</p> <p>【大飯】・設計方針の相違 監視強化を行う屋外のモニタリング設備は、大飯3/4号炉は緊急時対策所外可搬型エリアモニタ1台のみであるのに対し、泊3号炉は複数台のモニタリング設備を用いる違いがある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。 なお、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線では、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのうち複数台の指示上昇が予想されることから、これらの指示値も参考とする。</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が 0.1mSv/h 以上となった場合。</p> <p>・ 緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が 0.5mSv/h 以上となった場合。</p>	<p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順 原子炉格納容器ベントを実施する場合に備え、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧判断のフローチャートは第1.18-7図に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合 ① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合 【条件1-1】：2号炉の炉心損傷^{※11}及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可 【条件1-2】：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）の指示値が上昇し 30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合 ② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合 【条件2-1-1】：2号炉において炉心損傷^{※11}後に原子炉格納容器ベントの実施を判断した場合 【条件2-1-2】：2号炉において炉心損傷^{※11}後に原子炉格納容器破損徴候が発生した場合 【条件2-2】：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し 30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合</p> <p>※11 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合（添付2-1）</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて放管班員1名及び事務局員2名1組（計4名）が実施する。緊急時対策所内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>c. 空気供給装置（空気ポンペ）への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置（空気ポンペ）による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・ モニタリングステーション、モニタリングポスト、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が 30mGy/h 以上となった場合。</p> <p>・ 緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が 0.1mSv/h 以上となった場合。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計の相違（相違理由①） ・ 記載表現の相違 【大飯】・設計方針の相違 大飯3/4号炉は緊急時対策所外可搬型エリアモニタ以外の屋外のモニタリング設備の指示値は参考として扱うのに対し、泊3号炉は屋外の全てモニタリング設備の指示値から判断するため、大飯3/4号炉と同様の記載はない。 【女川】・設計の相違 いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWRではSA時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。よってb.以降の手順は同じ炉型・判断基準の考え方が同じである大飯と比較する。 ・ 設備名称の相違 【大飯】 ・ 判断基準値等の相違 大飯3/4号炉はブルームからの外部被ばく線量の評価果から誤判断防止等を考慮し判断基準として緊急時対策所外可搬型エリアモニタの0.1mSv/h以上と設定しているのに対し、泊は炉心損傷後の3号炉原子炉格納容器からの直接ガンマ線及びスカイシャイン線による線量率の上昇をブルーム放出と誤判断しないように、この直接ガンマ線及びスカイシャイン線で線量率が上昇するモニタリング設備のうち最も線量率が高いものよりも高い30mGy/h以上に、いずれかのモニタリング設備の指示値が達した場合として設定している違いがある。 ・ 設備名称の相違 【大飯】 ・ 判断基準値等の相違 万一、緊急時対策所内に希ガスが流入した場合は線量率が急上昇することを踏まえ、緊急時対策所内に設置する可搬型エリアモニタの判断基準を大飯3/4号炉は0.5mSv/hと設定しているのに対し、泊3号炉は0.1mSv/hと設定している違いがある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 操作手順 空気供給装置により緊急時対策所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.8図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を開とする。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの給気手動ダンパを閉とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑥ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。 なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所にとどまる必要のない要員が発電所外へ一時退避し、緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)により緊急時対策所を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系統概略図(ブルーム通過中:緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)による正圧化)を第1.18-8図に、緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)運転手順のタイムチャートを第1.18-9図に示す。また、緊急時対策所の見取り図を第1.18-10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、技術班が実施する事象進展予測等から、原子炉格納容器ベントに備え、緊急時対策所にとどまる現場要員の移動及びとどまる必要のない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う^{※12}。</p> <p>※12・原子炉格納容器圧力で0.640MPa [gage]の到達を確認した場合。</p> <p>・技術班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後^{※13}の原子炉格納容器ベントより先に原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づき、水素・酸素の放出の実施予測時刻が6時間後以内になると判明した場合で、放出される放射性物質、風向き等から発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>・事象進展の予測ができず、炉心損傷後^{※13}の原子炉格納容器ベントに備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>・不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>※13 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p> <p>② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)の起動を指示する。</p>	<p>(b) 操作手順 空気供給装置(空気ポンペ)により緊急時対策所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調設備系統概要図(ブルーム通過中:空気供給装置(空気ポンペ)による正圧化)を第1.18.9図、空気供給装置(空気ポンペ)への切替タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置(空気ポンペ)による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 事務局長は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</p> <p>④ 事務局長は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑤ 事務局長は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</p> <p>⑥ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。 なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>・組織名称の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・手順の記載順序の相違</p> <p>・組織名称、設備名称の相違</p> <p>・組織名称、設備名称の相違</p> <p>・手順の記載順序の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p>	<p>⑤ 発電所対策本部長は、原子炉格納容器ベント実施の前には、緊急時対策所にとどまる要員が全て緊急時対策所に戻って来ていることの確認を行う。 ⑥ 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択することで、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧を開始する。 ⑦ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで3分以内で可能である。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて、事務局員2名1組（計4名）で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで2分以内で可能である。</p>	<p>・設計の相違（相違理由①）</p>

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>※17 保守的に0.2mGy/hを0.2mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.2mSv/h×168h=33.6mSv≒34mSv程度と100mSvに対して十分余裕があり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約58mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える場合に緊急時対策所で実施する手順は以下のとおり。</p> <p>概略系統図を第1.18.3図、タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の陽圧化について、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンプ）による給気から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替手順の概要は以下のとおり。</p>	<p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</p> <p>周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 可搬型モニタリングポスト又は緊急時対策所可搬型エアモニタの線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h^{*14}を下回った場合。</p> <p>※14 保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所の正圧化について、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による給気から緊急時対策所非常用送風機への切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気空調系統概略図（ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化）を第1.18-2図に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替のタイムチャートを第1.18-11図に示す。</p>	<p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の空気供給装置（空気ポンプ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストにて空気吸収線量率を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下し安定的な状態となった場合、又は、指示値が0.5mGy/h^{*13}を下回り安定的な状態になった場合。</p> <p>※13 保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である13mSvに加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化について、空気供給装置（空気ポンプ）による給気から可搬型空気浄化装置への切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備の系統概要図（ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化）を第1.18.2図に、空気供給装置（空気ポンプ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替のタイムチャートを第1.18.11図に示す。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【女川】・記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断し手順着手する判断基準を設けている違いがある。</p> <p>【女川】プラント固有の被ばく評価結果の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・設備の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替えを指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とする。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気手動ダンバを操作し、流量(33~40m³/min)を調整する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、排気手動ダンバを調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及びその近傍において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）は保安班2名で、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は復旧班2名で行う。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替えを判断する場合は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの指示値も参考とする。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、青字 保修班に緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替えを指示する。</p> <p>② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、自動シーケンスにて、緊急時対策所非常用送風機による加圧を開始する。</p> <p>③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所において、青字 保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、青字 事務局長に空気供給装置（空気ポンベ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替を指示する。</p> <p>② 事務局員は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とする。</p> <p>③ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンバを操作し、流量(17~25m³/min)を調整する。</p> <p>④ 事務局員は、空気供給装置流量調節弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p> <p>⑤ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンバを調節し、緊急時対策所内が圧力計の指示値から微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて、青字 事務局員2名1組（計4名）で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで5分以内で可能である。</p> <p>なお、可搬型空気浄化装置への切替を判断する場合は、緊急時対策所可搬型エアモニタ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値とともに緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト以外の可搬型モニタリングポストの指示値及び可搬型気象観測設備による風向も参考とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・要員、設備名称の相違</p> <p>【女川】・設計の相違 泊は緊急時対策所の空調系を自動化していないため、手動操作により切替を実施することから手順に相違がある。操作内容は同じく手動操作により切替を行う大飯と同等。</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）</p> <p>・組織名称、人数の相違 ・設備の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照） 泊は判断の参考とする設備について記載しているもの。 【大飯】・設計の相違（相違理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所情報収集設備及び緊急時対策所の通信設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための検討を行う。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を使用する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を使用する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）^{※14}及び通信連絡設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>※14 データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示装置をまとめて安全パラメータ表示システム（SPDS）という。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】・設備名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・記載内容の相違 文中語句の定義について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムについては、常時伝送を行う。SPDS表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備の概要を第1.18.11図に示す。</p> <p>① 緊急時対策本部要員は、作業着手の判断基準に基づきSPDS表示装置の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、SPDS表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において号機班1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所のSPDS伝送装置及びSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する（添付3-1）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要を第1.18-12図に示す。</p> <p>なお、SPDS伝送装置については、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。</p> <p>① 発電管理班は、手順着手の判断基準に基づきSPDS表示装置の端末(PC)を起動する。</p> <p>② 発電管理班は、SPDS表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策所内において発電管理班1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、安全パラメータ表示システム(SPDS)であるデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。（添付3-1）</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ表示端末を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要を第1.18.12図に示す。</p> <p>なお、データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。</p> <p>① 災害対策本部要員は、手順着手の判断基準に基づきデータ表示端末の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 災害対策本部要員は、データ表示端末にて各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策所指揮所内において災害対策本部要員1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・組織名称の相違 ・記載表現の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p> <p>安全・防災室長他は、重大事故等が発生した場合に備え、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。(添付3-2)</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本社、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備を第1.18.4表に示す。</p> <p>なお、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備及び携行型通話装置等の通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち、1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」、1.19.2.2(1)「発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.3「代替電源設備から給電する手順等」にて整理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。(添付3-2)。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第1.18-4表に、データ伝送設備の概要を第1.18-12図に示す。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。(添付3-2)。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第1.18.4表に、データ伝送設備の概要を第1.18.12図に示す。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.2(1)「発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【大飯】組織体制の相違 泊の原子力部門は本店に含まれる。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 参照先の泊3号炉の通信連絡設備の資料(手順名称、項目番号)について記載したものの。(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器破損時には、中央制御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めて110名を緊急時対策所に収容する。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を配備又は備蓄し、維持管理する。</p> <p>(1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</p> <p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも活動が可能となるよう放射線管理用資機材等（線量計、マスク等）、飲料水及び食料等を配備又は備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を伴う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに、線量評価を行う。</p> <p>また、緊急安全対策要員は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量測定等を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計83名を収容する。</p> <p>なお、ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は65名である。</p> <p>要員の収容にあたっては、本部要員と現場要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p> <p>(1) 放射線管理</p> <p>a. 放射線管理用機材（線量計及びマスク等）の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>放射線管理班長は、本部要員や現場要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させ線量評価を行う。</p> <p>また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う（添付4-4）。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計89名を収容する。</p> <p>なお、ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は83名である。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p> <p>(1) 放射線管理</p> <p>a. 放射線管理用資機材（線量計、マスク等）の維持管理等</p> <p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>放管班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させ線量評価を行う。</p> <p>また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。（添付4-4）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績反映）</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違【大飯】</p> <p>・記載箇所の相違 飲料水、食料等については(2)に記載する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・組織名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>(2) 放射線管理に関する手順</p> <p>a. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは、通常時から設置し、事故発生後、直ぐに運用開始ができるよう手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p>	<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴及びヘルメット等を着脱する下足エリア、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射線管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放射線管理班等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、乾電池内蔵型照明を設置する（添付4-5）。</p>	<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴等を着脱する靴着脱エリア、防護具及びヘルメットを脱衣する脱衣エリア、放管班の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放管班員等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、スクリーニングエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、バッテリー式の可搬型照明を設置する。（添付4-5）</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違 <p>飲食等の管理については(2)（本資料1.18-29 ページ）に記載している。(2)にて比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】運用の相違</p> <p>女川は下足エリアでヘルメットを外すが、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるが、使用目的に相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射線量を監視し、ブルームの通過及び屋外作業可能なレベルまで低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを運用する手順は以下のとおり。なお、チェンジングエリアは、あらかじめ設置した状態とする。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員にチェンジングエリアの運用開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>チェンジングエリアは設置した状態であり、設置のための操作は不要である。また、運用に関しては、身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、汚染の確認を速やかに実施することができる。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、緊急安全対策要員の放射性物質による汚染を確認するための身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所で緊急安全対策要員2名が身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放射線管理班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷^{※15}を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</p> <p>※15 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合（添付2-1）</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18-13図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、チェンジングエリア用資機材（乾電池内蔵型照明）を移動・設置する。</p> <p>③ 放射線管理班は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。</p> <p>④ 放射線管理班は、表面汚染密度測定用サーベイメータを設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班2名で行い、一連の作業完了まで20分以内で対応可能である。</p>	<p>放管班長が、「原子力災害特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷^{※15}を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</p> <p>※15 炉心出口温度 350℃以上かつ、格納容器内高レンジエリアモニタ 1 × 10⁶mSv/h 以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18.13図に示す。</p> <p>① 放管班長は、手順着手の判断基準に基づき放管班員に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 放管班員は、チェンジングエリア用資機材（可搬型照明）を移動・設置する。</p> <p>③ 放管班員は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。</p> <p>④ 放管班員は、GM汚染サーベイメータを設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において実施する。一連の作業完了まで40分以内で対応可能である。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、災害対策要員の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれで放管班員2名が身体サーベイ（必要により物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベ</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【女川】・設計の相違 炉型の違いによる炉心損傷判断基準の相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】組織名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 (泊は2箇所^①に設営するため)</p> <p>【女川】設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績反映） 【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】 ・組織名称の相違 ・設備の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、身体サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）近傍に設置する1台及び予備の1台を配備し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）近傍に設置する2台及び予備の1台を配備しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、緊急時対策所換気空調系の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策建屋に2台設置しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>イを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアにてウェットティッシュによる拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>可搬型空気浄化装置は、指揮所用空調上屋に緊急時対策所指揮所用2台、待機所用空調上屋に緊急時対策所待機所用2台の合計4台設置しており、故障等を考慮しても切替えを行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p> <p>なお、可搬型空気浄化装置の可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている空調上屋内に設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。緊急時対策所と同様、遮蔽厚を確保した壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題はない。 【大飯】資機材名称の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】 ・記載表現の相違 空気浄化装置の切替えが必要となる場合は居住性が確保できないと判断する場合であることから相違ない。 ・設備の相違（相違理由①⑨） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） ・設備の相違（相違理由⑩）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.12図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えを緊急時対策本部要員に指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、待機側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。 ③ 緊急時対策本部要員は、待機側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの給気手動ダンパを操作し、流量（33～40m³/min）を調整し、緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。 ④ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気手動ダンパを閉とする。 ⑤ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約4分と想定する。</p> <p>フィルタユニットは、緊急時対策所付近に、2系統分の2基を保管していることから、切替え等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、当社他原子力発電所からの輸送及びフィルタの製作(約3ヶ月)等を実施することにより、中長期的な対応が可能である。</p> <p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切り替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>(1)c. (a)～(c)項は可搬設備を使用している大飯と比較</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所換気空調系を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18-14図に示す。 ① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所換気空調系の切替えを指示する。 ② 保修班は、操作パネルによる操作により緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を待機側に切り替える。 ③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所内において保修班1名で行い、着手判断から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>フィルタユニットの性能の低下等により運転中の可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型空気浄化装置を待機側に切替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.14図に示す。 ① 発電所対策本部長は手順着手の判断基準に基づき、可搬型空気浄化装置の切替を事務局長に指示する。 ② 事務局長は、分電盤にて待機側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。 ③ 事務局長は、待機側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量（17～25m³/min）緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。 ④ 事務局長は、使用側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。 ⑤ 事務局長は、分電盤にて使用側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。 ⑥ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]以上）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局長4名が、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所において実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了までは、5分以内で可能である。</p> <p>フィルタユニットは、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋にそれぞれ2系統分の4基を保管していることから、切替等を行うことにより、数か月間使用可能である。また、フィルタの製作（約3か月）等を実施することにより、中長期的な対応を可能とする。</p> <p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p> <p>(2) 飲料水、食料等の維持管理</p>	<p>【女川】 ・(1)c. (a)～(c)は、同じ可搬型設備を設置している大飯と比較する。</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設計風量の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ・運用の相違 泊はファン切替後に緊急時対策所が正圧を維持し放射性物質の侵入を防止することができるよう最終の圧力調整手順を記載。</p> <p>・設備の相違（相違理由①）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・操作完了時間の相違</p> <p>【大飯】・設計の相違 指揮所及び待機所専用の空調上屋を設け、フィルタユニットを保管している。</p> <p>【大飯】・記載内容の相違 当社は泊発電所以外に原子力発電所を所有していないことから、他発電所からのフィルタ輸送はない。</p> <p>【大飯】・設備の相違（相違理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため再掲</p> <p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>保安班長は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内での飲等の管理として、適切な頻度で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>比較のため再掲</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（1×10^{-3}Bq/cm³未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>ただし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（1×10^{-3}Bq/cm³未満）よりも高くなった場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう予備のエアコン等を保管し、管理を適切に行う。</p>	<p>(2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>緊急時対策建屋には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p>総務班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する(添付4-6)。</p> <p>放射線管理班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（1×10^{-3}Bq/cm³未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持・管理する。</p> <p>業務支援班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水、食料等の支給を適切に運用する。(添付4-6)</p> <p>放管班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（1×10^{-3}Bq/cm³未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 緊急時対策所用電源である非常用所内母線からの給電喪失時には代替電源として、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置のうち、3号炉及び4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。</p> <p>(1) ガスタービン発電機による給電 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が自動起動し、緊急用高圧母線2F系（以下「6.9kVメタクラ2F系」という。）を経由し緊急時対策所高圧母線J系（以下「6.9kVメタクラJ系」という。）へ自動で給電される。そのため給電操作は必要ない。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に示す。 なお、SPDS伝送装置については、緊急時対策所の充電器から電源供給されているため、ガスタービン発電機が自動起動するまでの間の電圧低下時においても、データ伝送は途切れなく行うことができる。 ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせず必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。 ガスタービン発電機に関する手順等は、「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(2) 電源車による給電 全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機による給電ができない場合に、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を手動で起動し給電する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ自動給油を行う。また、緊急時対策所軽油タンク（20kL）を有しており、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要としない設計とする。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 緊急時対策所用電源である1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時には代替電源として緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、全交流動力電源喪失時において、常設代替交流電源設備から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機による給電 緊急時対策所用電源である1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を準備する。1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時は、緊急時対策所用発電機を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】【女川】 ・設計の相違（相違理由⑥） 以下、1.18.2.4 は、設備構成が類似している大飯と比較する。</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由⑥） 泊は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末へ給電する。 その他緊急時対策所の設備は、「緊急時対策所発電機による給電」にて整備する。</p> <p>・記載表現の相違 電源喪失時に代替電源を起動し給電することを記載したものであり、相違はない。</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順 緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所と電源車（緊急時対策所用）間のケーブル接続の手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.14図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所電源接続作業開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、コネクタ接続によりケーブルを接続する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名で行い、一連の操作完了まで約24分と想定する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時。</p> <p>(b) 操作手順 電源車（緊急時対策所用）から給電する手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図に、タイムチャートを第1.18.15図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。</p>	<p>【島根原子力発電所2号炉 技術的能力まとめ資料より参考掲載】</p> <p>② 復旧班は、緊急時対策所用発電機と緊急時対策所 発電機接続プラグ盤間に可搬ケーブルを敷設し、可搬ケーブル接続を行い、絶縁抵抗測定により回路の健全性を確認する。これらは2台共に実施する。</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する（添付5-1）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 電源車（緊急時対策所用）による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-16図に示す。</p> <p>① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に電源車（緊急時対策所用）による緊急時対策所へ受電を指示する。</p>	<p>a. 緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所と緊急時対策所用発電機間のケーブル接続の手順は以下のとおり。系統概要図を第1.18.15図に、手順のタイムチャートを第1.18.16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機接続作業開始を指示する。</p> <p>② 事務局長は、コネクタ接続及び端子台接続によりケーブルで接続する。ケーブル接続は4台共に実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局長2名1組（計4名）で実施する。一連の操作完了まで15分以内で可能である。</p> <p>暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機にケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬季の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策所立ち上げ時の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機から給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概要図を第1.18.15図に、タイムチャートを第1.18.17図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。なお、1号又は2号炉常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合は、緊急時対策所発電機による給電を要しない。</p>	<p>相違理由</p> <p>・記載表現、組織名称の相違 【大飯】記載表現の相違 泊は緊急時対策所近傍に保管する4台の発電機にケーブルを接続し準備する旨を記載。（島根2号炉の記載方針と同様）</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・記載表現の相違 ・記載内容の相違 必要な工具類の配備及び冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・運用の相違 泊3号炉は、緊急時対策所の立ち上げ時に発電機を起動していただくことで、電源喪失した場合においても緊急時対策所内の分電盤操作スイッチのみで速やかに給電ができるよう準備する。</p> <p>・設計の相違 泊3号炉の緊急時対策所電源は、通信連絡設備については3号炉非常用母線から、照明等を含むその他設備は1号又は2号炉常用母線から給電する設計としており、両方の母線から給電可能である場合は、緊急時対策所発電機からの給電を要しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、電源車（緊急時対策所用）からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の緊急時対策所コントロールセンタ及び緊急時対策所内の電源車切換盤にて、起動した電源車（緊急時対策所用）の遮断器を入とし給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名、緊急安全対策要員1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>② 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて電源車（緊急時対策所用）から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、保修班長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、電源車（緊急時対策所用）による給電完了まで30分以内で可能である。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等を配備する。</p> <p>b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順 予備電源車（自主対策設備）の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）が故障等により起動しない場合又は停止した場合。</p> <p>(b) 操作手順 予備電源車による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-17図に示す</p> <p>① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に予備電源車による緊急時対策所へ受電準備を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、保管エリアにて、外観点検により予備電源車の健全性を確認後、予備電源車を接続口（緊急時対策建屋）付近に配備する。</p>	<p>② 事務局員は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>③ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の出力遮断器を入とする。①で1号又は2号炉常用電源及び3号炉非常用電源からの受電を継続する場合は、緊急時対策所用発電機を起動し、出力遮断器を入とした状態で待機させる。</p> <p>④ 事務局員は、緊急時対策所用発電機からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を緊急時対策所用発電機側に操作スイッチにより切替を行い、給電を開始する。</p> <p>⑤ 緊急時対策所指揮所の事務局員は、通信連絡設備及びデータ表示端末を緊急時対策所用発電機からの給電とする場合は、接続元を切替える操作を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組（計4名）で実施する。一連の操作完了まで15分以内で可能である。</p> <p>暗所においても円滑に作業ができるよう、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載 ・記載表現の相違 緊急時対策所内でのしゃ断器操作を行うことに相違はない。 【大飯・女川】 通信連絡設備等の電源を緊急時対策所用発電機からの給電に切替える場合の手順を明記 ・設計の相違（相違理由①） ・記載表現の相違 ・記載内容の相違 冬季における防寒等の配慮事項を記載した。 ・設計の相違 女川2号炉の予備電源車（自主対策設備）に相当するものは配備していないが、泊3号炉で代替電源である緊急時対策所用発電機を複数台配備することで多重性を確保する設計としており、故障等を想定した場合でも緊急時対策所への給電継続が可能であることから重大事故等対処への影響はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③ 重大事故等対応要員は、電源車ケーブルを電源車接続口（緊急時対策建屋）へ接続するとともに、燃料ホースを予備電源車に接続を実施し、発電所対策本部へ予備電源車の起動準備が完了したことを報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に6.9kVメタクラJ系へ受電開始を指示する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、予備電源車を起動する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、予備電源車の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、予備電源車から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑨ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、一連の操作完了まで125分以内で可能である。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順 (a) 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に不具合が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合。</p> <p>ii. 操作手順 電源車（緊急時対策所用）を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員に電源車（緊急時対策所用）の切替を指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、待機側の電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、使用側の電源車（緊急時対策所用）の遮断機を緊急時対策所内の電源車切換盤にて切とし、待機側の電源車（緊急時対策所用）の遮断器を入とする。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、使用中の電源車（緊急時対策所用）を停止する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名で行い、一連の操作完了まで約6分と想定する。 暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は予備の1台を発電所内に保管していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>c. 緊急時対策所用発電機の切替手順 (a) 緊急時対策所用発電機の切替手順 使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合等、運転中の緊急時対策所用発電機の停止が必要となった場合。</p> <p>ii. 操作手順 緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。手順のタイムチャートを第1.18.18図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機の切替を指示する。 ② 事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動する。 ③ 事務局員は、待機側発電機の出力遮断器を入とする。 ④ 事務局員は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を使用側発電機から待機側発電機に操作スイッチにより給電切替を行い、給電を開始する。 ⑤ 事務局員は、使用側発電機の出力遮断器を切とする。 ⑥ 事務局員は、使用中の緊急時対策所用発電機を停止する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の対応は、事務局員2名で行い、一連の操作完了まで10分以内で可能である。 暗所においても円滑に作業ができるよう、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>緊急時対策所用発電機は予備の4台を発電所内に配備していることから、万一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>・設備の相違 給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載 ・記載表現の相違 緊急時対策所内でのしゃ断器操作を行うことに相違はない。</p> <p>・設備の相違 給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載</p> <p>・記載表現の相違 ・記載内容の相違 冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・設計の相違 緊急時対策所指揮所用と緊急時対策所待機所用に予備機を4台配備する。</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川実績の反映 緊急時対策所用発電機への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順</p> <p>電源車（緊急時対策所用）を運転した場合、燃料補給が必要となる。（燃料はすべて重油）</p> <p>重大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給する手順を整備する。</p> <p>i . 手順着手の判断基準</p> <p>電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間^{※13}に達した場合。</p> <p>※13 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車（緊急時対策所用）：運転開始後約9時間（その後約4時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。） <p>ii . 操作手順</p> <p>電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料（重油）補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>タンクローリーによるアクセスルートを第1.18.17 図に、タイムチャートを第1.18.18 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ燃料（重油）補給準備を行う。 ③ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。 ④ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、現場で燃料油貯蔵タンク蓋を開操作し、給油用ホース端を燃料油貯蔵タンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリーの油面計で満タンとなれば給油ポンプを停止する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを電源車（緊急時対策所用）の近くに移動させる。 ⑧ 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）の給油口に、給油ホースを接続する。 			<p>手順等」のうち「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑨ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクが満タンになれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油ホースを取外す。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>iii . 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は、緊急安全対策要員3名にて実施し、所要時間は約2.3時間と想定する。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)の燃料消費率は、約49.3/hであり、起動から枯渇までの時間は約20時間と想定しており、枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」に示す燃料油貯蔵タンク(150k以上(1基当たり)、4基)及び重油タンク(160k以上(1基当たり)、4基)を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p>			<p>・設計の相違</p> <p>緊急時対策所用発電機の起動操作は屋外に設置する発電機近傍にて行う必要があるが、ブルーム通過時には屋外での作業ができないことから、ブルーム放出のお</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順 ブルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルームの放出のおそれがある場合。</p> <p>(b) 操作手順 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を指示する。 ② 事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転とする。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員2名で行い一連の確認完了まで10分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所用発電機の故障等により、緊急時対策所指揮所側発電機の緊急時対策所待機所側への接続、又は緊急時対策所待機所側発電機の緊急時対策所指揮所側への接続が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第1.18.19図に、タイムチャートを第1.18.20図に示す。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に緊急時対策所用発電機の接続先切替を指示する。 ② 事務局員は、緊急時対策所指揮所側発電機とケーブルの接続を取り外す。 ③ 事務局員は、緊急時対策所待機所側発電機とケーブルの接続を取り外す。 ④ 事務局員は、緊急時対策所指揮所側(又は緊急時対策所待機所側)のケーブルに仮設ケーブルを接続する。</p>	<p>それがある場合に発電機を無負荷運転とする手順を整備し、ブルーム通過中に発電機の故障等により切替が必要となった場合には、緊急時対策所内の分電盤の操作スイッチのみで受電切替を行うことで電源供給を確保する手順としている。</p> <p>・運用の相違 緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には緊急時対策所待機側から給電する設計であるが、緊急時対策所待機側も含め故障した場合を想定し、健全である緊急時対策所待機側待機所(緊急時対策所待機側指揮所)の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順の整備する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑤ 事務局員は、仮設ケーブルの另一端を緊急時対策所待機所側(又は緊急時対策所指揮所側)発電機と接続する。</p> <p>⑥ 事務局員は、仮設ケーブルを接続した発電機を起動し、給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員2名で行い、一連の操作完了まで30分以内で可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機及び仮設ケーブルにケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (2/3)					第1.18-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/2)					第1.18.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/2)					【大飯・女川】 設備構成の相違
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備する手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備する手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備する手順書	
サトシエ機組発生時	緊急時対策所 全交流動力電源	社控室監視設備からの給電	SPDS表示装置 ^{※1}	緊急時対策所 情報収集設備 によるアラート アラーム等 の監視手順	SA所達 ^{※4}	—	緊急時対策所 必要の 取巻の 対応	放射線管理用資機材 ^{※2}	資機材	—	—	—	加入電線設備	通話連絡に関する手順書	
			安全アラーム表示システム (SPEI S) ^{※3}					飲料水、食料等 ^{※5}					ガスタービン発電機		非常用電話設備
			安全アラーム伝達システム ^{※3}					ガスタービン発電機燃料送 送ポンプ					燃料タンク ^{※6}		
			監視電話 (固定) ^{※3}					タンクローリ					可搬型タンクローリ ^{※6}		
			監視電話 (携帯) ^{※3}					軽油タンク					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			監視電話 (可搬) ^{※3}					ガスタービン発電機燃料送 送ポンプ					燃料タンク (S1) ^{※6}		
			緊急時緊急通報システム ^{※3}					ホース					ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ^{※6}		
			機内型通信装置					非常用ディーゼル発電機燃料 移送系配管・弁					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			統合原子力防災ネットワークに接続す る通信連絡設備 ^{※3} (ITV会議システ ム、IP 電話、I-P-FAX)					高圧安心スプレイズ ^{※6} ディーゼ ル発電機燃料移送系配管・弁					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			電源車 (緊急時対策所用)					ガスタービン発電機燃料送 送系配管・弁					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			燃料油貯蔵タンク ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用)					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			重油タンク ^{※3}					緊急時対策所用軽油タンク					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			タンクローリ ^{※3}					緊急時対策所用燃料移送系配 管・弁					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			空冷式非常用発電機設備 ^{※3}					緊急時対策所用高圧母線 ^{※6} 系 ガスタービン発電機-緊急時 対策所用高圧母線 ^{※6} 系電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			運転指令設備					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			加入電線					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			加入アラーム ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			電力保安通信用電話設備					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			社内TV会議システム ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			無線通信装置 ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			対策の検討に必要な資料 ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			緊急時対策所非常用空気浄化ファン ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			緊急時対策所非常用空気浄化ファン ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			電源車 (緊急時対策所用)					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			燃料油貯蔵タンク ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			重油タンク ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			タンクローリ ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		
			空冷式非常用発電機設備 ^{※3}					電源車 (緊急時対策所用) → 電源車接続口 (緊急時対策建 屋) 電源					ディーゼル発電機燃料貯油槽 ^{※6}		

※1：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：27条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備
 ※2：放射線管理用資機材から取電する。
 ※3：空冷式非常用発電機から取電する。
 ※4：電源車 (緊急時対策所用) 空冷式非常用発電機設備の燃料供給に使用する。
 ※5：空冷式非常用発電機からの給電及び燃料供給については「1.14 電源の確保に関する手順等」に整備する。
 ※6：「対策の検討に必要な資料」 「防護具及びチェンジアリア用資機材」及び「飲料水、食料等」は資機材であるため、
 重大事故等発生時において用いる。
 ※7：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所定」

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (3/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備する手順書	手順の分類
サトシエ機組発生時	緊急時対策所 全交流動力電源	社控室監視設備からの給電	電源車 (緊急時対策所用)	緊急時対策所 必要の 取巻の 対応	SA所達 ^{※4}
			燃料油貯蔵タンク ^{※3}		
			重油タンク ^{※3}		
			タンクローリ ^{※3}		
			空冷式非常用発電機設備 ^{※3}		

※1：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：27条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備
 ※2：電源車 (緊急時対策所用) 空冷式非常用発電機設備の燃料供給に使用する。
 ※3：空冷式非常用発電機設備からの給電及び燃料供給については「1.14 電源の確保に関する手順等」に整備する。
 ※4：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所定」

※2 「放射線管理用資機材」及び「飲料水、食料等」については資機材であるため重大事故等対処設備としない。

- ※1 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。
- ※2 代替非常用発電機から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
- ※3 重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：27条に適合する重大事故等対処設備
 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備
- ※4 資機材であるため、重大事故等対処設備としない。
- ※5 緊急時対策所用発電機の燃料供給に使用する。
- ※6 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、可搬型タンクローリによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料
 汲み上げができない場合に使用する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】								
第1.18.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(2/2)								
区分	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	整備設備	整備材				
一	-	必要となる設計基準事故対処設備	緊急通信装置（電話）	重大事故発生時他設備	-			
			無線通信設備（短波アンテナ）（建設）					
			衛星通信設備（短波アンテナ）（建設）					
			衛星無線通信装置（建設）					
			吉線（線管内）（建設）					
			送受調器（警備業務用等用）				省上災害設備	緊急時対策本部運用要綱
			緊急保安無線用電話設備					
			携帯電話設備（ホットライン）					
			ページ伝達システム（世内用）					
			-				-	緊急時の連絡に必要となる設備
放射水、放射物**								
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 保安設備構築	-	緊急時の連絡に必要となる設備	3号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型受取設備	重大事故発生時他設備	多種のハザード対応手順			
			マシナリー					
			負傷対応器					
			交差発電機					
			経路モニター					
			タンクローリー（44L）					
軽便タンク車（プロダクト）								

*1 「身元の報告に必要な資料」については、監視材であるため重大事故等対処設備とし不在。
 *2 「放射線管理用監視材」及び「放射水、放射物」については監視材であるため重大事故等対処設備とし不在。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
<p>第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等 監視計器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順</td> <td>緊急時対策所構内環境設備を運転している場合</td> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置使用時</td> <td>流量調整ユニット流量計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内環境監視</td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> </tr> <tr> <td>(2) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所外の放射線量</td> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>b. 空気供給装置への切替準備手順</td> <td>初心損傷</td> <td>初心損傷が生じた旨の連絡、通報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器破損</td> <td>原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所外の放射線量</td> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>c. 空気供給装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所内の放射線量</td> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置使用時</td> <td>流量調整ユニット流量計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>(4) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所外の放射線量</td> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所内の放射線量</td> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気流量計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> <td>緊急時対策所内差圧計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順</td> <td>電源</td> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>b. 電源車（緊急時対策所用）移動手順</td> <td>電源</td> <td>緊急時対策所コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順</td> <td>電源</td> <td>緊急時対策所電源車切替電</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順	緊急時対策所構内環境設備を運転している場合	酸素濃度計	c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合	二酸化炭素濃度計		空気供給装置使用時	流量調整ユニット流量計		緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内差圧計		緊急時対策所内環境監視	緊急時対策所内差圧計	(2) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	b. 空気供給装置への切替準備手順	初心損傷	初心損傷が生じた旨の連絡、通報		原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	c. 空気供給装置への切替手順	緊急時対策所内の放射線量	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ		空気供給装置使用時	流量調整ユニット流量計		緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内差圧計		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計			二酸化炭素濃度計	(4) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所内の放射線量	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ		緊急時対策所可搬型空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気流量計		緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内差圧計		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計			二酸化炭素濃度計	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順	電源	電源車（緊急時対策所用）	b. 電源車（緊急時対策所用）移動手順	電源	緊急時対策所コントロールセンタ	c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順	電源	緊急時対策所電源車切替電	<p>第1.18-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 緊急時対策所立ち上げ時の手順</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内環境気放射線モニタ (D/N)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内環境気酸素濃度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内差圧監視</td> <td>差圧計</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内環境気放射線モニタ (D/N)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)</td> <td>格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内環境気酸素濃度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内の圧力、温度</td> <td>ドライウェル圧力 ドライウェル温度</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内差圧監視</td> <td>差圧計</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所立ち上げの手順			a. 緊急時対策所立ち上げ時の手順	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内環境気放射線モニタ (D/N)		原子炉圧力容器温度	格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)		原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内環境気酸素濃度		緊急時対策所内差圧監視	差圧計	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順			b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順				緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計			二酸化炭素濃度計		原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内環境気放射線モニタ (D/N)		格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)	格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)		原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)		原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内環境気酸素濃度		原子炉格納容器内の圧力、温度	ドライウェル圧力 ドライウェル温度	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等			b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順				緊急時対策所内差圧監視	差圧計	<p>第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等</p> <p>監視計器一覧(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1.0%を超える場合</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置使用時</td> <td>空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器破損</td> <td>原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所立ち上げの手順			a. 可搬型空気浄化装置運転手順	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順			c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1.0%を超える場合	酸素濃度・二酸化炭素濃度計		空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等			b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト		原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報				<p>【大飯・女川】 設備構成の相違</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																																																															
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																																																																																																																																	
(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順	緊急時対策所構内環境設備を運転している場合	酸素濃度計																																																																																																																																																																															
c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合	二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																															
	空気供給装置使用時	流量調整ユニット流量計																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内差圧計																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内環境監視	緊急時対策所内差圧計																																																																																																																																																																															
(2) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ																																																																																																																																																																															
b. 空気供給装置への切替準備手順	初心損傷	初心損傷が生じた旨の連絡、通報																																																																																																																																																																															
	原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報																																																																																																																																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ																																																																																																																																																																															
c. 空気供給装置への切替手順	緊急時対策所内の放射線量	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ																																																																																																																																																																															
	空気供給装置使用時	流量調整ユニット流量計																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内差圧計																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計																																																																																																																																																																															
		二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																															
(4) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ																																																																																																																																																																															
d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所内の放射線量	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気流量計																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内差圧計																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計																																																																																																																																																																															
		二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																															
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																																																																																																																																																																	
(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順	電源	電源車（緊急時対策所用）																																																																																																																																																																															
b. 電源車（緊急時対策所用）移動手順	電源	緊急時対策所コントロールセンタ																																																																																																																																																																															
c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順	電源	緊急時対策所電源車切替電																																																																																																																																																																															
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																																																															
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																																																																																																																																	
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順																																																																																																																																																																																	
a. 緊急時対策所立ち上げ時の手順	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内環境気放射線モニタ (D/N)																																																																																																																																																																															
	原子炉圧力容器温度	格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)																																																																																																																																																																															
	原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内環境気酸素濃度																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内差圧監視	差圧計																																																																																																																																																																															
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順																																																																																																																																																																																	
b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順																																																																																																																																																																																	
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計																																																																																																																																																																															
		二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																															
	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内環境気放射線モニタ (D/N)																																																																																																																																																																															
	格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)	格納容器内環境気放射線モニタ (S/C)																																																																																																																																																																															
	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)																																																																																																																																																																															
	原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内環境気酸素濃度																																																																																																																																																																															
	原子炉格納容器内の圧力、温度	ドライウェル圧力 ドライウェル温度																																																																																																																																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等																																																																																																																																																																																	
b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順																																																																																																																																																																																	
	緊急時対策所内差圧監視	差圧計																																																																																																																																																																															
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																																																															
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																																																																																																																																	
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順																																																																																																																																																																																	
a. 可搬型空気浄化装置運転手順	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力																																																																																																																																																																															
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順																																																																																																																																																																																	
c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1.0%を超える場合	酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																															
	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力																																																																																																																																																																															
	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力																																																																																																																																																																															
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等																																																																																																																																																																																	
b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト																																																																																																																																																																															
	原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>第 1.18.2 表 重大事故等対処に係る監視計器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機運転手順</td> <td>監視 計器 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急時対策所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>監視 計器 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 6.2号炉原子炉建屋内緊急時対策所 での巻掛装置への立ち昇る場合 の対応の手順</td> <td>監視 計器 空間線量率 ガンマ線量率</td> <td>可搬型モニタリングポスト 二酸化炭素濃度計 可搬型モニタリングポスト 放射線測定器放射線レベル計 (CRP)</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 6.1カーネル炉内緊急時対策所 による4号炉原子炉建屋内緊急時 対策所(対策本部)の搬出のための 手順手順</td> <td>監視 計器 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 居住化装置(空気ポンプ)から4号 炉原子炉建屋内緊急時対策所可 搬型居住化空調機への切替手順</td> <td>監視 計器 空間線量率</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順</td> <td>監視 計器 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順</td> <td>監視 計器 —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機運転手順	監視 計器 —	—	(2) 緊急時対策所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	監視 計器 —	—	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 6.2号炉原子炉建屋内緊急時対策所 での巻掛装置への立ち昇る場合 の対応の手順	監視 計器 空間線量率 ガンマ線量率	可搬型モニタリングポスト 二酸化炭素濃度計 可搬型モニタリングポスト 放射線測定器放射線レベル計 (CRP)	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 6.1カーネル炉内緊急時対策所 による4号炉原子炉建屋内緊急時 対策所(対策本部)の搬出のための 手順手順	監視 計器 —	—	(4) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 居住化装置(空気ポンプ)から4号 炉原子炉建屋内緊急時対策所可 搬型居住化空調機への切替手順	監視 計器 空間線量率	可搬型モニタリングポスト	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等			(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順	監視 計器 —	—	(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順	監視 計器 —	—		<p>監視計器一覧(2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順</td> <td>判断基準 緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作 緊急時対策所内の放射線量率</td> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">c. 空気供給装置への切替手順</td> <td>操作 空気供給装置使用時</td> <td>空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>操作 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>判断基準 緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作 可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>操作 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>判断基準 フィルタユニットの性能の低下 (フィルタ差圧の上昇等)</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>操作 可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>判断基準 電源</td> <td>緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置 バッテリー運転警報及び表示灯 1号炉 4-E母線¹電圧 3号炉 4-B1母線²電圧</td> </tr> <tr> <td>操作 電源</td> <td>緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。2号炉常用母線から1号炉常用母線を介して給電することも可能である。 ※2：3号炉非常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト	操作 緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	c. 空気供給装置への切替手順	操作 空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力	操作 緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト	操作 可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	操作 緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等			(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準 フィルタユニットの性能の低下 (フィルタ差圧の上昇等)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	操作 可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準 電源	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置 バッテリー運転警報及び表示灯 1号炉 4-E母線 ¹ 電圧 3号炉 4-B1母線 ² 電圧	操作 電源	緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)	<p>【大飯・女川】 設備構成の相違</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																									
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機運転手順	監視 計器 —	—																																																																							
(2) 緊急時対策所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	監視 計器 —	—																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 6.2号炉原子炉建屋内緊急時対策所 での巻掛装置への立ち昇る場合 の対応の手順	監視 計器 空間線量率 ガンマ線量率	可搬型モニタリングポスト 二酸化炭素濃度計 可搬型モニタリングポスト 放射線測定器放射線レベル計 (CRP)																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 6.1カーネル炉内緊急時対策所 による4号炉原子炉建屋内緊急時 対策所(対策本部)の搬出のための 手順手順	監視 計器 —	—																																																																							
(4) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 居住化装置(空気ポンプ)から4号 炉原子炉建屋内緊急時対策所可 搬型居住化空調機への切替手順	監視 計器 空間線量率	可搬型モニタリングポスト																																																																							
1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等																																																																									
(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順	監視 計器 —	—																																																																							
(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順	監視 計器 —	—																																																																							
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																									
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト																																																																							
	操作 緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																																							
c. 空気供給装置への切替手順	操作 空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力																																																																							
	操作 緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト																																																																							
	操作 可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																							
d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	操作 緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計																																																																							
	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等																																																																								
(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準 フィルタユニットの性能の低下 (フィルタ差圧の上昇等)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																							
	操作 可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																							
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																																																									
(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準 電源	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置 バッテリー運転警報及び表示灯 1号炉 4-E母線 ¹ 電圧 3号炉 4-B1母線 ² 電圧																																																																							
	操作 電源	緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)																																																																							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>緊急時対策所コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム</td> <td>3 データ伝送設備電源切替分電盤 4 データ伝送設備電源切替分電盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策所コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	条文	供給対象設備	受電盤	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所コントロールセンタ	安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	3 データ伝送設備電源切替分電盤 4 データ伝送設備電源切替分電盤		SPDS表示装置	緊急時対策所コントロールセンタ	<p>第1.18-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>原電元 給電母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用送風機</td> <td>400V 緊急時対策所星-モータコントロールセンタ1-1</td> </tr> <tr> <td>400V 緊急時対策所星-モータコントロールセンタ1-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDS伝送装置</td> <td>125V直流主母線盤1-1</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線盤1-2</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>125V直流主母線盤1-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>125V直流主母線盤1-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	対象条文	供給対象設備	原電元 給電母線	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策所星-モータコントロールセンタ1-1	400V 緊急時対策所星-モータコントロールセンタ1-2	SPDS伝送装置	125V直流主母線盤1-1	125V直流主母線盤1-2	SPDS表示装置	125V直流主母線盤1-1			125V直流主母線盤1-2	<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン</td> <td>緊急時対策所 指揮所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 待機所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ表示端末</td> <td>緊急時対策所 指揮所100V分電盤</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所通信設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機 ERSS伝送サーバ</td> <td>SPDS/TSCP用 切替器分電盤</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	受電盤	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤	緊急時対策所 待機所200V分電盤	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤	緊急時対策所通信設備分電盤	データ収集計算機 ERSS伝送サーバ	SPDS/TSCP用 切替器分電盤	<p>【大飯・女川】 ・設備構成の相違</p>																																															
条文	供給対象設備	受電盤																																																																																						
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所コントロールセンタ																																																																																						
	安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	3 データ伝送設備電源切替分電盤 4 データ伝送設備電源切替分電盤																																																																																						
	SPDS表示装置	緊急時対策所コントロールセンタ																																																																																						
対象条文	供給対象設備	原電元 給電母線																																																																																						
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策所星-モータコントロールセンタ1-1																																																																																						
		400V 緊急時対策所星-モータコントロールセンタ1-2																																																																																						
	SPDS伝送装置	125V直流主母線盤1-1																																																																																						
		125V直流主母線盤1-2																																																																																						
SPDS表示装置	125V直流主母線盤1-1																																																																																							
		125V直流主母線盤1-2																																																																																						
対象条文	供給対象設備	受電盤																																																																																						
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤																																																																																						
		緊急時対策所 待機所200V分電盤																																																																																						
	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤																																																																																						
		緊急時対策所通信設備分電盤																																																																																						
データ収集計算機 ERSS伝送サーバ	SPDS/TSCP用 切替器分電盤																																																																																							
<p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等 対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム IP電話 IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>運転指令設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定） 保安電話（携帯） 衛星保安電話</td> <td rowspan="2">多様性 拡張設備</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線通話装置（固定型）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>加入ファクシミリ</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		重大事故等 対処設備	衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム	携行型通話装置	携行型通話装置	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX	運転指令設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 衛星保安電話	多様性 拡張設備	無線連絡設備	無線通話装置（固定型）	テレビ会議システム	社内TV会議システム	加入電話設備	加入電話	加入ファクシミリ	加入ファクシミリ	<p>第1.18-4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議システム （指揮所・待機所間）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話（地上系）</td> </tr> <tr> <td>IP電話（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX（地上系） IP-FAX（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>ハンドセット</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定） 保安電話（FAX） 衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>加入電話機</td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内テレビ会議システム</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型）	無線連絡設備	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	インターフォン	インターフォン	テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	IP電話（地上系）	IP電話（衛星系）	IP-FAX（地上系） IP-FAX（衛星系）	移動無線設備	移動無線設備（固定型）	運転指令設備	ハンドセット	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（FAX） 衛星保安電話	加入電話機	加入FAX	加入電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）	専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）	テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	<p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等 対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議システム （指揮所・待機所間）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話（地上系）</td> </tr> <tr> <td>IP電話（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX（地上系） IP-FAX（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>ハンドセット</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定） 保安電話（FAX） 衛星保安電話</td> <td rowspan="3">自主 対策設備</td> </tr> <tr> <td>加入電話機</td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内テレビ会議システム</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		重大事故等 対処設備	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	インターフォン	インターフォン	テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	IP電話（地上系）	IP電話（衛星系）	IP-FAX（地上系） IP-FAX（衛星系）	移動無線設備	移動無線設備（固定型）	運転指令設備	ハンドセット	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（FAX） 衛星保安電話	自主 対策設備	加入電話機	加入FAX	加入電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）	専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）	テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	<p>自主 対策設備</p>
対応設備		重大事故等 対処設備																																																																																						
衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）																																																																																							
緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム																																																																																							
携行型通話装置	携行型通話装置																																																																																							
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX																																																																																							
運転指令設備	運転指令設備																																																																																							
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 衛星保安電話	多様性 拡張設備																																																																																						
	無線連絡設備		無線通話装置（固定型）																																																																																					
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																							
加入電話設備	加入電話																																																																																							
加入ファクシミリ	加入ファクシミリ																																																																																							
対応設備																																																																																								
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型）																																																																																							
	無線連絡設備																																																																																							
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）																																																																																							
インターフォン	インターフォン																																																																																							
テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）																																																																																							
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム																																																																																							
	IP電話（地上系）																																																																																							
	IP電話（衛星系）																																																																																							
	IP-FAX（地上系） IP-FAX（衛星系）																																																																																							
移動無線設備	移動無線設備（固定型）																																																																																							
運転指令設備	ハンドセット																																																																																							
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（FAX） 衛星保安電話																																																																																							
	加入電話機																																																																																							
	加入FAX																																																																																							
加入電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）																																																																																							
専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）																																																																																							
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム																																																																																							
対応設備		重大事故等 対処設備																																																																																						
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型）																																																																																							
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）																																																																																							
インターフォン	インターフォン																																																																																							
テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）																																																																																							
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム																																																																																							
	IP電話（地上系）																																																																																							
	IP電話（衛星系）																																																																																							
	IP-FAX（地上系） IP-FAX（衛星系）																																																																																							
移動無線設備	移動無線設備（固定型）																																																																																							
運転指令設備	ハンドセット																																																																																							
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（FAX） 衛星保安電話	自主 対策設備																																																																																						
	加入電話機																																																																																							
	加入FAX																																																																																							
加入電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）																																																																																							
専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）																																																																																							
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>第 1.18.3 表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1" data-bbox="107 284 676 491"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元 給電設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【1.14】 緊急時対策所の居住性等に関する 予備電源</td> <td>予備電源（緊急時用） 蓄電池装置</td> <td>交流分電盤①</td> </tr> <tr> <td>二階化用非常用照明</td> <td>交流分電盤①</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム制御装置</td> <td>交流分電盤①</td> </tr> <tr> <td>SFRS 表示装置</td> <td>交流分電盤①</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>第 1.18.4 表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="107 598 676 826"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急電話設備</td> <td>緊急電話設備（常設）</td> </tr> <tr> <td>緊急電話設備（可搬型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（常設）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時予備電源ネットワークを有した通信連絡設備</td> <td>予備電源システム</td> </tr> <tr> <td>予備電源システム</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元 給電設備	【1.14】 緊急時対策所の居住性等に関する 予備電源	予備電源（緊急時用） 蓄電池装置	交流分電盤①	二階化用非常用照明	交流分電盤①	緊急時対策支援システム制御装置	交流分電盤①	SFRS 表示装置	交流分電盤①	対応設備		緊急電話設備	緊急電話設備（常設）	緊急電話設備（可搬型）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）	無線連絡設備（可搬型）	緊急時予備電源ネットワークを有した通信連絡設備	予備電源システム	予備電源システム			
対象条文	供給対象設備	給電元 給電設備																								
【1.14】 緊急時対策所の居住性等に関する 予備電源	予備電源（緊急時用） 蓄電池装置	交流分電盤①																								
	二階化用非常用照明	交流分電盤①																								
	緊急時対策支援システム制御装置	交流分電盤①																								
	SFRS 表示装置	交流分電盤①																								
対応設備																										
緊急電話設備	緊急電話設備（常設）																									
	緊急電話設備（可搬型）																									
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）																									
	無線連絡設備（可搬型）																									
緊急時予備電源ネットワークを有した通信連絡設備	予備電源システム																									
	予備電源システム																									

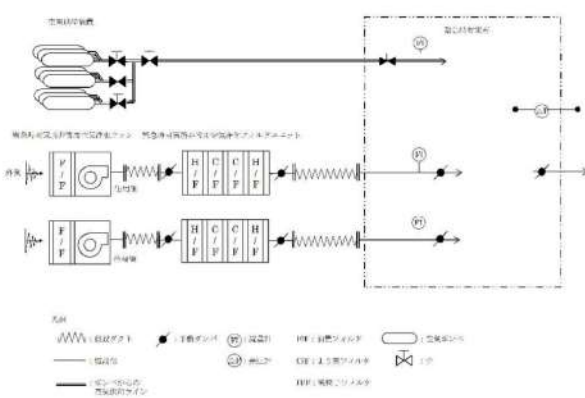
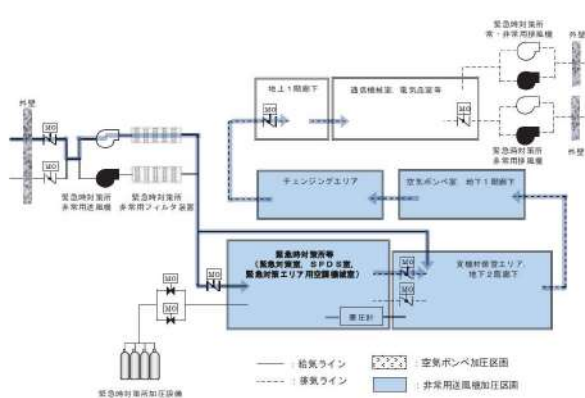
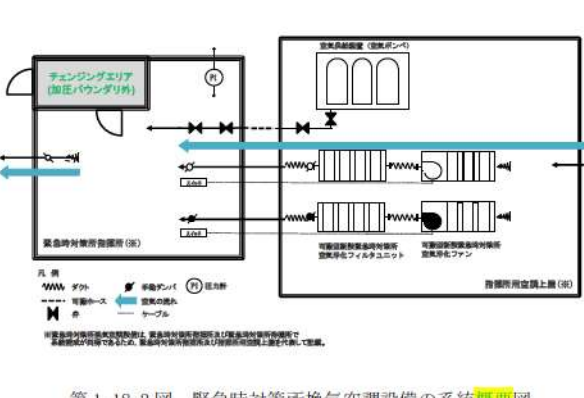
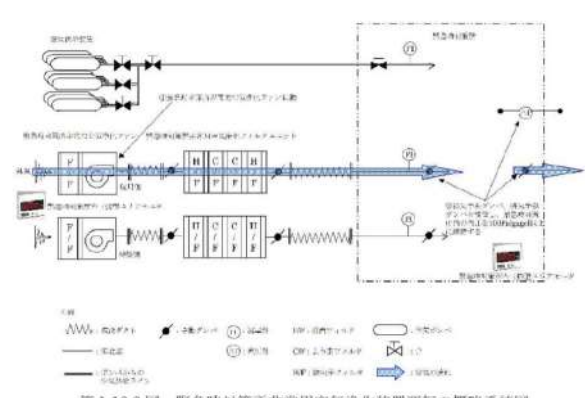
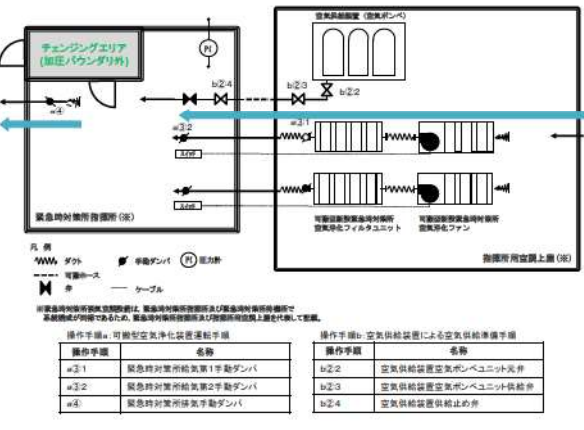
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所内機能電源喪失</p> <p>第 1.18.1 図 機能喪失原因対策分析 (緊急時対策所電源喪失)</p>	<p>緊急時対策所全交流動力電源喪失</p> <p>第 1.18-1 図 機能喪失原因対策分析 (緊急時対策所全交流動力電源喪失)</p>	<p>緊急時対策所交流動力電源喪失</p> <p>第 1.18.1 図 機能喪失原因対策分析 (緊急時対策所交流動力電源喪失)</p>	<p>【大阪・女川】 ・設備構成の相違（相違理由⑩）</p> <p>【柏崎】 記載表現の相違（2-3 ①の相違）</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所全交流動力電源喪失</p> <p>第 1.18.1 図 機能喪失原因対策分析 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所全交流動力電源喪失)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第1.18.2図 緊急時対策所換気設備の概略系統図</p>	 <p>第1.18-2図 緊急時対策所換気設備の概略系統図 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)</p>	 <p>第1.18.2図 緊急時対策所換気設備の概略系統図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)</p>	<p>【大阪・女川】 ・設備構成の相違</p>																
 <p>第1.18.3図 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転の概略系統図</p>		 <p>第1.18.3図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置（空気ポンベ）準備の概略系統図</p> <table border="1" data-bbox="1388 1005 1904 1101"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>名称</th> <th>操作手順</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>w2-1</td> <td>緊急時対策所給気第1手動ダンパ</td> <td>b2-2</td> <td>空気供給装置空気ポンベユニット先弁</td> </tr> <tr> <td>w2-2</td> <td>緊急時対策所給気第2手動ダンパ</td> <td>b2-3</td> <td>空気供給装置空気ポンベユニット供給弁</td> </tr> <tr> <td>w2-4</td> <td>緊急時対策所給気手動ダンパ</td> <td>b2-4</td> <td>空気供給装置供給止め弁</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順	名称	操作手順	名称	w2-1	緊急時対策所給気第1手動ダンパ	b2-2	空気供給装置空気ポンベユニット先弁	w2-2	緊急時対策所給気第2手動ダンパ	b2-3	空気供給装置空気ポンベユニット供給弁	w2-4	緊急時対策所給気手動ダンパ	b2-4	空気供給装置供給止め弁	
操作手順	名称	操作手順	名称																
w2-1	緊急時対策所給気第1手動ダンパ	b2-2	空気供給装置空気ポンベユニット先弁																
w2-2	緊急時対策所給気第2手動ダンパ	b2-3	空気供給装置空気ポンベユニット供給弁																
w2-4	緊急時対策所給気手動ダンパ	b2-4	空気供給装置供給止め弁																



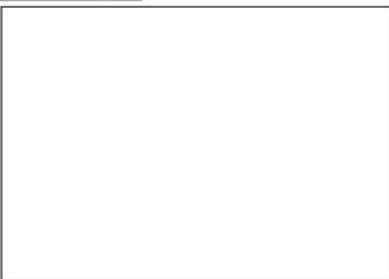
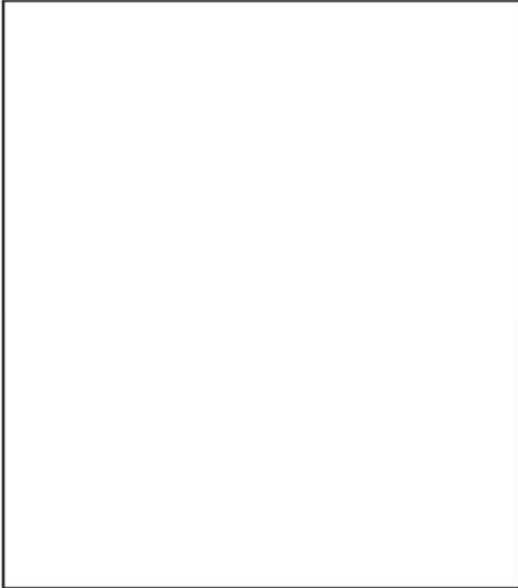
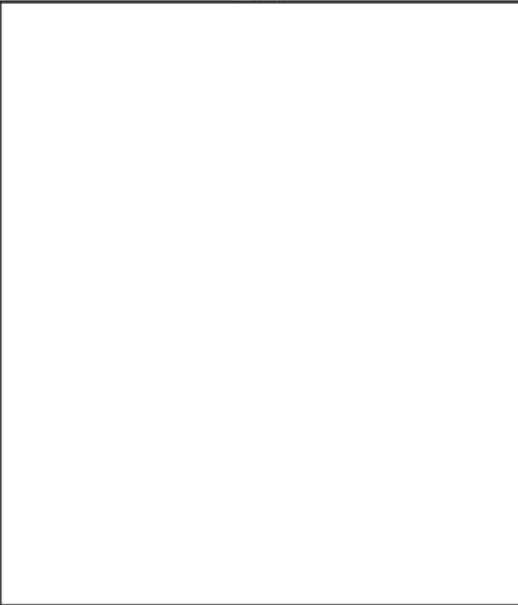
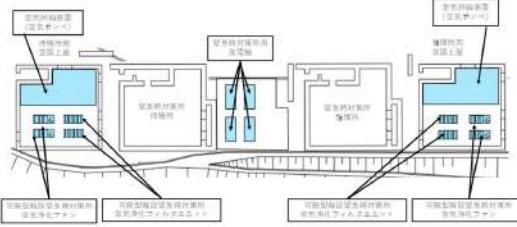
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化装置運転 タイムチャート</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>緊急時対策所非常用送風機運転手順タイムチャート</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転及び空気供給装置(空気ポンプ)による空気供給準備タイムチャート</p>	<p>相違理由</p>
<p>第1.18.4図 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転 タイムチャート</p> <p>緊急時対策所非常用送風機運転手順タイムチャート</p>	<p>第1.18-3図 緊急時対策所非常用送風機運転手順タイムチャート</p>	<p>第1.18.4図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転及び空気供給装置(空気ポンプ)による空気供給準備タイムチャート</p>	<p>【女川】 ・設備構成の相違 泊は可搬型空気浄化装置の運転前に可搬ダクト接続等の系統構成が必要であることから、操作時間に相違はあるものの、緊急時対策所立ち上げ時に操作に着手し屋外環境が悪化する前に運転可能であることから居住性に影響は与えない。 また、可搬型空気浄化装置の運転に引き続き、空気供給装置使用前の事前の系統構成を行うことについては大飯と同様)</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p>			
<p>第1.18.3図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機運転手順タイムチャート</p>			
<p>第1.18.5図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機運転手順タイムチャート</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>特異みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>第1.18.6図 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所（対策本部） 可搬型掃圧化空調機、掃圧化装置（空気ポンプ） 配置図</p> <p>特異みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>第1.18.7図 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所（待機場所） 可搬型掃圧化空調機、掃圧化装置（空気ポンプ） 配置図 （5号炉原子炉建屋 地上3階）</p> <p>特異みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>第1.18.8図 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所（待機場所） 掃圧化装置（空気ポンプ） 配置図 （5号炉原子炉建屋 地上2階）</p>	 <p>第1.18-4図 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置 設置場所</p>  <p>第1.18-5図 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ） 設置場所</p>	 <p>第1.18.5図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンプ）設置場所</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成、配置の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)							備考
		0	10	20	30	40	50	60	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置	緊急安全対策要員 1								
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置	緊急安全対策要員 1								

※1 稼働時間に防護員の費用時間を含む。

第1.18.6図 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)							備考
		0	10	15	20	25	30	35	
空気供給装置への切替準備	緊急時対策本要員 2								

第1.18.7図 空気供給装置への切替準備 タイムチャート

【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】

手順の項目	要員	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	30	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順	保安班 2名							

第1.18.9図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順タイムチャート

女川原子力発電所2号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	10	20	30	40	50	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置準備	燃料検査班 2							

第1.18-6図 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順タイムチャート

泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)							備考
		0	10	20	30	40	50	60	
緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置準備	2								

第1.18.6図 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置 タイムチャート

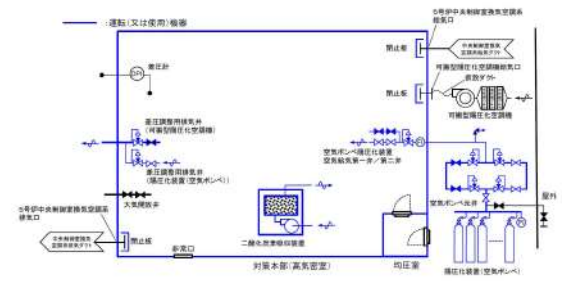
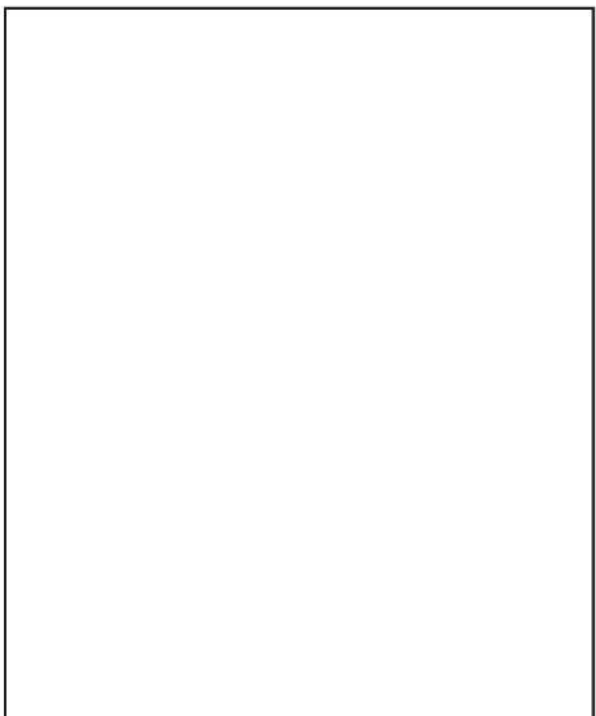
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)							備考
		0	5	10	15	20	25	30	
空気供給装置(空気ポンプ)への切替準備	1								
事務員(指所)	2								
事務員(指所)	2								

第1.18.7図 空気供給装置(空気ポンプ)への切替準備 タイムチャート

【女川】
 ・設備構成の相違
 女川はパネル操作により空気ポンプによる加圧へ切替を行うが、泊は切替のために緊急時対策所内での操作が一部発生するため、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合は、事前に人員を配置し操作準備を行う。(大飯と同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p>  <p>第1.18.11図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備 系統概略図 （ブルーム通過中；陽圧化装置（空気ポンプ）による陽圧化）</p> <table border="1" data-bbox="112 718 672 1069"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">経過時間 (分)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予期の発生</td> <td>要員</td> <td colspan="7">▽可搬型エアモニタの警報発生 ▽可搬型陽圧化空調機停止/空気ポンプ陽圧化装置起動 ▽陽圧化状態の達成完了 ▽可搬型陽圧化空調機停止</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機停止手動</td> <td>作業員 2名</td> <td></td> <td>結露防止用配管の遮断（対策本部内作業）</td> <td>高気圧室空気口に閉止板を挿入（対策本部内作業）</td> <td>室内陽圧確認（対策本部内作業）</td> <td>連絡（可搬型空調機設置場所）へ移動</td> <td>空調機停止（対策本部内作業）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）起動手動</td> <td>作業員 1名</td> <td></td> <td>空気ポンプ陽圧化装置空気供給第一/第二段階操作（対策本部内作業）</td> <td>部屋調整用配管の遮断（対策本部内作業）</td> <td>室内陽圧確認（対策本部内作業）</td> <td></td> <td>二酸化炭素検知装置動作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.18.12図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機停止及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）起動手順タイムチャート</p>			経過時間 (分)								0	1	2	3	4	5	6	予期の発生	要員	▽可搬型エアモニタの警報発生 ▽可搬型陽圧化空調機停止/空気ポンプ陽圧化装置起動 ▽陽圧化状態の達成完了 ▽可搬型陽圧化空調機停止							5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機停止手動	作業員 2名		結露防止用配管の遮断（対策本部内作業）	高気圧室空気口に閉止板を挿入（対策本部内作業）	室内陽圧確認（対策本部内作業）	連絡（可搬型空調機設置場所）へ移動	空調機停止（対策本部内作業）		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）起動手動	作業員 1名		空気ポンプ陽圧化装置空気供給第一/第二段階操作（対策本部内作業）	部屋調整用配管の遮断（対策本部内作業）	室内陽圧確認（対策本部内作業）		二酸化炭素検知装置動作		<p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>第1.18-10図 緊急時対策所 見取り図</p>		
		経過時間 (分)																																													
		0	1	2	3	4	5	6																																							
予期の発生	要員	▽可搬型エアモニタの警報発生 ▽可搬型陽圧化空調機停止/空気ポンプ陽圧化装置起動 ▽陽圧化状態の達成完了 ▽可搬型陽圧化空調機停止																																													
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機停止手動	作業員 2名		結露防止用配管の遮断（対策本部内作業）	高気圧室空気口に閉止板を挿入（対策本部内作業）	室内陽圧確認（対策本部内作業）	連絡（可搬型空調機設置場所）へ移動	空調機停止（対策本部内作業）																																								
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）起動手動	作業員 1名		空気ポンプ陽圧化装置空気供給第一/第二段階操作（対策本部内作業）	部屋調整用配管の遮断（対策本部内作業）	室内陽圧確認（対策本部内作業）		二酸化炭素検知装置動作																																								

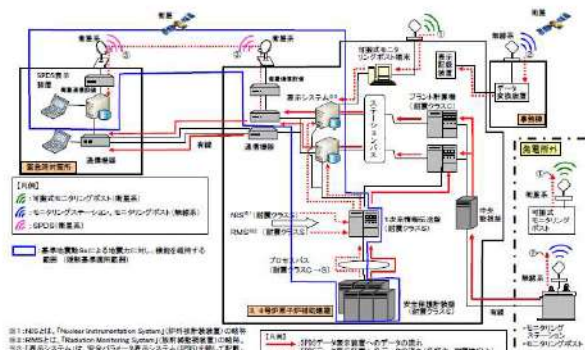
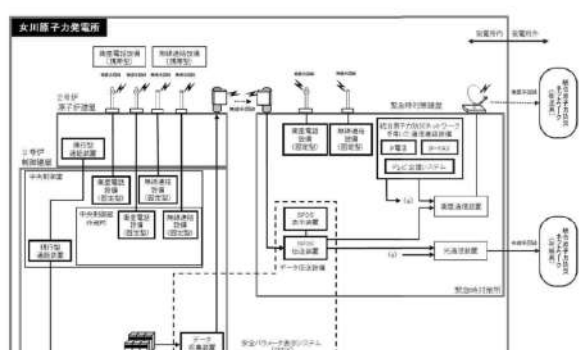
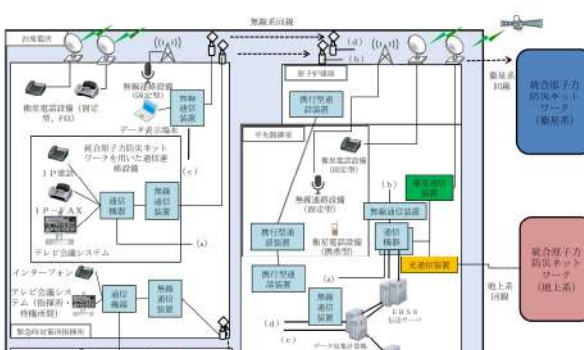
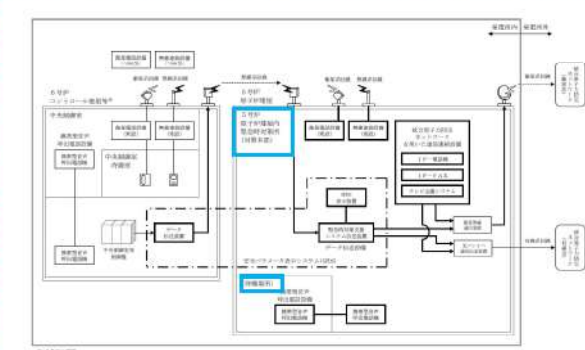
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特記の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 200px; margin: 10px auto;"></div> <p>第 1.18.15 図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 見取り図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="12">経過時間 (分)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th><th>5</th><th>10</th><th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>30</th><th>35</th><th>40</th><th>45</th><th>50</th><th>55</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(見取り図)</td> <td>緊急時</td> <td colspan="12"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働開始 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働終了 </div> </td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(見取り図)</td> <td>緊急時</td> <td colspan="12"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働開始 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働終了 </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1.18.16 図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンプ)から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替え手順タイムチャート</p>			経過時間 (分)														0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(見取り図)	緊急時	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働開始 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働終了 </div>												5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(見取り図)	緊急時	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働開始 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働終了 </div>														
		経過時間 (分)																																																									
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55																																														
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(見取り図)	緊急時	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働開始 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働終了 </div>																																																									
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(見取り図)	緊急時	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働開始 可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)の稼働終了 </div>																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.18.11図 緊急時対策所情報収集設備の概要</p>	 <p>第1.18-12図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要</p>	 <p>第1.18.12図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要</p>	<p>【大飯・女川】 ・設備構成の相違</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p>			
 <p>第1.18.23図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要</p>			

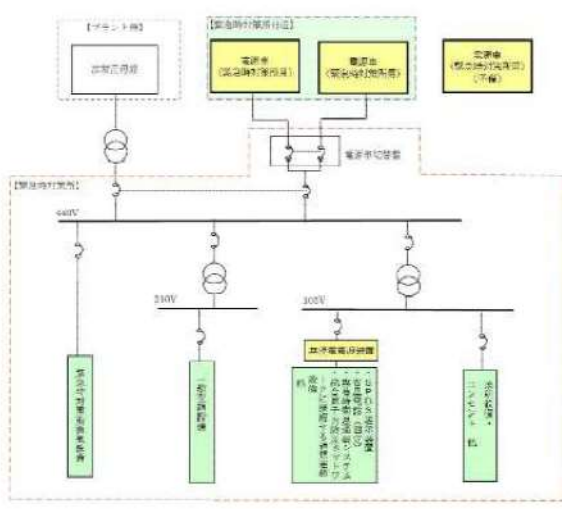
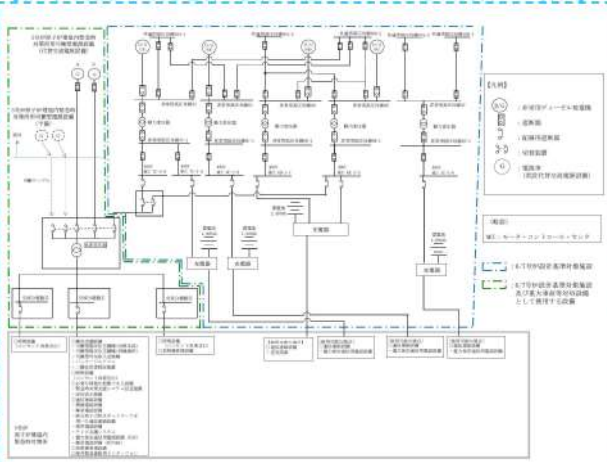
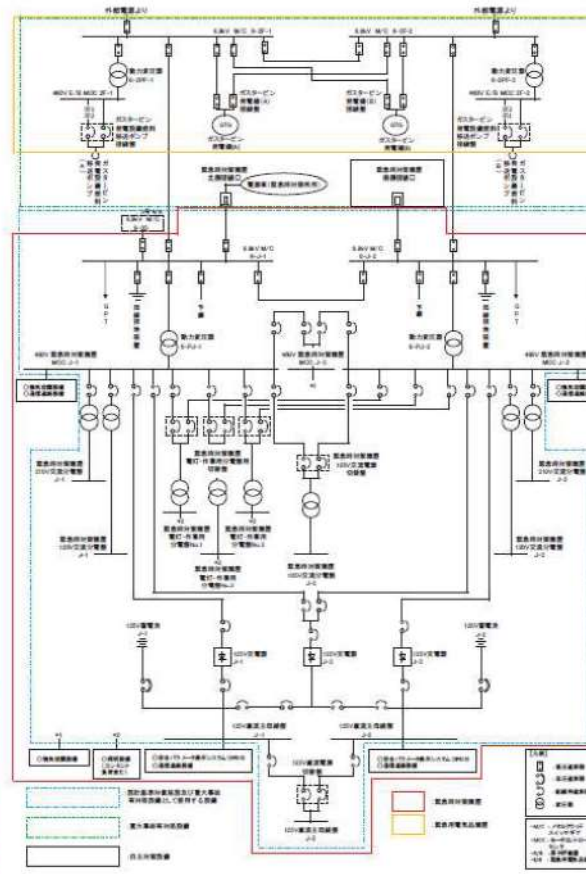
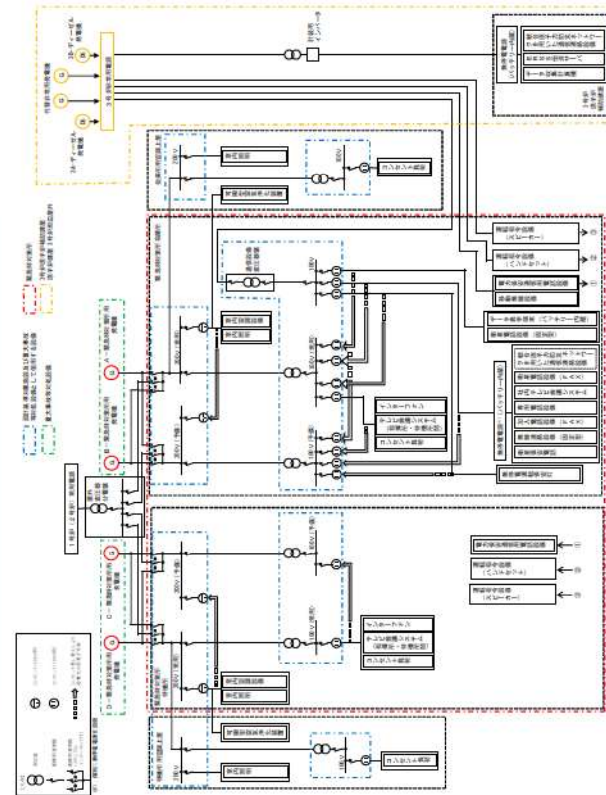
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.18.12図 緊急時対策所非常用空気浄化装置の切替 タイムチャート</p>	<p>第1.18-13図 緊急時対策所チェンジングエリア設置手順タイムチャート</p> <p>第1.18-14図 緊急時対策所換気空調系切替手順タイムチャート</p>	<p>第1.18.13図 緊急時対策所チェンジングエリア設置手順タイムチャート</p> <p>第1.18.14図 可搬型空気浄化装置切替 タイムチャート</p>	<p>【女川】設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>第1.18.24図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア設置手順タイムチャート</p> <p>第1.18.25図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型陽圧化空調機の切替手順タイムチャート</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>第1.18.13図 緊急時対策所 給電系統概要</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p>  <p>第1.18.26図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 給電系統概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第1.18-15図 緊急時対策所 給電系統概要図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1.18.15図 緊急時対策所 給電系統概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯・女川】 ・設備構成の相違（相違理由④）</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違（2-3 ①の相違）</p>

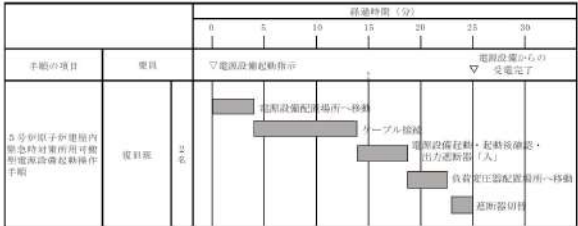
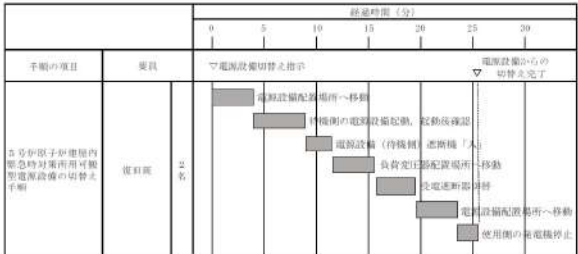
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.18.14図 電源車（緊急時対策所用）準備 タイムチャート</p>	<p>第1.18-16図 電源車（緊急時対策所用）起動操作タイムチャート</p>	<p>第1.18.16図 緊急時対策所用発電機の準備操作 タイムチャート</p>	<p>【女川】設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機は運転前にケーブルの接続を行う必要があることから、準備操作手順を整備。(運転前にケーブル接続を行うことについては大阪と同様)</p>
<p>第1.18.15図 電源車（緊急時対策所用）起動 タイムチャート</p>	<p>第1.18-17図 予備電源車（自主対策設備）起動操作タイムチャート</p>	<p>第1.18.17図 緊急時対策所用発電機の起動操作 タイムチャート</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 女川2号炉の予備電源車（自主対策設備）に相当するものは配備していないが、泊3号炉で代替電源である緊急時対策所用発電機を複数台配備することで多重性を確保する設計としており、故障等を想定した場合でも緊急時対策所への給電継続が可能であることから重大事故等対処への影響はない。</p>
<p>第1.18.16図 電源車（緊急時対策所用）切替 タイムチャート</p>		<p>第1.18.18図 緊急時対策所用発電機の切替操作 タイムチャート</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p>  <p>第 1.18.27 図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 起動操作手順タイムチャート</p>  <p>第 1.18.28 図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 切替え手順タイムチャート</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（図表）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<div data-bbox="120 209 680 603" style="border: 2px solid black; height: 247px; width: 250px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="232 608 562 624">第1.18.17図 タンクローリーによるアクセスルート</p> <div data-bbox="327 667 696 691" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>特記の範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="109 746 680 914"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">社員管理（特記）</th> <th>運営</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員（数）</td> <td colspan="5"> 1. 運転、監視 2. 運転（緊急時対策所用）への転出開始 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電源車（緊急時対策所用）燃料補給</td> <td rowspan="4">緊急時対策要員</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1. 運転、モニタローテーション（緊急時） 2. 燃料補給 </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1. 運転 2. 燃料補給 </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1. 運転 2. 燃料補給 3. 電源車（緊急時対策所用）への転出開始 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="109 914 472 933">注1 運転、モニタローテーションの人数は1名以上、電源車（緊急時対策所用）への転出は、時間を含む。</p> <p data-bbox="109 933 533 949">注2 3名のうち2名がモニタローテーションの転出を行い、1名は燃料補給のモニタローテーションの転出を要する。</p> <p data-bbox="161 954 629 970">第1.18.18図 電源車（緊急時対策所用）燃料補給 タイムチャート</p> </div>			社員管理（特記）				運営			1	2	3	4		手順の項目	要員（数）	1. 運転、監視 2. 運転（緊急時対策所用）への転出開始					電源車（緊急時対策所用）燃料補給	緊急時対策要員	1	2	3	4		1. 運転、モニタローテーション（緊急時） 2. 燃料補給					1. 運転 2. 燃料補給					1. 運転 2. 燃料補給 3. 電源車（緊急時対策所用）への転出開始							<p data-bbox="1973 172 2152 427">【大飯】・記載方針の相違（女川実績の反映） 緊急時対策所用発電機への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p>
		社員管理（特記）				運営																																								
		1	2	3	4																																									
手順の項目	要員（数）	1. 運転、監視 2. 運転（緊急時対策所用）への転出開始																																												
電源車（緊急時対策所用）燃料補給	緊急時対策要員	1	2	3	4																																									
		1. 運転、モニタローテーション（緊急時） 2. 燃料補給																																												
		1. 運転 2. 燃料補給																																												
		1. 運転 2. 燃料補給 3. 電源車（緊急時対策所用）への転出開始																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

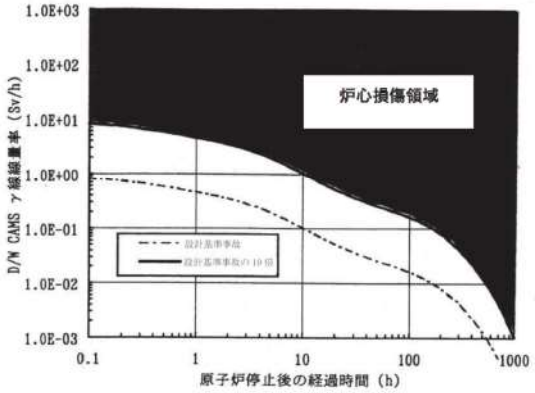
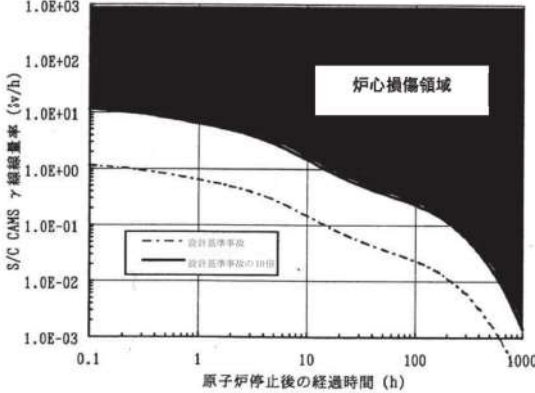
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準解釈対応手順</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>機述</th> <th>整備する手順</th> <th>基準解釈対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な指示及び通信連絡</td> <td>1.18.2.2(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</td> <td>本文 ⑦</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">必要な数の要員の収容</td> <td>1.18.2.3(1)b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</td> <td rowspan="2">本文 ⑥ ⑧ ⑨</td> </tr> <tr> <td>1.18.2.3(2) 飲料水、食料等の維持管理</td> </tr> </tbody> </table>	基準解釈対応手順		備考	機述	整備する手順	基準解釈対応	必要な指示及び通信連絡	1.18.2.2(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	本文 ⑦	必要な数の要員の収容	1.18.2.3(1)b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	本文 ⑥ ⑧ ⑨	1.18.2.3(2) 飲料水、食料等の維持管理	<p>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準解釈対応手順</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>機能</th> <th>機器名称</th> <th>基準解釈対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な情報の記録</td> <td>対策の検討に必要な資料</td> <td>① ⑧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">必要な要員の収容</td> <td>防護員及びチェンジングエリア用資機材</td> <td rowspan="2">① ⑦ ⑧</td> </tr> <tr> <td>飲料水、食料等</td> </tr> </tbody> </table>	基準解釈対応手順		備考	機能	機器名称	基準解釈対応	必要な情報の記録	対策の検討に必要な資料	① ⑧	必要な要員の収容	防護員及びチェンジングエリア用資機材	① ⑦ ⑧	飲料水、食料等	
基準解釈対応手順		備考																											
機述	整備する手順	基準解釈対応																											
必要な指示及び通信連絡	1.18.2.2(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	本文 ⑦																											
必要な数の要員の収容	1.18.2.3(1)b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	本文 ⑥ ⑧ ⑨																											
	1.18.2.3(2) 飲料水、食料等の維持管理																												
基準解釈対応手順		備考																											
機能	機器名称	基準解釈対応																											
必要な情報の記録	対策の検討に必要な資料	① ⑧																											
必要な要員の収容	防護員及びチェンジングエリア用資機材	① ⑦ ⑧																											
	飲料水、食料等																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>居住性を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付2-1 炉心損傷の判断基準について</p> <p>炉心損傷に至るケースとしては、注水機能喪失により原子炉水位が有効燃料棒頂部（以下「TAF」という。）以上に維持できない場合において、原子炉水位が低下し、炉心が露出し冷却不全となる場合が考えられる。</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）では、原子炉への注水システムを十分に確保できず原子炉水位がTAF未満となった際に、格納容器内雰囲気放射線モニタを用いて、ドライウエル又はサブプレッションチェンバ内のガンマ線線量率の状況を確認し、第1図に示す設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合を、炉心損傷開始の判断としている。</p> <p>炉心損傷等により燃料被覆管から原子炉内に放出される希ガス等の核分裂生成物が、主蒸気逃がし安全弁等を介して原子炉格納容器内に流入する事象進展を捉まえて、原子炉格納容器内のガンマ線線量率の値の上昇を、運転操作における炉心損傷の進展割合の推定に用いているものである。</p> <p>また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故時に原子炉水位計、格納容器内雰囲気放射線レベル計等の計装設備が使用不能となり、炉心損傷を迅速に判断できなかったことに鑑み、格納容器内雰囲気放射線レベル計に頼らない炉心損傷の判断基準について検討しており、その結果、格納容器内雰囲気放射線モニタの使用不能の場合は、「原子炉圧力容器温度：300℃以上」を炉心損傷の判断基準として手順に追加する。</p> <p>原子炉圧力容器温度は、炉心が冠水している場合には、主蒸気逃がし安全弁動作圧力（安全弁機能の最大8.24MPa [gage]）における飽和温度約298℃を超えることはなく、300℃以上にならない。一方、原子炉水位の低下により炉心が露出した場合には過熱蒸気雰囲気となり、温度は飽和温度を超えて上昇するため、300℃以上になると考えられる。上記より、炉心損傷の判断基準を300℃以上としている。</p> <p>なお、炉心損傷判断は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用可能な場合は、当該計器にて判断を行う。</p>	<p>居住性を確保するための手順等の説明について</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 <p>女川は炉心損傷の判断基準として、従来から設定している線量率の状況に加えて、原子炉圧力容器温度 300℃以上を設定したことを説明したもの。泊においては、従来から炉心損傷の判断基準として、炉心出口温度 350℃以上かつ格納容器高レンジエリアモニタの指示値 1×10^5 mSv/h を設定しており新たに判断基準の追加は生じないことから資料は作成しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(1) ドライウェルのガンマ線線量率</p>  <p>(2) サプレッションチェンバのガンマ線線量率</p> <p>第1図 シビアアクシデント導入条件判断図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>添付2-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機運転操作について</p> <p>1. 操作概要</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減し、必要な換気を確保するため、可搬型陽圧化空調機を起動する。</p> <p>また、放射性ブルーム通過時においては、可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置（空気ポンペ）に切り替えることにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</p>	<p>添付2-2 緊急時対策所換気空調系運転操作について</p> <p>1. 操作概要</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置を通気することにより放射性物質の侵入を低減し、必要な換気を確保するため、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>また、放射性ブルーム通過時においては、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</p> <p>2. 必要要員数・実施可能時間</p> <p>(1) 必要要員数：保守班1名</p> <p>(2) 実施可能時間：緊急時対策所非常用送風機の起動 約5分 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧 約3分</p> <p>3. 系統構成</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の緊急時対策所換気空調系の系統概略図を第1図に、ブルーム通過中の緊急時対策所換気空調系の系統概略図を第2図に示す。</p>	<p>添付2-1 緊急時対策所換気空調設備運転操作について</p> <p>1. 操作概要</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを通気することにより放射性物質の侵入を低減し、必要な換気を確保するため、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>また、放射性ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンペ）に切替えることにより緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</p> <p>2. 必要要員数及び実施可能時間</p> <p>(1) 必要要員数：事務局員4名（指揮所側2名、待機所側2名）</p> <p>(2) 実施可能時間： 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動 約60分 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンペ）への切替え 約2分</p> <p>3. 系統構成</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の緊急時対策所換気空調設備の系統概要図を第1.18.21図に、ブルーム通過中の緊急時対策所換気空調設備の系統概要図を第1.18.22図に示す。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・設備の相違 女川はタッチパネルによる系統構成、ファン起動が可能であるが、泊は手動での系統構成及び指揮所・待機所それぞれで作業が必要となることから想定時間や必要要員数に相違がある。</p>

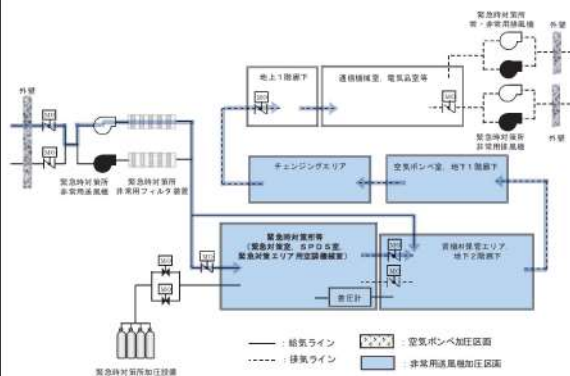
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

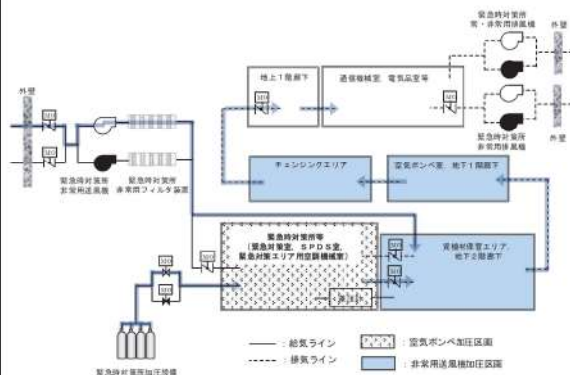
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

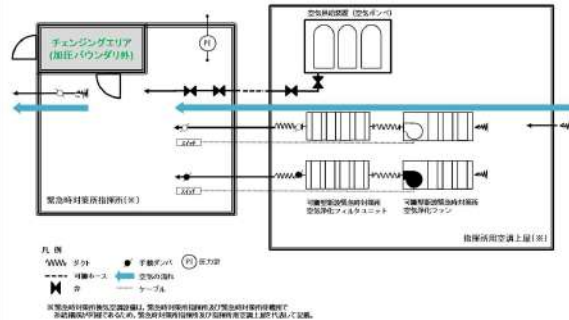
相違理由



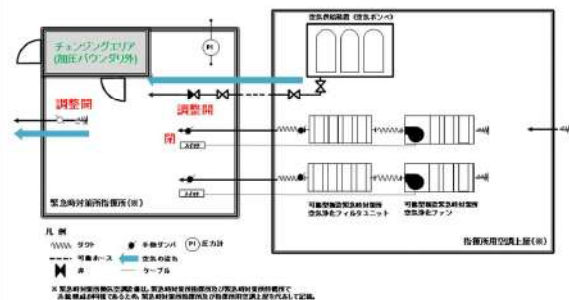
第1図 緊急時対策所換気空調系 系統概略図
 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)



第2図 緊急時対策所換気空調系 系統概略図
 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による正圧化)



第1.18.21図 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図
 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)



第1.18.22図 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図
 (ブルーム通過中：空気供給装置（空気ポンプ）による正圧化)

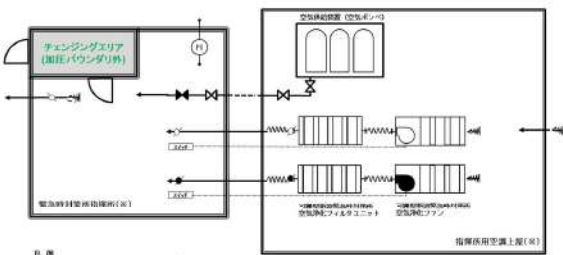
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根原子力発電所2号炉 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>4. 手順</p> <p>(1) 緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化時</p> <p>① 使用側の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットに緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト及び電源を接続する。</p> <p>② 緊急時対策所常用換気空調系給気隔離ダンパを閉止し、使用側の緊急時対策所空気浄化設備系給気隔離ダンパを調整開とする。</p> <p>③ 緊急時対策所内に設置する空気浄化装置操作盤にて使用側の緊急時対策所空気浄化送風機を起動する。</p> <p>④ 緊急時対策所空気浄化送風機からの流量指示値を確認し、必要により使用側の緊急時対策所空気浄化設備系給気隔離ダンパにて流量を調整する。</p> <p>⑤ 緊急時対策所チェンジングエリア排気隔離ダンパ及び緊急時対策所排気隔離ダンパを調整開とし、緊急時対策本部圧力を大気圧から正圧 100Pa 以上、緊急時対策所チェンジングエリア圧力を微正圧に調整する。</p> <p>⑥ 待機側の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットに緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト及び電源を接続し、待機側を待機させる。</p> <p>(2) 緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）による正圧化時</p> <p>① 緊急時対策所正圧化装置可搬型配管を接続する。</p> <p>② 緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）による緊急時対策所内の加圧に必要な系統構成（緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）から出口止め弁まで）を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。</p> <p>③ 緊急時対策所内に設置されている緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）の2次圧力調節弁入口弁を開とし、流量調節弁にて流量を調節する。</p> <p>④ 緊急時対策所チェンジングエリア排気隔離ダンパを緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）による加圧時の開度まで閉（調整開）するとともに緊急時対策所空気浄化設備系給気隔離ダンパを閉とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策所内に設置する空気浄化装置操作盤にて緊急時対策所空気浄化送風機を停止する。</p> <p>⑥ 緊急時対策所チェンジングエリア排気隔離ダンパ及び緊急時対策所排気隔離ダンパを調整開とし、緊急時対策本部圧力を大気圧から正圧 100Pa 以上、緊急時対策所チェンジングエリア圧力を微正圧に調整する。</p>	<p>4. 手順</p> <p>(1) ブルーム通過前及び通過後</p> <p>① 緊急時対策所換気空調系操作盤で、パネルの「通過前後」を選択することで、自動シーケンスにて、運転モードが「通常モード」から「ブルーム通過前後モード」に切り替わる。（自動シーケンスによる切替動作は以下のとおり。） 給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）を調整開、給排気隔離弁（緊対室給気）を開とすることで非常用換気ラインの系統を構成する。その後、緊急時対策所非常用送風機を起動することで、外気を非常用フィルタ装置にてフィルタ処理し、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を加圧する。</p> <p>② 緊急時対策建屋地下階と地上階との差圧調整は給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）にて自動制御する。また、緊急時対策所内のパネルにより、系統構成されていること及び所定の差圧（約20Pa）以上に加圧されていることを確認する。</p> <p>(2) ブルーム通過中</p> <p>① 緊急時対策所換気空調系操作盤で、パネルの「通過中」を選択することで、自動シーケンスにて、運転モードが「ブルーム通過前後モード」から「ブルーム通過中モード」に切り替わる。（自動シーケンスによる切替動作は以下のとおり。） 給排気隔離弁（緊対室給気）及び給排気隔離弁（緊対室排気）を閉とすることで加圧ラインの系統を構成する。その後、高圧空気ポンペ出口電動弁を開とし、緊急時対策所の加圧を開始し、給排気隔離弁（緊対室室圧調整）を調整開とする。</p> <p>② 緊急時対策所と隣接区画との差圧調整は給排気隔離弁（緊対室室圧調整）にて自動制御する。また、緊急時対策所内の差圧計又はパネルにより、系統構成されていること及び所定の差圧（約20Pa）以上に加圧されていることを確認する。</p> <p>③ ブルーム通過中モード運転中においては、酸素濃度18%以上及び二酸化炭素濃度1.0%以下であることを、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計で適時確認する。</p>	<p>4. 手順</p> <p>(1) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化時</p> <p>① 可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。</p> <p>② 緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>③ 緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17~25m³/min)を調整する。</p> <p>④ 緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(2) 空気供給装置（空気ポンペ）による正圧化時</p> <p>① 空気供給装置の仮設ホースの接続、ポンペ元弁の開放及び漏えい確認を行う。</p> <p>② 緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</p> <p>④ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</p> <p>⑥ 緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p>	<p>【女川】・設備の相違</p> <p>女川はタッチパネルにより自動で切替を行う設計であるが、泊の換気空調設備は、手動での操作であることから、手順に相違があるものの、緊急時対策所内の正圧化維持は可能であることから、居住性の確保に影響はない。（文書の構成は同様に手動操作である島根2号炉を参考）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>添付2-2 空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備</p> <p>1. 操作概要 空気供給装置（空気ポンベ）の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：4名（指揮所側：2名、待機所側：2名） 作業時間（想定）：70分 作業時間（訓練実績等）：46分</p> <p>3. 作業の成立性について アクセス性：夜間においても作業が可能のように可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携行していることからアクセス可能である。 作業環境：空気供給装置（空気ポンベ）の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。 操作性：緊急時対策所との接続に使用する仮設ホースは、簡便な接続方法により容易に接続することができる。空気供給装置は、緊急時対策所内の手動操作バルブにより操作することができる。 連絡手段：操作は緊急時対策所内及び空調上屋内で行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。</p>  <p>第1.18.23図 空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備概要図</p>	<p>・設備の相違 女川はタッチパネルにより自動で切替を行う設計であるが、泊の空気供給装置は、手動での系統構成が必要な箇所があることから本資料を作成している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>添付 2-3 緊急時対策所の周辺における希ガス通過後の換気設備の操作</p> <p>1. 操作概要 緊急時対策所の換気を空気供給装置（空気ポンプ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへ切り替える。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数： 4名（指揮所側：2名、待機所側：2名） 作業時間（想定）： 5分 作業時間（訓練実績等）： 4分</p> <ul style="list-style-type: none"> 希ガス通過後、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動（空気供給装置（空気ポンプ）による加圧停止） 緊急時対策所内の正圧（100Pa[gage]以上）を維持  <p>第1.18.24図 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 （ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化）</p>	<p>・記載方針の相違 女川はブルーム通過前後及通過中の換気設備運転としてまとめて記載している。泊は、分けて章立て記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>②必要換気量の考え方</p> <p>a. 収容人数</p> <p>5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）の換気設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前及び通過後」及び「②ブルーム通過中」の最大人数となる86名を収容可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>a. 収容人数</p> <p>5号炉原子炉建屋緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前及び通過後」及び「②ブルーム通過中」のうち、最大人数となる98名を収容可能な設計とする。</p>	<p>添付2-3 緊急時対策所の必要換気流量について</p> <p>1. 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置</p> <p>(1) 設備仕様</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、第1表に示す数量、仕様であり、緊急時対策所非常用送風機1台により、必要換気風量を確保している。</p> <p>第1表 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置</p> <table border="1" data-bbox="678 523 1218 683"> <caption>換気空調設備仕様</caption> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>風量：1,000m³/h</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>高性能フィルタ総合捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ総合捕集効率：99.75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 必要換気量の考え方</p> <p>a. 収容人数</p> <p>緊急時対策所の換気空調設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前後」及び「②ブルーム通過中」の最大人数となる200名を収容可能な設計とする。</p> <p>①ブルーム通過前及び通過後</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数：200名 (本部要員：38名、現場要員：46名＋余裕) <p>②ブルーム通過中</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数：83名 (本部要員：36名、現場要員：29名、1号炉運転員：4名、3号炉運転員：4名、初期消火要員(消防車隊)：6名、運転検査官：4名) 	設備名称	数量	仕様	緊急時対策所非常用送風機	1台 (予備1台)	風量：1,000m ³ /h	緊急時対策所非常用フィルタ装置	1台 (予備1台)	高性能フィルタ総合捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ総合捕集効率：99.75%	<p>添付2-4 緊急時対策所の必要換気流量について</p> <p>1. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <p>(1) 設備仕様</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、第1.18.5表に示す数量、仕様であり、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン1台により、必要換気風量を確保している。</p> <p>第1.18.5表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <table border="1" data-bbox="1263 523 1803 754"> <caption>換気空調設備仕様</caption> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>2台 (予備2台)</td> <td>風量：1,500m³/h</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>2台 (予備2台)</td> <td>微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 チャコールフィルタ除去効率：99.75以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 設計方針</p> <p>a. 収容人数</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の換気空調設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前後」及び「②ブルーム通過中」の最大人数となる120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60名）を収容可能な設計とする。</p> <p>①ブルーム通過前及び通過後</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数：120名 緊急時対策所指揮所要員：60名（最大収容人数） (本部要員：50名＋余裕) 緊急時対策所待機所要員：60名（最大収容人数） (現場要員：39名＋余裕) <p>②ブルーム通過中</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数：87名 緊急時対策所指揮所要員：41名 (本部要員：37名、運転検査官：4名) 緊急時対策所待機所要員：46名 (本部要員：4名、現場要員：33名、1号及び2号炉運転員：3名、3号炉運転員：6名) 	設備名称	数量	仕様	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	2台 (予備2台)	風量：1,500m ³ /h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	2台 (予備2台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 チャコールフィルタ除去効率：99.75以上	<p>・表題の相違</p> <p>・図表番号の相違（以降、同様の箇所は相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【女川】</p> <p>・設備仕様の相違</p> <p>【柏崎】記載方針相違（2-3③の相違）</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>緊急時対策所全体としての収容人数に加え、本項の計算に必要となる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の人数について記載した。</p>
設備名称	数量	仕様																			
緊急時対策所非常用送風機	1台 (予備1台)	風量：1,000m ³ /h																			
緊急時対策所非常用フィルタ装置	1台 (予備1台)	高性能フィルタ総合捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ総合捕集効率：99.75%																			
設備名称	数量	仕様																			
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	2台 (予備2台)	風量：1,500m ³ /h																			
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	2台 (予備2台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 チャコールフィルタ除去効率：99.75以上																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 許容二酸化炭素濃度，許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は，労働安全衛生規則に記載の「坑内の作業場における炭酸ガス濃度を，一・五パーセント以下としなければならない。（第583条抜粋）」に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は，労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則に定める18%以上とする。</p> <p>c. 必要換気量の計算式 ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数：n名 ・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値） ・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気二酸化炭素濃度） ・呼吸による二酸化炭素排出量：M=0.03m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量） ・必要換気量：Q₁=100×M×n÷(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量） $Q_1=100 \times 0.03 \times n \div (1.0 - 0.03) = 3.1 \times n [\text{m}^3/\text{h}]$ <p>②酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数：n名 ・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気酸素濃度） ・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則） ・成人の呼吸量：c=0.48m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧） ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧） ・必要換気量：Q₂=c×(a-d)×n÷(a-b)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量） $Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times n \div (20.95 - 18.0) = 0.74 \times n [\text{m}^3/\text{h}]$ 	<p>b. 許容二酸化炭素濃度，許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は，1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は，19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。</p> <p>c. 必要換気量の計算式 ①可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数：n名 ・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則） ・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気二酸化炭素濃度） ・呼吸による二酸化炭素排出量：M=0.046m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量） ・必要換気量：Q₁=100×M×n÷(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量） $Q_1=100 \times 0.046 \times n \div (1.0 - 0.03) = 4.75 \times n [\text{m}^3/\text{h}]$ <p>②可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数：n名 ・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気酸素濃度） ・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則） ・成人の呼吸量：c=1.44m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行作業における成人の呼吸量） ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧） ・必要換気量：Q₂=c×(a-d)×n÷(a-b)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量） $Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times n \div (20.95 - 19.0) = 3.36 \times n [\text{m}^3/\text{h}]$ 	<p>設計の相違 ・準拠する法令の相違。 保守的に鉱山保安法を採用している。 （準拠している法令は大飯と同様）</p> <p>設計の相違 ・想定する作業の相違。 ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行や資機材の運搬を行うことから大飯同様想定する作業は「中等作業」とした。</p> <p>設計の相違 ・想定する作業の相違。 ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行は行うことから大飯同様想定する作業は「歩行作業」とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【東海第二発電所 補足説明資料 設計基準対象施設について平成29年9月 より引用】</p> <p>c. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量</p> <p>許容二酸化炭素濃度は1.0vol%以下（10000ppm「鉱山保安法施行規則」を準拠）、空気中の二酸化炭素量は0.03vol%、滞在人数100名の二酸化炭素吐出量は、計器監視等を行う程度の作業時（極軽作業）の量とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。</p> $Q = \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100$ $= \frac{0.022 \times 100}{(1.0 - 0.03)} \times 100$ $= 227 \text{ m}^3 / \text{h}$ <p>また、加圧設備運転時間はブルーム放出時間の10時間に、ブルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切り替え時間を考慮した2時間を加え、さらに2時間の余裕をもたせ14時間分とする。14時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%を超えない空気供給量は160m³/hとなる。（14時間後のCO₂濃度は0.977%）</p> $K_t = K_0 + (K_1 - K_0) \times e^{-\frac{Q}{V}t} + G_a \times \frac{P(1 - e^{-\frac{Q}{V}t})}{Q}$ $K_t = (K_1 - K_0 - G_a \times \frac{P}{Q}) \times e^{-\frac{Q}{V}t} + (K_0 + G_a \times \frac{P}{Q})$ <p>K_t : t時間後のCO₂濃度 [%] K₁ : 室内初期CO₂濃度 0.5% K₀ : 供給空気CO₂濃度 0.03% G_a : CO₂発生量 0.022m³ / (h・人) P : 滞在人員 100人 Q : 空気供給量 [m³/h] V : 室容積 2.994m³</p>	<p>③空気供給装置（空気ポンペ）使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量（Q₃、Q₃[^]）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n = 46名（緊急時対策所待機所人数） ・許容二酸化炭素濃度 : C = 1.0%（鉱山保安法施行規則） ・大気二酸化炭素濃度 : C₀ = 0.03%（標準大気二酸化炭素濃度） ・呼吸による二酸化炭素排出量 : M = 0.022m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出し量） ・必要換気量 : Q₃ = 100 × M × n ÷ (C - C₀) m³/h（空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量） Q₃ = 100 × 0.022 × 46 ÷ (1.0 - 0.03) ≈ 105 [m³/h] <p>また、空気供給装置運転時間はブルーム放出の10時間であり、10時間加圧後も許容二酸化炭素濃度（1.0%）を上回らない条件とすると、必要換気量はQ₃[^] = 89 [m³/h]となる（10時間後の二酸化炭素濃度は0.996%）</p> $C_t = C_0 + (C_1 - C_0) \times e^{-\frac{Q_3 t}{V}} + \frac{Mn(1 - e^{-\frac{Q_3 t}{V}})}{Q_3}$ $C_t = (C_1 - C_0 - \frac{Mn}{Q_3}) \times e^{-\frac{Q_3 t}{V}} + (C_0 + \frac{nM}{Q_3})$ <ul style="list-style-type: none"> ・ t 時間後の二酸化炭素濃度 : C_t ・初期二酸化炭素濃度 : C₁ = 0.22% ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各室容積 : V = 519m³ <p>④空気供給装置（空気ポンペ）使用時の酸素濃度基準に基づく必要換気量（Q₄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n = 46名（緊急時対策所待機所人数） ・吸気酸素濃度 : a = 20.95%（標準大気酸素濃度） ・許容酸素濃度 : b = 19%（鉱山保安法施行規則） ・成人の呼吸量 : c = 0.48m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧静座における成人の呼吸量） ・必要換気量 : Q₄ = c × (a - d) × n ÷ (a - b) m³/h（空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量） Q₄ = 0.48 × (20.95 - 16.4) × 46 ÷ (20.95 - 19.0) ≈ 52 [m³/h] 	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はブルーム通過時には要員減により、設計漏えい量が支配的となる。泊は緊急時対策所が小さく、ブルーム通過時には二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が支配的になることから、ブルーム通過時に使用する空気供給装置使用時の酸素濃度、二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量について記載した。 泊同様に二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が支配的となる、東海の流量算出を併記した。 ポンペの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯、東海同様想定する作業は「極軽作業」とした。 空気供給装置使用時の必要換気量は、大飯、東海同様に JEAC4622-2009 の 2.5.2.1 式を用いた。 空気供給装置使用時の収容人数は緊急時対策所待機所の人数が緊急時対策所指揮所よりも多いことから46名で評価した。 <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯、東海同様想定する作業は「静座」とした。

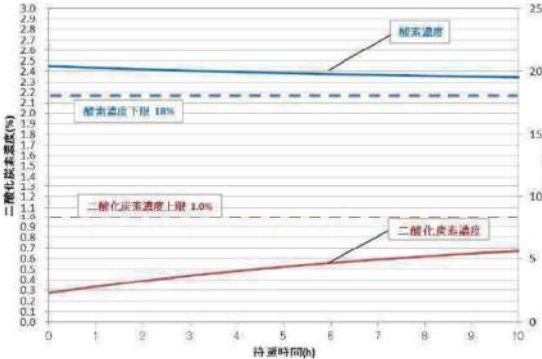
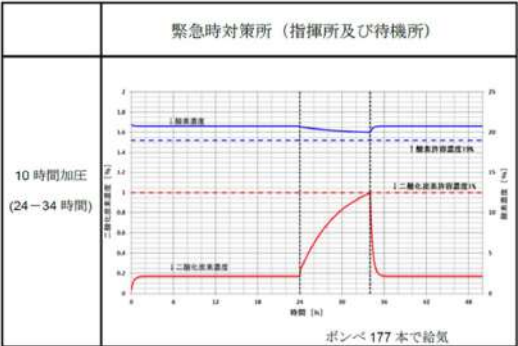
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 必要換気量</p> <p>①ブルーム通過前及び通過後（緊急時対策所非常用送風機の必要換気量）</p> <p>ブルーム通過前及び通過後における緊急時対策所非常用送風機運転時は、重大事故等時における緊急時対策所への最大の収容人数である200名に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>よって必要換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。</p> <p>$Q_1 = 3.1 \times 200 = 620 \text{ [m}^3/\text{h}]$以上</p> <p>②ブルーム通過中（緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の必要給気量）</p> <p>ブルーム通過中においては収容人数83名に対し緊急対策所の容量（2,811.6m³）が大きいため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の上昇よりも緊急時対策所の設計漏えい量が支配的となる。そのため、緊急時対策所の設計漏えい量である282m³/h以上の空気ポンプ給気量290m³/h以上を有する設計とする。</p>	<p>d. 必要換気量</p> <p>①ブルーム通過前及び通過後（可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量）</p> <p>ブルーム通過前及び通過後における可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時は、重大事故等時における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への最大の収容人数である120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60名）に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>よって必要換気量は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。</p> <p>$Q_1 = 4.75 \times 60 = 285 \text{ [m}^3/\text{h}]$以上</p> <p>②ブルーム通過中（空気供給装置（空気ポンプ）の必要給気量）</p> <p>ブルーム通過中においては収容人数46名（緊急時対策所待機所人数）に対して「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において10時間窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>よって必要換気量は、空気供給装置使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量の計算より以下のとおりとする。</p> <p>$Q_3 = 89 \text{ [m}^3/\text{h}]$以上</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋設計の相違 <p>・ 設計の相違</p> <p>女川はブルーム通過中の要員減により、設計漏えい量が支配的となる。</p> <p>泊は緊急時対策所体積が小さいため二酸化炭素濃度が支配的になる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）</p> <p>①設備仕様</p> <p>必要ポンペ容量としては、下記に示す「(a)ブルーム通過中に必要となるポンペ容量」117本に加えて、「(b)陽圧化切替え操作時に必要な空気ポンペ容量」6本を考慮し、合計で123本以上を確保する設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）換気設備仕様を第2表に示す。</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）</p> <p>①設備仕様</p> <p>必要ポンペ本数としては、下記に示す「(a)ブルーム通過中に必要となるポンペ本数」に必要となる1706本に加えて、「(b)陽圧化切替え時に必要な空気ポンペ本数」に必要となる86本を考慮し、合計で1792本以上確保する設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（空気ポンペ）換気設備仕様を第4表に示す。</p>	<p>2. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</p> <p>(1) 設備仕様</p> <p>必要ポンペ本数としては、以下(2)に示す「a. 正圧維持に必要となるポンペ本数」に必要となる415本以上確保する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）換気空調設備仕様を第2表に示す。</p> <p>第2表 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）換気空調設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="667 470 1232 566"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</td> <td>415本以上</td> <td>容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：19.6MPa [gage]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	数量	仕様	緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）	415本以上	容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：19.6MPa [gage]	<p>2. 空気供給装置（空気ポンペ）</p> <p>(1) 設備仕様</p> <p>必要ポンペ本数としては、以下に示す「(b)酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数」に必要となる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各177本以上確保する設計とする。</p> <p>空気供給装置（空気ポンペ）設備仕様を第1.18.6表に示す。</p> <p>第1.18.6表 空気供給装置（空気ポンペ）設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1254 454 1814 550"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンペ）</td> <td>指揮所：177本 待機所：177本</td> <td>容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：14.7MPa [gage]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	数量	仕様	空気供給装置（空気ポンペ）	指揮所：177本 待機所：177本	容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：14.7MPa [gage]	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はブルーム通過中の要員減により、設計漏えい量が支配的となる。 泊は緊急時対策所体積が小さいため二酸化炭素濃度が支配的になる。 ・設備名称の相違 <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペの使用及び評価結果に差により必要本数が異なるが、ブルーム通過時に居住性を確保するために必要なポンペ本数は確保しており、重大事故等の対処が可能。
設備名称	数量	仕様													
緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）	415本以上	容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：19.6MPa [gage]													
設備名称	数量	仕様													
空気供給装置（空気ポンペ）	指揮所：177本 待機所：177本	容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：14.7MPa [gage]													
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>②必要ポンペ容量</p> <p>(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ本数</p> <p>対策本部を10時間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は、陽圧化装置（空気ポンペ）運用時の必要換気量である64m³/h（6号及び7号炉要員：53[m³/h]、1～5号炉要員：9[m³/h]、保安検査官：2[m³/h]）に対するポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記のとおり117本（6号及び7号炉要員：98本、1～5号炉要員：16本、保安検査官：3本）となる。なお、現場に設置するポンペ本数については、現場運用を考慮し別途決定する。</p> <p>(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ本数</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を10時間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は、陽圧化装置（空気ポンペ）運用時の必要換気量である938m³/hに対するポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記のとおり1706本となる。なお、現場に設置するポンペ本数については、待機場所に対する陽圧化試験を実施し必要ポンペ容量が10時間陽圧化維持するのに十分であることの確認を実施し、余裕分のポンペ容量については現場運用を考慮し別途決定する。</p>	<p>(2) 必要ポンペ容量</p> <p>a. 正圧維持に必要なポンペ本数</p> <p>緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である282m³/h以上の空気ポンペ供給気量290m³/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である7.0m³/本から下記のとおり415本となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し540本確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力：19.6MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積：46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力：3.0MPa ・ポンペ供給可能空気量：7.0m³/本 (at-4.9℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり415本以上となる。</p> <p>290m³/h ÷ 7.0 m³/本 × 10時間 = 415本</p>	<p>(2) 必要ポンペ容量</p> <p>a. 正圧維持に必要なポンペ本数</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の漏えい量である77.85m³/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各155本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力：14.7MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積：46.7L ・減圧弁最低制御圧力：1.0MPa ・ポンペ供給可能空気量：5.05m³/本 (at-19.0℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり155本以上となる。</p> <p>77.85m³/h ÷ 5.05 m³/本 × 10時間 = 155本</p>	<p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正圧化に必要な流量、ポンペ容量、減圧弁及び使用環境（温度）による差異。 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>・設計の相違</p> <p>女川は、正圧維持に必要なポンペ数で酸素濃度、二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数を賄えることを確認している。</p> <p>泊は逆に酸素濃度、二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数が正圧維持に必要なポンペ数より多いことから本項でポンペ本数を算出している。</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所における緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する要員83名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ポンペ本数は正圧維持に必要な415本で十分となる。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員：83名 ・加圧バウンダリ内体積：2,811.6m³ ・空気流入はないものとする。 ・許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則） ・許容炭酸ガス濃度：1.0%以下 （労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た値） ・酸素消費量：0.066m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する酸素消費量） ・呼吸による炭酸ガス排出量：0.03m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値） ・加圧開始時酸素濃度：20.40%（加圧バウンダリ内酸素濃度） ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.2760%（加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度） ・空気ポンペ加圧時間：10時間 	<p>b. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における空気供給装置（空気ポンペ）使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する要員46名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を10時間維持するのに必要なポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である89m³/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から必要ポンペ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用に各340本確保する設計とする。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員：46名（緊急時対策所待機所人数） ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積：519m³ ・空気流入はないものとする。 ・許容酸素濃度：19%以上（鉱山保安法施行規則） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下 （鉱山保安法施行規則） ・酸素消費量：0.022m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量） ・呼吸による二酸化炭素排出量：0.022m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値） ・加圧開始時酸素濃度：20.68%（加圧バウンダリ内酸素濃度） ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%（加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度） ・空気ポンペ加圧時間：10時間 <p>89m³/h ÷ 5.05 m³/本 × 10時間 ≈ 177 本</p>	<p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 緊急時対策所待機所の人数が緊急時対策所指揮所よりも多いことから46名のみで評価する。 ・設計の相違 酸素、二酸化炭素の呼吸量、排出量に関しては「ポンペの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯同様「極軽作業」「静座」としている。 ・設計の相違 加圧開始時酸素濃度、二酸化炭素濃度は緊急時対策所設計等により異なる。

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>(b) 評価結果</p> <p>10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を第3図に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <table border="1" data-bbox="674 328 1214 376"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度 (%)</th> <th>二酸化炭素濃度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>19.54</td> <td>0.6703</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第3図 緊急時対策所 ブルーム放出期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p>		酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)	加圧10時間後	19.54	0.6703	<p>(b) 評価結果</p> <p>10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を第1.18.25図に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <table border="1" data-bbox="1288 336 1783 397"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度 (%)</th> <th>二酸化炭素濃度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>20.01</td> <td>0.996</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第1.18.25図 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p>		酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)	加圧10時間後	20.01	0.996	<p>・表題の相違</p>
	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)													
加圧10時間後	19.54	0.6703													
	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)													
加圧10時間後	20.01	0.996													

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 必要差圧</p> <p>緊急時対策所は、配置上、風の影響を直接受けない屋内に設置されているため、緊急時対策所へのインリークは隣接区画との温度差によって生じる空気密度の差に起因する差圧によるものが考えられる。隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は、両区画に温度差があると、空気の密度差に起因し、高温区画では上部の空気が低温側に、低温区画では下部の空気が高温側に流れ込む。これら各々の方向に生じる圧力差の合計は、高温区画の境界でΔP_1、低温区画の境界でΔP_2となる。</p> <p>緊急時対策所の設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を、緊急時対策建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定し、生じる最大圧力差$\Delta P_3 = \Delta P_2 - \Delta P_1$以上に正圧化することにより、隣接区画から室内へのインリークを防止する設計とする。</p> <p>ここで、緊急時対策所の必要差圧は、下記の計算式より、$\Delta P_3 = 10.7\text{Pa}$に余裕をもった20Pa以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所階高：$H \leq 5.8\text{m}$ 外気（大気圧）の乾燥空気密度：ρ_0 隣接区画（高温/低温）の乾燥空気密度 ρ_1, ρ_2 <ul style="list-style-type: none"> 隣接区画（高温）$\rho_1 = 1.127[\text{kg}/\text{m}^3]$（設計最高温度40℃想定） 隣接区画（低温）$\rho_2 = 1.316[\text{kg}/\text{m}^3]$（設計最低温度-4.9℃想定） 隣接区画（高温/低温）に対して生じる差圧：$\Delta P_1, \Delta P_2$ <ul style="list-style-type: none"> 隣接区画（高温）$\Delta P_1 = \rho_0 - \rho_1 \times H$ 隣接区画（低温）$\Delta P_2 = \rho_2 - \rho_0 \times H$ 室内へのインリークを防止するための必要差圧：ΔP_3 <ul style="list-style-type: none"> $\Delta P_3 = \Delta P_2 - \Delta P_1$ $= (\rho_2 - \rho_1) \times H$ $= (1.316 - 1.127) \times 5.8$ $= 1.096[\text{kg}/\text{m}^2] (=10.7[\text{Pa}])$ 	<p>(3) 必要差圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標圧力：100Pa <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> <p>P（動圧）$= 0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60\text{Pa}$ ρ：流体の密度 U：流体の速度</p> <p>さらに余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定</p>	<p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違【女川】 <p>女川は緊急時対策所が屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>一方、泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>SPDSパラメータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p>	<p>必要な情報を把握するための手順等の説明について</p> <p>添付3-1 SPDS表示装置にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）等のデータ伝送の概要を第1図に示す。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分（1分周期）のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p> <p>※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p> <p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p>	<p>必要な情報を把握するための手順等の説明について</p> <p>添付3-1 データ表示端末にて確認できるパラメータについて</p> <p>3号炉の原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。</p> <p>バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）等のデータ伝送の概要を第1.18.26図に示す。</p> <p>各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p> <p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④） システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④） 【柏崎】記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④） 【女川】設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン（表示用）は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 泊3号炉のデータ収集計算機へのデータ入力ラインは、プラント計算機からの入力ラインと、プラント計算機を介さず、耐震性を有する計測装置等から直接入力するラインがある。なお、大飯3/4号炉も同様の設計である。</p> <p>【女川】設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン（表示用）は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>①中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等」の確認に加え、「使用済燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉水位・残留熱除去系洗浄ライン流量を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを第1表に示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することが可能である。</p>	<p>①中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等」の確認に加え、「使用済燃料ピットの状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉容器水位・余熱除去ライン流量を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用/収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを第1.18.7表に示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することが可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3②の相違）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																			
	(6/10)																																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>IPDS パラメータ</th> <th>IBSS伝送 パラメータ</th> <th>バット アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">炉内監視 の取組確認</td><td>PCI1S内線監視</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>PCI1S外線監視</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>MSLV (第1) 全監視</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室1線路中 (A) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室1線路中 (B) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室1線路中 (C) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室1線路中 (D) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>MSLV (第2) 全監視</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室2線路中 (A) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室2線路中 (B) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室2線路中 (C) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主変電室2線路中 (D) 線</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="14">監視の監視 確認</td><td>SGETS-A系動作</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>SGETS-B系動作</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>SGETS監視機モニタ (1C) A</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>SGETS監視機モニタ (1C) B</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>SGETSトランス出力流量 (A)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>SGETSトランス出力流量 (B)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉冷却水循環ポンプ (冷却)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉冷却水循環ポンプ (加熱)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉冷却水循環ポンプ (冷却)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉冷却水循環ポンプ (加熱)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>熱交換機 (4号機)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト1C監視項目1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト1C監視項目2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト1C監視項目3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト1C監視項目4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト1C監視項目5</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト1C監視項目6</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポストN₁1線路中L1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポストN₁1線路中L2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポストN₁1線路中L3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポストN₁1線路中L4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポストN₁1線路中L5</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングポストN₁1線路中L6</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	IPDS パラメータ	IBSS伝送 パラメータ	バット アップ対象 パラメータ	炉内監視 の取組確認	PCI1S内線監視	○	○	○	PCI1S外線監視	○	○	○	MSLV (第1) 全監視	○	○	○	主変電室1線路中 (A) 線	○	○	○	主変電室1線路中 (B) 線	○	○	○	主変電室1線路中 (C) 線	○	○	○	主変電室1線路中 (D) 線	○	○	○	MSLV (第2) 全監視	○	○	○	主変電室2線路中 (A) 線	○	○	○	主変電室2線路中 (B) 線	○	○	○	主変電室2線路中 (C) 線	○	○	○	主変電室2線路中 (D) 線	○	○	○	監視の監視 確認	SGETS-A系動作	○	○	○	SGETS-B系動作	○	○	○	SGETS監視機モニタ (1C) A	○	○	○	SGETS監視機モニタ (1C) B	○	○	○	SGETSトランス出力流量 (A)	○	○	○	SGETSトランス出力流量 (B)	○	○	○	原子炉冷却水循環ポンプ (冷却)	○	○	○	原子炉冷却水循環ポンプ (加熱)	○	○	○	原子炉冷却水循環ポンプ (冷却)	○	○	○	原子炉冷却水循環ポンプ (加熱)	○	○	○	熱交換機 (4号機)	○	○	○	モニタリングポスト1C監視項目1	○	○	○	モニタリングポスト1C監視項目2	○	○	○	モニタリングポスト1C監視項目3	○	○	○	モニタリングポスト1C監視項目4	○	○	○	モニタリングポスト1C監視項目5	○	○	○	モニタリングポスト1C監視項目6	○	○	○	モニタリングポストN ₁ 1線路中L1	○	○	○	モニタリングポストN ₁ 1線路中L2	○	○	○	モニタリングポストN ₁ 1線路中L3	○	○	○	モニタリングポストN ₁ 1線路中L4	○	○	○	モニタリングポストN ₁ 1線路中L5	○	○	○	モニタリングポストN ₁ 1線路中L6	○	○	○		
目的	対象パラメータ	IPDS パラメータ	IBSS伝送 パラメータ	バット アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																		
炉内監視 の取組確認	PCI1S内線監視	○	○	○																																																																																																																																																		
	PCI1S外線監視	○	○	○																																																																																																																																																		
	MSLV (第1) 全監視	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室1線路中 (A) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室1線路中 (B) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室1線路中 (C) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室1線路中 (D) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	MSLV (第2) 全監視	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室2線路中 (A) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室2線路中 (B) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室2線路中 (C) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	主変電室2線路中 (D) 線	○	○	○																																																																																																																																																		
	監視の監視 確認	SGETS-A系動作	○	○	○																																																																																																																																																	
		SGETS-B系動作	○	○	○																																																																																																																																																	
SGETS監視機モニタ (1C) A		○	○	○																																																																																																																																																		
SGETS監視機モニタ (1C) B		○	○	○																																																																																																																																																		
SGETSトランス出力流量 (A)		○	○	○																																																																																																																																																		
SGETSトランス出力流量 (B)		○	○	○																																																																																																																																																		
原子炉冷却水循環ポンプ (冷却)		○	○	○																																																																																																																																																		
原子炉冷却水循環ポンプ (加熱)		○	○	○																																																																																																																																																		
原子炉冷却水循環ポンプ (冷却)		○	○	○																																																																																																																																																		
原子炉冷却水循環ポンプ (加熱)		○	○	○																																																																																																																																																		
熱交換機 (4号機)		○	○	○																																																																																																																																																		
モニタリングポスト1C監視項目1		○	○	○																																																																																																																																																		
モニタリングポスト1C監視項目2		○	○	○																																																																																																																																																		
モニタリングポスト1C監視項目3		○	○	○																																																																																																																																																		
モニタリングポスト1C監視項目4	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポスト1C監視項目5	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポスト1C監視項目6	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポストN ₁ 1線路中L1	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポストN ₁ 1線路中L2	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポストN ₁ 1線路中L3	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポストN ₁ 1線路中L4	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポストN ₁ 1線路中L5	○	○	○																																																																																																																																																			
モニタリングポストN ₁ 1線路中L6	○	○	○																																																																																																																																																			
	(7/10)																																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>IPDS パラメータ</th> <th>IBSS伝送 パラメータ</th> <th>バット アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="24">監視の監視 確認</td><td>風向 (ドップラーレーザ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (電磁観測)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風向 (ドップラーレーザ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (電磁観測)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>大気安定度</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト1高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト2高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト3高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト4高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト5高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト6高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト7高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト8高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト9高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト10高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト11高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト12高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト13高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト14高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト15高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト16高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト17高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト18高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト19高レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト10低レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト11低レンジ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風向 (可搬型)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (可搬型)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>大気安定度 (可搬型)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	IPDS パラメータ	IBSS伝送 パラメータ	バット アップ対象 パラメータ	監視の監視 確認	風向 (ドップラーレーザ)	○	○	○	風速 (電磁観測)	○	○	○	風向 (ドップラーレーザ)	○	○	○	風速 (電磁観測)	○	○	○	大気安定度	○	○	○	可搬型モニタリングポスト1高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト2高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト3高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト4高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト5高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト6高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト7高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト8高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト9高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト10高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト11高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト12高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト13高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト14高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト15高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト16高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト17高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト18高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト19高レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト10低レンジ	○	○	○	可搬型モニタリングポスト11低レンジ	○	○	○	風向 (可搬型)	○	○	○	風速 (可搬型)	○	○	○	大気安定度 (可搬型)	○	○	○		<p>【女川】PWR設計の反映</p> <p>炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。なお、大飯3/4号炉についても、データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。</p>																									
目的	対象パラメータ	IPDS パラメータ	IBSS伝送 パラメータ	バット アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																		
監視の監視 確認	風向 (ドップラーレーザ)	○	○	○																																																																																																																																																		
	風速 (電磁観測)	○	○	○																																																																																																																																																		
	風向 (ドップラーレーザ)	○	○	○																																																																																																																																																		
	風速 (電磁観測)	○	○	○																																																																																																																																																		
	大気安定度	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト1高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト2高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト3高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト4高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト5高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト6高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト7高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト8高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト9高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト10高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト11高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト12高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト13高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト14高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト15高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト16高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト17高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト18高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
	可搬型モニタリングポスト19高レンジ	○	○	○																																																																																																																																																		
可搬型モニタリングポスト10低レンジ	○	○	○																																																																																																																																																			
可搬型モニタリングポスト11低レンジ	○	○	○																																																																																																																																																			
風向 (可搬型)	○	○	○																																																																																																																																																			
風速 (可搬型)	○	○	○																																																																																																																																																			
大気安定度 (可搬型)	○	○	○																																																																																																																																																			
	<p>※：バットアップ伝送ラインを付加せず、IPDS表示装置にて確認できる。</p>																																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																						
	<p style="text-align: right;">(8/10)</p> <table border="1" data-bbox="712 164 1178 791"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPR パラメータ</th> <th>TRR仕様 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">炉室用炉心吊 架車（圧入機） の検査等</td><td>ADS A流停機</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>ADS B流停機</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RC（ローディング）検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>LPC（ローディング）運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>HPC（ローディング）運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RFR（ローディング）検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RFR（ローディング）運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RFR（ローディング）検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RFR ADSLPC（圧入機）検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RFR DSLPC（圧入機）検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>RFR CSLPC（圧入機）検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料交換機</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="18">燃料調整プ ームの調整機 関</td><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(9/10)</p> <table border="1" data-bbox="712 852 1178 1294"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPR パラメータ</th> <th>TRR仕様 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">使用調整プ ームの調整機 関</td><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部燃料貯留タンク（燃料貯留）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール下部燃料貯留タンク（燃料貯留）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">本機機室以上 の燃料調整機 関の停止機能</td><td>フェルト交換出力水調整機（0～20%）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換出力水調整機（0～100%）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換水圧（A）（圧調整）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換水圧（B）（圧調整）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換水圧（C）（圧調整）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換入口圧力（圧調整）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換出口圧力（圧調整）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換水流量（A）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換水流量（B）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換水流量（C）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換出力（燃料貯留タンク）（A）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フェルト交換出力（燃料貯留タンク）（B）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SPR パラメータ	TRR仕様 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	炉室用炉心吊 架車（圧入機） の検査等	ADS A流停機	○	○	○	ADS B流停機	○	○	○	RC（ローディング）検査	○	○	○	LPC（ローディング）運転中	○	○	○	HPC（ローディング）運転中	○	○	○	RFR（ローディング）検査	○	○	○	RFR（ローディング）運転中	○	○	○	RFR（ローディング）検査	○	○	○	RFR ADSLPC（圧入機）検査	○	○	○	RFR DSLPC（圧入機）検査	○	○	○	RFR CSLPC（圧入機）検査	○	○	○	燃料交換機	○	○	○	燃料調整プ ームの調整機 関	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	目的	対象パラメータ	SPR パラメータ	TRR仕様 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用調整プ ームの調整機 関	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○	燃料プール上部燃料貯留タンク（燃料貯留）	○	—	○	燃料プール下部燃料貯留タンク（燃料貯留）	○	—	○	本機機室以上 の燃料調整機 関の停止機能	フェルト交換出力水調整機（0～20%）	○	—	○	フェルト交換出力水調整機（0～100%）	○	—	○	フェルト交換水圧（A）（圧調整）	○	—	○	フェルト交換水圧（B）（圧調整）	○	—	○	フェルト交換水圧（C）（圧調整）	○	—	○	フェルト交換入口圧力（圧調整）	○	—	○	フェルト交換出口圧力（圧調整）	○	—	○	フェルト交換水流量（A）	○	—	○	フェルト交換水流量（B）	○	—	○	フェルト交換水流量（C）	○	—	○	フェルト交換出力（燃料貯留タンク）（A）	○	—	○	フェルト交換出力（燃料貯留タンク）（B）	○	—	○		<p>【女川】PWR設計の反映</p> <p>炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。なお、大飯3/4号炉についても、データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。</p>
目的	対象パラメータ	SPR パラメータ	TRR仕様 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																					
炉室用炉心吊 架車（圧入機） の検査等	ADS A流停機	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	ADS B流停機	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	RC（ローディング）検査	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	LPC（ローディング）運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	HPC（ローディング）運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	RFR（ローディング）検査	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	RFR（ローディング）運転中	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	RFR（ローディング）検査	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	RFR ADSLPC（圧入機）検査	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
	RFR DSLPC（圧入機）検査	○	○	○																																																																																																																																																																																																																					
RFR CSLPC（圧入機）検査	○	○	○																																																																																																																																																																																																																						
燃料交換機	○	○	○																																																																																																																																																																																																																						
燃料調整プ ームの調整機 関	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
目的	対象パラメータ	SPR パラメータ	TRR仕様 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																					
使用調整プ ームの調整機 関	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール水位・流量（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	使用調整燃料プール流量（燃料ウエッジ上流4.00mm）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	燃料プール上部燃料貯留タンク（燃料貯留）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	燃料プール下部燃料貯留タンク（燃料貯留）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
本機機室以上 の燃料調整機 関の停止機能	フェルト交換出力水調整機（0～20%）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換出力水調整機（0～100%）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換水圧（A）（圧調整）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換水圧（B）（圧調整）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換水圧（C）（圧調整）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換入口圧力（圧調整）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換出口圧力（圧調整）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換水流量（A）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換水流量（B）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
	フェルト交換水流量（C）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																					
フェルト交換出力（燃料貯留タンク）（A）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																						
フェルト交換出力（燃料貯留タンク）（B）	○	—	○																																																																																																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	(10/10)																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPDS パラメータ</th> <th>ENS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">本所等による 原子炉建屋 の緊急停止機 関</td> <td>原子炉建屋内本所濃度 (原子炉建屋オペレーションシフトフロア本所濃度A)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内本所濃度 (原子炉建屋オペレーションシフトフロア本所濃度B)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内本所濃度 (バルブフロップ室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内本所濃度 (所員用エアロック前SD)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内本所濃度 (CRV補修室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内本所濃度 (計装ベネトレーション室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内本所濃度 (トーマス室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 1 動作監視装置入口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 1 動作監視装置出口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 8 動作監視装置入口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 8 動作監視装置出口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 12 動作監視装置入口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 12 動作監視装置出口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 19 動作監視装置入口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>静的熱源式水素再結合装置 19 動作監視装置出口風度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ENS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	本所等による 原子炉建屋 の緊急停止機 関	原子炉建屋内本所濃度 (原子炉建屋オペレーションシフトフロア本所濃度A)	○	—	○	原子炉建屋内本所濃度 (原子炉建屋オペレーションシフトフロア本所濃度B)	○	—	○	原子炉建屋内本所濃度 (バルブフロップ室)	○	—	○	原子炉建屋内本所濃度 (所員用エアロック前SD)	○	—	○	原子炉建屋内本所濃度 (CRV補修室)	○	—	○	原子炉建屋内本所濃度 (計装ベネトレーション室)	○	—	○	原子炉建屋内本所濃度 (トーマス室)	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 1 動作監視装置入口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 1 動作監視装置出口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 8 動作監視装置入口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 8 動作監視装置出口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 12 動作監視装置入口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 12 動作監視装置出口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 19 動作監視装置入口風度	○	—	○	静的熱源式水素再結合装置 19 動作監視装置出口風度	○	—	○		<p>【女川】PWR 設計の反映</p> <p>炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。なお、大飯3/4号炉についても、データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。</p>
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ENS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																	
本所等による 原子炉建屋 の緊急停止機 関	原子炉建屋内本所濃度 (原子炉建屋オペレーションシフトフロア本所濃度A)	○	—	○																																																																	
	原子炉建屋内本所濃度 (原子炉建屋オペレーションシフトフロア本所濃度B)	○	—	○																																																																	
	原子炉建屋内本所濃度 (バルブフロップ室)	○	—	○																																																																	
	原子炉建屋内本所濃度 (所員用エアロック前SD)	○	—	○																																																																	
	原子炉建屋内本所濃度 (CRV補修室)	○	—	○																																																																	
	原子炉建屋内本所濃度 (計装ベネトレーション室)	○	—	○																																																																	
	原子炉建屋内本所濃度 (トーマス室)	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 1 動作監視装置入口風度	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 1 動作監視装置出口風度	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 8 動作監視装置入口風度	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 8 動作監視装置出口風度	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 12 動作監視装置入口風度	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 12 動作監視装置出口風度	○	—	○																																																																	
	静的熱源式水素再結合装置 19 動作監視装置入口風度	○	—	○																																																																	
静的熱源式水素再結合装置 19 動作監視装置出口風度	○	—	○																																																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>添付3-2 原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資料を保管する。</p>	<p>添付3-2 原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>緊急時対策所に以下の資料を保管する。</p>	<p>添付3-2 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>																																																										
	<table border="1" data-bbox="667 327 1227 933"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図</td> </tr> <tr> <td>① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)</td> </tr> <tr> <td>② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ</td> </tr> <tr> <td>① 統計処理データ</td> </tr> <tr> <td>② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 空間線量モニタリング配置図</td> </tr> <tr> <td>② 環境試料サンプリング位置図</td> </tr> <tr> <td>③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 方位別人口分布図</td> </tr> <tr> <td>② 集落の人口分布図</td> </tr> <tr> <td>③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図</td> </tr> <tr> <td>① 系統図</td> </tr> <tr> <td>② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類</td> </tr> <tr> <td>① 原子炉施設保安規定</td> </tr> <tr> <td>② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図	① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)	② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ	① 統計処理データ	② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	① 空間線量モニタリング配置図	② 環境試料サンプリング位置図	③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ	① 方位別人口分布図	② 集落の人口分布図	③ 市町村人口表	④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図	① 系統図	② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規程類	① 原子炉施設保安規定	② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<table border="1" data-bbox="1254 319 1814 1029"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図</td> </tr> <tr> <td>① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)</td> </tr> <tr> <td>② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ</td> </tr> <tr> <td>① 統計処理データ</td> </tr> <tr> <td>② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 空間線量モニタリング配置図</td> </tr> <tr> <td>② 環境試料サンプリング位置図</td> </tr> <tr> <td>③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 方位別人口分布図</td> </tr> <tr> <td>② 集落の人口分布図</td> </tr> <tr> <td>③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図</td> </tr> <tr> <td>① 系統図</td> </tr> <tr> <td>② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック線図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類</td> </tr> <tr> <td>① 原子炉施設保安規定</td> </tr> <tr> <td>② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図	① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)	② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ	① 統計処理データ	② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	① 空間線量モニタリング配置図	② 環境試料サンプリング位置図	③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ	① 方位別人口分布図	② 集落の人口分布図	③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図	① 系統図	② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要（各号炉）	11. 総合インターロック線図（各号炉）	12. 規程類	① 原子炉施設保安規定	② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）	
資料名																																																													
1. 発電所周辺地図																																																													
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)																																																													
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																																													
2. 発電所周辺航空写真パネル																																																													
3. 発電所気象観測データ																																																													
① 統計処理データ																																																													
② 毎時観測データ																																																													
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ																																																													
① 空間線量モニタリング配置図																																																													
② 環境試料サンプリング位置図																																																													
③ 環境モニタリング測定データ																																																													
5. 発電所周辺人口関連データ																																																													
① 方位別人口分布図																																																													
② 集落の人口分布図																																																													
③ 市町村人口表																																																													
④ 市町村市街図																																																													
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																																																													
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																																													
8. 系統図及びプラント配置図																																																													
① 系統図																																																													
② プラント配置図																																																													
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																																													
10. プラント主要設備概要																																																													
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																																																													
12. 規程類																																																													
① 原子炉施設保安規定																																																													
② 原子力事業者防災業務計画																																																													
13. 事故時操作手順書類																																																													
資料名																																																													
1. 発電所周辺地図																																																													
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)																																																													
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																																													
2. 発電所周辺航空写真パネル																																																													
3. 発電所気象観測データ																																																													
① 統計処理データ																																																													
② 毎時観測データ																																																													
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ																																																													
① 空間線量モニタリング配置図																																																													
② 環境試料サンプリング位置図																																																													
③ 環境モニタリング測定データ																																																													
5. 発電所周辺人口関連データ																																																													
① 方位別人口分布図																																																													
② 集落の人口分布図																																																													
③ 市町村人口表																																																													
6. 主要系統模式図（各号炉）																																																													
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																																													
8. 系統図及びプラント配置図																																																													
① 系統図																																																													
② プラント配置図																																																													
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																																													
10. プラント主要設備概要（各号炉）																																																													
11. 総合インターロック線図（各号炉）																																																													
12. 規程類																																																													
① 原子炉施設保安規定																																																													
② 原子力事業者防災業務計画																																																													
13. 運転要領緊急処置編																																																													
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）																																																													

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について</p> <p>添付4-1 女川原子力発電所の発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 女川原子力発電所の原子力防災組織を第1図に示す。 発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <p>・機能ごとの整理 まず、基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 さらに「班長」の下に機能班を配置する。 ①情報収集・計画立案 ②現場対応 ③対外対応 ④情報管理 ⑤資機材等リソース管理</p> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>・権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めるとする。</p> <p>・戦略の策定と対応方針の確認 技術班長は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について</p> <p>添付4-1 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 泊発電所の原子力防災組織を第1.18.27図に示す。 発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <p>・機能ごとの整理 まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 さらに、「班長」の下に機能班を配置する。 (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 情報管理 (4) 資機材等リソース管理・社外対応</p> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>・権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めるとする。</p> <p>・戦略の策定と対応方針の確認 技術班長は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>【女川】・表題の相違</p> <p>【女川】体制の相違 発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号、3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、保修班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮のもとで活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、第1表に示す。</p> <p>この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と保修班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くとも、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量を基に試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、事務局長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を第1.18.8表に示す。</p> <p>この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、復旧班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くとも、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。 また、運転班に属する災害対策要員は、発電課長（当直）の指示により、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<p>【女川】対象号炉の相違 【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】評価結果の相違 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>【女川】対象号炉の相違</p> <p>【女川】要員名称の相違 【女川】組織体制の相違</p> <p>【女川】組織名称の相違</p> <p>【女川】組織名称の相違</p> <p>【女川】組織名称の相違</p> <p>【女川】体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○保修班： 設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。これらの対応の実施については、保修班にその実施権限が委譲されているため、保修班が手順にしたがって自律的に準備し、保修班長へ状況の報告を行う。 また、火災の場合には、消火活動を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○復旧班： 設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。 なお、発電所対策本部の体制が確立するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員を主体とした初動対応の体制により迅速な対応を図る。発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応を継続する。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>【女川】体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p> <p>【女川】記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセスルートのがれき撤去等を追記した。女川もアクセスルートの確保は保修班が行う。</p> <p>【女川】記載方針の相違 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">第1表 各職位のミッション</p> <table border="1" data-bbox="672 210 1223 927"> <thead> <tr> <th>職 位</th> <th>ミ ッ シ ョ ン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 </td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 </td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢 </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の整備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項 </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 </td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 </td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 </td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 </td> </tr> </tbody> </table>	職 位	ミ ッ シ ョ ン	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 	原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 	本部付	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の整備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 	保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 	発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 	<p style="text-align: center;">第1.18.8表 各職位のミッション</p> <table border="1" data-bbox="1254 199 1805 1037"> <thead> <tr> <th>職 位</th> <th>ミ ッ シ ョ ン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 </td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 </td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言、助成 </td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項 </td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の整備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 </td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応 </td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれきり撤去等 </td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 </td> </tr> </tbody> </table>	職 位	ミ ッ シ ョ ン	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 	発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言、助成 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項 	業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の整備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 	放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応 	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれきり撤去等 	運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 	<p>【女川】体制の相違 発電所の原子力防災組織の構成の相違</p>
職 位	ミ ッ シ ョ ン																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 																																												
原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 																																												
本部付	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢 																																												
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の整備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項 																																												
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 																																												
保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 																																												
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 																																												
職 位	ミ ッ シ ョ ン																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 																																												
発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 																																												
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言、助成 																																												
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項 																																												
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の整備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応 																																												
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれきり撤去等 																																												
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 																																												

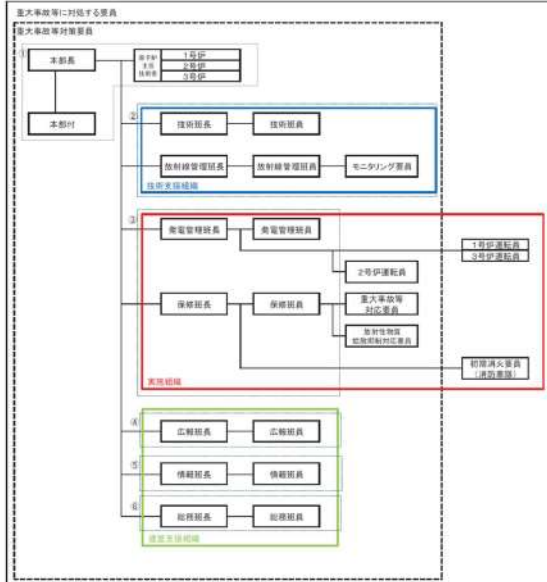
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

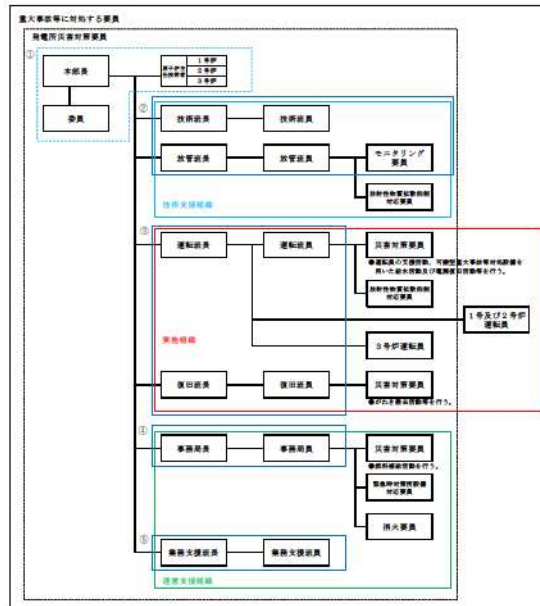
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図



第 1.18.27 図 泊発電所 原子力防災組織 体制図

【女川】体制の相違
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>添付4-2 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。</p>	<p>添付4-2 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>1. 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <table border="1" data-bbox="672 638 1220 909"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>添付4-2 緊急時対策所の要員とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計の83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>1. 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <table border="1" data-bbox="1258 638 1816 909"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">41名</td> </tr> <tr> <td>各班長・各班員</td> <td>各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交代要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名	各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名	交代要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名	<p>・表題の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>原子力防災組織の相違による必要人数の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>泊3号炉には中央制御室待避室を設けていないため、3号炉運転員も緊急時対策所に避難する。</p>
要員	考え方	人数	合計																												
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																												
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名																													
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																													
要員	考え方	人数	合計																												
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名																												
各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名																													
交代要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>【大飯3/4号炉 DB34条まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>2. 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p>	<p>2. 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対処設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>ブルーム通過後に重大事故等に対処する要員の確保の考え方及び退避した要員の再参集について記載したものであり、女川も泊も必要人数を確保することに相違はない。(記載内容は大飯実績を反映(DB34条まとめ資料と同様))</p>																																																			
	<table border="1" data-bbox="680 699 1223 1225"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保修班 現場要員</td> <td>重大事故等 電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>4名</td> <td rowspan="4">31名</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員</td> <td>放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリング要員</td> <td>作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等 電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。)	4名	31名	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名	燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名	ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	2名	放射性物質 拡散抑制 対応要員	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名		モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名		<table border="1" data-bbox="1265 699 1807 1136"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員 (当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td rowspan="7">31名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>復旧班員</td> <td>・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局員</td> <td>・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>放管班員</td> <td>モニタリング 要員 ・作業現場のモニタリング等</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員 (当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名	運転班員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名	運転班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名	復旧班員	・アクセスルートのがれき撤去	2名	事務局員	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)	2名	・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名	放管班員	モニタリング 要員 ・作業現場のモニタリング等	4名	<p>・体制の相違</p> <p>要員数、要員名称に相違はあるが、ブルーム通過後の活動再開に必要な要員を確保する方針であることは女川と同様</p>
要員	考え方	人数	合計																																																			
運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																			
保修班 現場要員	重大事故等 電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。)	4名	31名																																																			
	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名																																																				
	燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名																																																				
	ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	2名																																																				
放射性物質 拡散抑制 対応要員	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名																																																				
モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名																																																				
要員	考え方	人数	合計																																																			
運転員 (当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名																																																			
運転班員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名																																																				
運転班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名																																																				
復旧班員	・アクセスルートのがれき撤去	2名																																																				
事務局員	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給)	2名																																																				
	・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名																																																				
放管班員	モニタリング 要員 ・作業現場のモニタリング等	4名																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子力防災組織の要員（第2緊急体相 緊急時対策所、中央制御室、初期消火要員（消防車隊） 2号炉対応要員）</p> <p>①専ら事故態勢に対応するために必要な措置を行う要員 38名</p> <p>②原子力炉格納容器の故障等による発電所内への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び初期消火要員 52名</p> <p>③中央制御室に必要となる要員</p>	<p>①重大事故態勢に臨み必要な措置を行う要員 90名</p> <p>②原子力炉格納容器の故障等による発電所内への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び消火要員 48名</p>	<p>【女川】体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>	

第1.18.28図 事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>原子力防災組織の要員 (夜間及び休日（平日の勤務時間以外）、緊急時対策所、中央制御室、初期消火要員（消防車隊）2号炉対応要員)</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 6名</p> <p>②2号炉原子炉主任技師等[1]</p> <p>③原子炉主任技師等は発電所正務の要員から参集するが、緊急時到着までは、通信連絡手段により、必要に応じて発電所正務の職能を、保安上の指図を</p> <p>④原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び初期消火要員 30名</p> <p>⑤中央制御室にて対応を行う要員</p> <p>⑥2号炉主任技師等[1]</p> <p>⑦2号炉主任技師等[1]</p> <p>⑧初期消火要員[消防車隊][6]</p> <p>⑨初期消火要員[消防車隊][6]</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>⑩重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 4名</p> <p>災害対策本部要員[4]</p> <p>全体指揮者(副)原子力防災管理者[1]</p> <p>通報連絡責任者[1]</p> <p>通報連絡者[1]</p> <p>消火責任者[1]</p> <p>⑪原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び初期消火要員 40名</p> <p>⑫中央制御室にて対応を行う要員</p> <p>⑬3号炉運転員※1[6]</p> <p>⑭災害対策要員※1 ※運転支援等[7] ※がわき撤去[2] ※燃料補給[2]</p> <p>⑮災害対策要員(支援)[15]</p> <p>⑯消火要員[8]</p> <p>⑰3号炉運転員※1[6]</p> <p>⑱災害対策要員※1 ※運転支援等[7] ※がわき撤去[2] ※燃料補給[2]</p> <p>⑲災害対策要員(支援)[15]</p> <p>⑳消火要員[8]</p> <p>※1：発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長(当番)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。</p> <p>※上記の要員については、今後訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>ブルーーム通過時 緊急時対策所、中央制御室にとどまる要員</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 36名</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び初期対応要員 42名</p> <p>・中央制御室にて対応を行う要員 ・2号炉運転員(7) ・2号炉監視員(23) ・3号炉監視員(6) ・3号炉燃料管理員(6) ・初期消火要員(6)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 [41]</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び消火要員[39]</p> <p>・中央制御室にて監視を行う要員 ・モニタリング要員 ・3号炉運転員(6) ・3号炉監視員(4) ・運転班員(7) ・燃料班員(2) ・緊急時対策所 設備対応要員 ・3号炉IS線長(2) ・3号炉燃料班員(2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 第1.18.30図 ブルーーム通過時に緊急時対策所にとどまる3号炉対応要員

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時対策所，中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き</p> <p>緊急時対策所，中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き</p>	<p>緊急時対策所，中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き</p>	<p>【女川】体制の相違</p> <p>要員数，要員の名称に相違はあるが，運転員，可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員，緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員，消火活動を行う要員等，重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。</p>

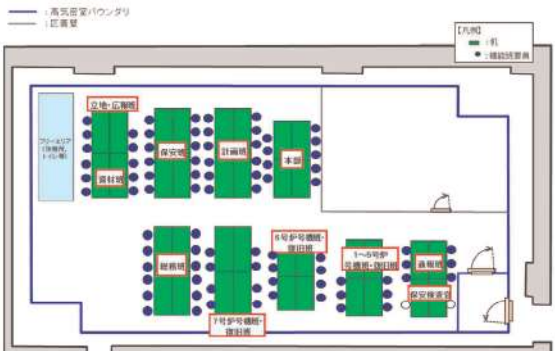

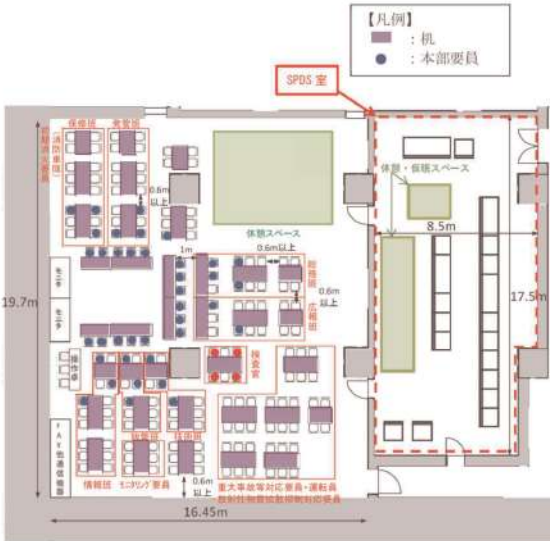
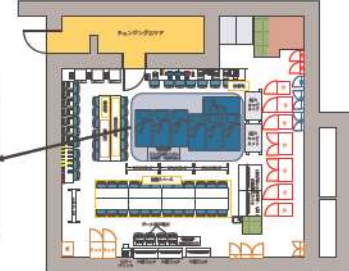
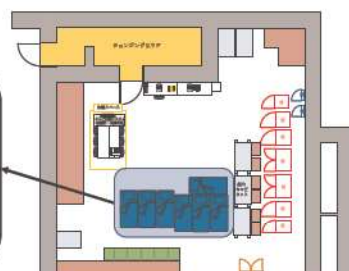
第1.18.31図 緊急時対策所，中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>添付4-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所レイアウトについて</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u>及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u>を設けており、基準地震動による地震被災対応のため、及び重大事故のブルーム通過時以外の対応のため、約180名の緊急時対策要員が活動することを想定している。<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u>には、必要な各作業用の机や設備等を配置しても、活動に必要な広さを十分有している。</p> <p>また、ブルーム通過中においても、6号及び7号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員としての69名、1～5号炉に係る要員2名及び保安検査官の2名の合計73名が<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u>で、現場要員40名と5号炉運転員8名の合計48名が<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u>で活動することを想定し、十分な広さと機能を有している。</p>	<p>添付4-3 緊急時対策所レイアウトについて</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において中央制御室以外の場所からも必要な対策指令又は連絡を行うため、約200名の要員が活動することを想定している。 緊急時対策所には、必要な各作業用の机や設備等を配置しても、活動に必要な広さを十分有している。</p> <p>また、ブルーム通過中においても、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員65名、1号炉運転員4名、3号炉運転員4名、初期消火要員（消防車隊）6名及び運転検査官4名の合計83名が緊急時対策所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有している。</p> <p>第1図に示すSPDS室内の休憩・仮眠スペースにて休憩・仮眠を行う。休憩・仮眠スペースは、室内に設置している制御盤から離隔されており、設備監視・操作に影響のないスペースとしている。また、小休憩・食事等に利用する休憩スペースを設ける。</p>	<p>添付4-3 緊急時対策所レイアウトについて</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において中央制御室以外の場所からも必要な対策指令又は連絡を行うため、約120名の要員が活動することを想定している。 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所には、必要な各作業用の机や設備等を配置しても、活動に必要な広さを十分有している。</p> <p>また、ブルーム通過中においても、本部要員に加え、運転検査官4名の合計41名が緊急時対策所指揮所で、現場要員37名と、1号及び2号炉運転員3名、3号炉運転員6名の合計46名が緊急時対策所待機所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。</p> <p>第1.18.32図、第1.18.33図に示す緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の休憩・仮眠スペースにて休憩・仮眠を行う。休憩・仮眠スペースは、室内に設置している盤から離れており、設備監視・操作に影響のないスペースとしている。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 最大収容人数の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） ・体制の相違 ブルーム通過時に緊急時対策所にとどまる要員数に相違はあるが、ブルーム通過後に必要な活動を行う要員を確保する方針に相違はない。 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） ・設計の相違 休憩スペース設置箇所の相違 泊は休憩・仮眠スペースと小休憩等のスペースを兼ねる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>— 高気圧室パワングラ — 広義室</p>  <p>(a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>(a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>特記の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>(b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p> <p>(b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p>	<p>【凡例】 ■：机 ●：本部要員</p>  <p>(注) レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。 初期消火要員（消防車隊）は状況に応じて発電所対策本部に入る。</p> <p>第1図 緊急時対策所レイアウトイメージ</p>	 <p>休憩スペースとして設定、 簡易ベッドを配置し、 取壊して使用する。</p> <p>※設置イメージ図</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>第1.18.32図 緊急時対策所指揮所 休憩エリアのレイアウトイメージ図</p>  <p>休憩スペースとして設定、 簡易ベッドを配置し、 取壊して使用する。</p> <p>※設置イメージ図</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>第1.18.33図 緊急時対策所待機所 休憩エリアのレイアウトイメージ図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																								
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p>																																																																																																																																																																																											
<p>添付4 - 4 放射線管理用資機材</p>	<p>添付4-4 放射線管理用資機材</p>	<p>添付4-4 放射線管理用資機材品名と配備数</p>	<p>・表題の相違</p>																																																																																																																																																																																								
<p>○防護具</p>	<p>○防護具</p>	<p>○防護具</p>	<p>・配備場所の相違</p>																																																																																																																																																																																								
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の数量を配備する。</p>	<p>緊急時対策建屋に以下の数量を配備する。</p>	<p>緊急時対策所に以下の数量を配備する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>配備数*</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不織布カバーオール</td> <td>1,890着</td> <td>180名（1~7号炉対策要員184名+自衛消防隊10名+余裕。以下同様）×7日×1.5（余裕）=1,890</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,890足</td> <td>180名×7日×1.5（余裕）=1,890</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>1,890着</td> <td>180名×7日×1.5（余裕）=1,890</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,890双</td> <td>180名×7日×1.5（余裕）=1,890</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,780双</td> <td>180名×7日×1.5（余裕）×2=3,780</td> </tr> <tr> <td>ろ過式呼吸用保護具（以下内訳）</td> <td>810個</td> <td>180名×3日（除染による再使用を考慮）×1.5（余裕）=810</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク</td> <td>80個</td> <td>80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>730個</td> <td>810-80=730</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ（以下内訳）</td> <td>1,890組</td> <td>180名×7日×1.5（余裕）=1,890</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク用</td> <td>560組</td> <td>80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）×7日=560</td> </tr> <tr> <td>全面マスク用</td> <td>1,330組</td> <td>1,890-560=1,330</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>945着</td> <td>180名×7日×1.5（余裕）×50%（年間降水日数を考慮）=945</td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>40足</td> <td>80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）×0.5（現場要員の半数）=40</td> </tr> <tr> <td>高線量対応防護服（タンクステンベスト）</td> <td>14着</td> <td>14名（プルーム通過直後に対応する現場復旧要員14名）</td> </tr> <tr> <td>セルフエアセット</td> <td>4台</td> <td>初期対応用3台+予備1台=4</td> </tr> </tbody> </table>	品名	配備数*	考え方	不織布カバーオール	1,890着	180名（1~7号炉対策要員184名+自衛消防隊10名+余裕。以下同様）×7日×1.5（余裕）=1,890	靴下	1,890足	180名×7日×1.5（余裕）=1,890	帽子	1,890着	180名×7日×1.5（余裕）=1,890	綿手袋	1,890双	180名×7日×1.5（余裕）=1,890	ゴム手袋	3,780双	180名×7日×1.5（余裕）×2=3,780	ろ過式呼吸用保護具（以下内訳）	810個	180名×3日（除染による再使用を考慮）×1.5（余裕）=810	電動ファン付き全面マスク	80個	80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）	全面マスク	730個	810-80=730	チャコールフィルタ（以下内訳）	1,890組	180名×7日×1.5（余裕）=1,890	電動ファン付き全面マスク用	560組	80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）×7日=560	全面マスク用	1,330組	1,890-560=1,330	アノラック	945着	180名×7日×1.5（余裕）×50%（年間降水日数を考慮）=945	汚染区域用靴	40足	80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）×0.5（現場要員の半数）=40	高線量対応防護服（タンクステンベスト）	14着	14名（プルーム通過直後に対応する現場復旧要員14名）	セルフエアセット	4台	初期対応用3台+予備1台=4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>配備数^{※10}</th> <th>保管場所</th> <th>備内^{※11}（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>2,100着^{※1}</td> <td>147着^{※7}</td> <td>約20,000着</td> </tr> <tr> <td>下着（上下セット）</td> <td>2,100着^{※1}</td> <td>147着^{※7}</td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>2,100個^{※1}</td> <td>147個^{※7}</td> <td>約20,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>2,100足^{※1}</td> <td>147足^{※7}</td> <td>約20,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>2,100双^{※1}</td> <td>147双^{※7}</td> <td>約40,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>4,200双^{※2}</td> <td>294双^{※8}</td> <td>約150,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>100個^{※3}</td> <td>42個^{※9}</td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク</td> <td>—</td> <td>7個^{※9}</td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク用チャコ</td> <td>—</td> <td>下、地下1階廊下、緊急時対策所</td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>フィルタ（2個/セット）</td> <td>2,100セット^{※1}</td> <td>35個^{※1}</td> <td>約8,000セット</td> </tr> <tr> <td>EVAスラップ（上下セット）</td> <td>1,950セット^{※1}</td> <td>147セット^{※1}</td> <td>約3,000セット</td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>40足^{※4}</td> <td>8足^{※5}</td> <td>約100足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>—</td> <td>4セット^{※11}</td> <td>4セット</td> </tr> <tr> <td>耐熱服</td> <td>—</td> <td>3セット^{※12}</td> <td>3セット</td> </tr> <tr> <td>タンクステンベスト</td> <td>20着^{※13}</td> <td>4着^{※14}</td> <td>10着</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6日/日×7日 ※2：※1×2 ※3：60名（本部要員38名+余裕）×3日及び現場要員40名×6日/日×3日（除染による再使用を考慮） ※4：100名（本部要員80名+余裕）×7日及び現場要員40名×6日/日×7日×50%（年間降水日数を考慮） ※5：現場要員20名（プルーム通過直後の現場要員）×2 ※6：現場要員20名（プルーム通過直後の現場要員）×2 ※7：2号炉運転員7名×3日/日×7日 ※8：※7×2 ※9：2号炉運転員7名×6日 ※10：2号炉運転員7名×1日 ※11：2号炉運転員7名×5個/日×1日 ※12：2号炉運転員7名×3日/日×7日×50% ※13：2号炉運転員のうち現場要員2名×2期×2 ※14：炉心損傷後に付する原子炉格納容器フルパベント系による格納容器除熱（現場操作）対応者2名+予備2 ※15：インターフェースシステムLOCA対応者2名+予備1 ※16：2号炉運転員のうち現場要員2名×2期 ※17：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する</p>	品名	配備数 ^{※10}	保管場所	備内 ^{※11} （参考）	タイベック	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※7}	約20,000着	下着（上下セット）	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※7}	約6,000着	帽子	2,100個 ^{※1}	147個 ^{※7}	約20,000個	靴下	2,100足 ^{※1}	147足 ^{※7}	約20,000足	綿手袋	2,100双 ^{※1}	147双 ^{※7}	約40,000双	ゴム手袋	4,200双 ^{※2}	294双 ^{※8}	約150,000双	全面マスク	100個 ^{※3}	42個 ^{※9}	約1,800個	電動ファン付き全面マスク	—	7個 ^{※9}	約300個	電動ファン付き全面マスク用チャコ	—	下、地下1階廊下、緊急時対策所	約300個	フィルタ（2個/セット）	2,100セット ^{※1}	35個 ^{※1}	約8,000セット	EVAスラップ（上下セット）	1,950セット ^{※1}	147セット ^{※1}	約3,000セット	汚染区域用靴	40足 ^{※4}	8足 ^{※5}	約100足	自給式呼吸器	—	4セット ^{※11}	4セット	耐熱服	—	3セット ^{※12}	3セット	タンクステンベスト	20着 ^{※13}	4着 ^{※14}	10着	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>配備数^{※17}</th> <th>保管場所</th> <th>備内^{※18}（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>1,050着^{※1}</td> <td>50着^{※10}</td> <td>約2,400着</td> </tr> <tr> <td>下着（上下セット）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約400着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>1,050個^{※1}</td> <td>50個^{※10}</td> <td>約15,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,050足^{※1}</td> <td>50足^{※10}</td> <td>約7,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,050双^{※1}</td> <td>50双^{※10}</td> <td>約33,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>2,100双^{※2}</td> <td>100双^{※11}</td> <td>約73,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>1,050個^{※1}</td> <td>100個^{※12}</td> <td>約800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク</td> <td>8個^{※3}</td> <td>10個^{※15}</td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>全面マスク用チャコ</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>約270個</td> </tr> <tr> <td>ールフィルタ（2個/セット）</td> <td>2,100個^{※4}</td> <td>200個^{※14}</td> <td>約270個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク用チャコ</td> <td>8個^{※3}</td> <td>緊急時対策所待機所</td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>830着^{※5}</td> <td>50着^{※10}</td> <td>約1,800着</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>610足^{※6}</td> <td>30足^{※15}</td> <td>約1,000足</td> </tr> <tr> <td>オーバーシューズ（靴カバー）</td> <td>1,050足^{※1}</td> <td>50足^{※10}</td> <td>約620足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>8台^{※7}</td> <td>15台^{※16}</td> <td>約72台</td> </tr> <tr> <td>圧縮酸素形循環式呼吸器</td> <td>8台^{※8}</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>タンクステンベスト</td> <td>20着^{※13}</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100名（本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕）×1.5倍×7日 ※2：100名（本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕）×2重×1.5倍×7日 ※3：6名（事務局員2名+放管班員4名）+余裕 ※4：100名（本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕）×2個×1.5倍×7日 ※5：79名（緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名）×1.5倍×7日 ※6：79名（緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名）×1.1倍×7日 ※7：8名（災害対策要員（支援）6名+参集要員2名） ※8：79名（緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名）の10%分 ※9：8名（現場指揮者1名+放管班員1名+作業要員3名×2期）×2セット+余裕 ※10：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×1.5倍+余裕 ※11：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×1.5倍×2重+余裕 ※12：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×2回分（中央制御室内での着用品）×1.5倍+余裕 ※13：8名（運転員6名+放管班員2名）+余裕 ※14：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×2回分（中央制御室内での着用品）×1.5倍+余裕 ※15：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）+余裕 ※16：15名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名） ※17：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する ※18：発電所構内に保管又は配備している数量</p>	品名	配備数 ^{※17}	保管場所	備内 ^{※18} （参考）	タイベック	1,050着 ^{※1}	50着 ^{※10}	約2,400着	下着（上下セット）	—	—	約400着	帽子	1,050個 ^{※1}	50個 ^{※10}	約15,000個	靴下	1,050足 ^{※1}	50足 ^{※10}	約7,000足	綿手袋	1,050双 ^{※1}	50双 ^{※10}	約33,000双	ゴム手袋	2,100双 ^{※2}	100双 ^{※11}	約73,000双	全面マスク	1,050個 ^{※1}	100個 ^{※12}	約800個	電動ファン付きマスク	8個 ^{※3}	10個 ^{※15}	約90個	全面マスク用チャコ	—	緊急時対策所	約270個	ールフィルタ（2個/セット）	2,100個 ^{※4}	200個 ^{※14}	約270個	電動ファン付きマスク用チャコ	8個 ^{※3}	緊急時対策所待機所	約90個	アノラック	830着 ^{※5}	50着 ^{※10}	約1,800着	長靴	610足 ^{※6}	30足 ^{※15}	約1,000足	オーバーシューズ（靴カバー）	1,050足 ^{※1}	50足 ^{※10}	約620足	自給式呼吸器	8台 ^{※7}	15台 ^{※16}	約72台	圧縮酸素形循環式呼吸器	8台 ^{※8}	—	—	タンクステンベスト	20着 ^{※13}	—	—	
品名	配備数*	考え方																																																																																																																																																																																									
不織布カバーオール	1,890着	180名（1~7号炉対策要員184名+自衛消防隊10名+余裕。以下同様）×7日×1.5（余裕）=1,890																																																																																																																																																																																									
靴下	1,890足	180名×7日×1.5（余裕）=1,890																																																																																																																																																																																									
帽子	1,890着	180名×7日×1.5（余裕）=1,890																																																																																																																																																																																									
綿手袋	1,890双	180名×7日×1.5（余裕）=1,890																																																																																																																																																																																									
ゴム手袋	3,780双	180名×7日×1.5（余裕）×2=3,780																																																																																																																																																																																									
ろ過式呼吸用保護具（以下内訳）	810個	180名×3日（除染による再使用を考慮）×1.5（余裕）=810																																																																																																																																																																																									
電動ファン付き全面マスク	80個	80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）																																																																																																																																																																																									
全面マスク	730個	810-80=730																																																																																																																																																																																									
チャコールフィルタ（以下内訳）	1,890組	180名×7日×1.5（余裕）=1,890																																																																																																																																																																																									
電動ファン付き全面マスク用	560組	80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）×7日=560																																																																																																																																																																																									
全面マスク用	1,330組	1,890-560=1,330																																																																																																																																																																																									
アノラック	945着	180名×7日×1.5（余裕）×50%（年間降水日数を考慮）=945																																																																																																																																																																																									
汚染区域用靴	40足	80名（現場復旧班要員65名+保安班要員15名）×0.5（現場要員の半数）=40																																																																																																																																																																																									
高線量対応防護服（タンクステンベスト）	14着	14名（プルーム通過直後に対応する現場復旧要員14名）																																																																																																																																																																																									
セルフエアセット	4台	初期対応用3台+予備1台=4																																																																																																																																																																																									
品名	配備数 ^{※10}	保管場所	備内 ^{※11} （参考）																																																																																																																																																																																								
タイベック	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※7}	約20,000着																																																																																																																																																																																								
下着（上下セット）	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※7}	約6,000着																																																																																																																																																																																								
帽子	2,100個 ^{※1}	147個 ^{※7}	約20,000個																																																																																																																																																																																								
靴下	2,100足 ^{※1}	147足 ^{※7}	約20,000足																																																																																																																																																																																								
綿手袋	2,100双 ^{※1}	147双 ^{※7}	約40,000双																																																																																																																																																																																								
ゴム手袋	4,200双 ^{※2}	294双 ^{※8}	約150,000双																																																																																																																																																																																								
全面マスク	100個 ^{※3}	42個 ^{※9}	約1,800個																																																																																																																																																																																								
電動ファン付き全面マスク	—	7個 ^{※9}	約300個																																																																																																																																																																																								
電動ファン付き全面マスク用チャコ	—	下、地下1階廊下、緊急時対策所	約300個																																																																																																																																																																																								
フィルタ（2個/セット）	2,100セット ^{※1}	35個 ^{※1}	約8,000セット																																																																																																																																																																																								
EVAスラップ（上下セット）	1,950セット ^{※1}	147セット ^{※1}	約3,000セット																																																																																																																																																																																								
汚染区域用靴	40足 ^{※4}	8足 ^{※5}	約100足																																																																																																																																																																																								
自給式呼吸器	—	4セット ^{※11}	4セット																																																																																																																																																																																								
耐熱服	—	3セット ^{※12}	3セット																																																																																																																																																																																								
タンクステンベスト	20着 ^{※13}	4着 ^{※14}	10着																																																																																																																																																																																								
品名	配備数 ^{※17}	保管場所	備内 ^{※18} （参考）																																																																																																																																																																																								
タイベック	1,050着 ^{※1}	50着 ^{※10}	約2,400着																																																																																																																																																																																								
下着（上下セット）	—	—	約400着																																																																																																																																																																																								
帽子	1,050個 ^{※1}	50個 ^{※10}	約15,000個																																																																																																																																																																																								
靴下	1,050足 ^{※1}	50足 ^{※10}	約7,000足																																																																																																																																																																																								
綿手袋	1,050双 ^{※1}	50双 ^{※10}	約33,000双																																																																																																																																																																																								
ゴム手袋	2,100双 ^{※2}	100双 ^{※11}	約73,000双																																																																																																																																																																																								
全面マスク	1,050個 ^{※1}	100個 ^{※12}	約800個																																																																																																																																																																																								
電動ファン付きマスク	8個 ^{※3}	10個 ^{※15}	約90個																																																																																																																																																																																								
全面マスク用チャコ	—	緊急時対策所	約270個																																																																																																																																																																																								
ールフィルタ（2個/セット）	2,100個 ^{※4}	200個 ^{※14}	約270個																																																																																																																																																																																								
電動ファン付きマスク用チャコ	8個 ^{※3}	緊急時対策所待機所	約90個																																																																																																																																																																																								
アノラック	830着 ^{※5}	50着 ^{※10}	約1,800着																																																																																																																																																																																								
長靴	610足 ^{※6}	30足 ^{※15}	約1,000足																																																																																																																																																																																								
オーバーシューズ（靴カバー）	1,050足 ^{※1}	50足 ^{※10}	約620足																																																																																																																																																																																								
自給式呼吸器	8台 ^{※7}	15台 ^{※16}	約72台																																																																																																																																																																																								
圧縮酸素形循環式呼吸器	8台 ^{※8}	—	—																																																																																																																																																																																								
タンクステンベスト	20着 ^{※13}	—	—																																																																																																																																																																																								
<p>※予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>○計測器</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の数量を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="80 288 640 582"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>配備数*</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>180台</td> <td>180名（1～7号炉対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>180台</td> <td>180名（1～7号炉対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台</td> <td>緊急時対策所のモニタリング及びチェンジングエリアにて使用</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>8台</td> <td>緊急時対策所のモニタリングに使用</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>3台</td> <td>各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設定と同時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>	品名	配備数*	考え方	個人線量計	180台	180名（1～7号炉対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）	電子式線量計	180台	180名（1～7号炉対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）	GM汚染サーベイメータ	5台	緊急時対策所のモニタリング及びチェンジングエリアにて使用	電離箱サーベイメータ	8台	緊急時対策所のモニタリングに使用	可搬型エリアモニタ	3台	各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設定と同時	<p>○計測器</p> <p>緊急時対策建屋に以下の数量を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="674 256 1207 387"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>配備台数^{①②}</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>200台^①</td> <td>14台^③</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>200台^①</td> <td>14台^③</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>8台^④</td> <td>4台^⑤</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>8台^④</td> <td>4台^⑤</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台^⑥</td> <td>緊急時対策所 4台^⑦</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100名（本部要員38名＋現場要員40名＋余裕）×2 ※2：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分＋余裕）＋緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分＋余裕） ※3：チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分＋余裕）＋緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分＋余裕） ※4：緊急時対策所内2台（1台＋余裕）＋緊急時対策建屋内2台（1台＋余裕） ※5：2号炉運転員7名×2 ※6：チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分＋余裕）＋中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分＋余裕） ※7：チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分＋余裕）＋中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分＋余裕） ※8：中央制御室内2台（1台＋余裕）＋待機室内2台（1台＋余裕） ※9：予備含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>	品名	配備台数 ^{①②}	保管場所	個人線量計	200台 ^①	14台 ^③	電子式線量計	200台 ^①	14台 ^③	表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 ^④	4台 ^⑤	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 ^④	4台 ^⑤	可搬型エリアモニタ	4台 ^⑥	緊急時対策所 4台 ^⑦	<p>○計測器</p> <p>緊急時対策所に以下の数量を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="1258 264 1800 395"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>配備数/保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>ポケット線量計 140台^① ガラスバッジ 140台^①</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>10台^②</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>10台^③</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台^④</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍＋余裕 ※2：チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）＋余裕）＋緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕） ※3：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）＋緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕） ※4：緊急時対策所指揮所2台（1台＋余裕）＋緊急時対策所2台（1台＋余裕） ※5：31名×1.5倍 ※6：チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）＋中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）＋予備1台 ※7：チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）＋中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）＋予備1台</p>	品名	配備数/保管場所	個人線量計	ポケット線量計 140台 ^① ガラスバッジ 140台 ^①	GM汚染サーベイメータ	10台 ^②	電離箱サーベイメータ	10台 ^③	可搬型エリアモニタ	4台 ^④	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>
品名	配備数*	考え方																																															
個人線量計	180台	180名（1～7号炉対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）																																															
電子式線量計	180台	180名（1～7号炉対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）																																															
GM汚染サーベイメータ	5台	緊急時対策所のモニタリング及びチェンジングエリアにて使用																																															
電離箱サーベイメータ	8台	緊急時対策所のモニタリングに使用																																															
可搬型エリアモニタ	3台	各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設定と同時																																															
品名	配備台数 ^{①②}	保管場所																																															
個人線量計	200台 ^①	14台 ^③																																															
電子式線量計	200台 ^①	14台 ^③																																															
表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 ^④	4台 ^⑤																																															
ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 ^④	4台 ^⑤																																															
可搬型エリアモニタ	4台 ^⑥	緊急時対策所 4台 ^⑦																																															
品名	配備数/保管場所																																																
個人線量計	ポケット線量計 140台 ^① ガラスバッジ 140台 ^①																																																
GM汚染サーベイメータ	10台 ^②																																																
電離箱サーベイメータ	10台 ^③																																																
可搬型エリアモニタ	4台 ^④																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

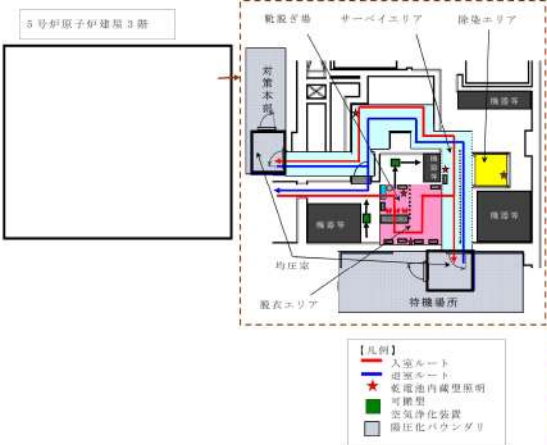
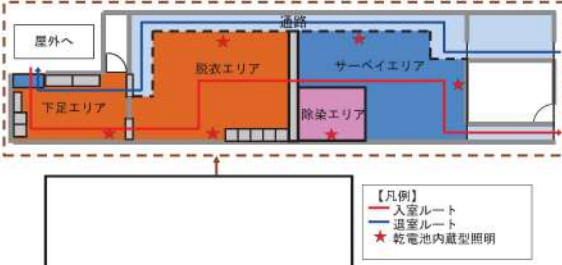
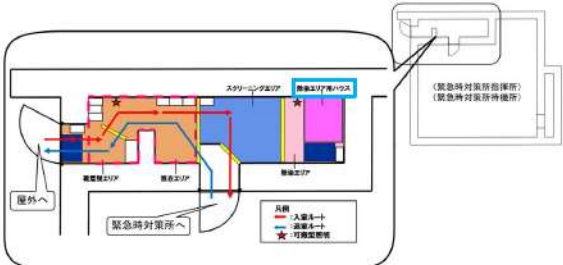
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="770 169 1128 193">添付4-5 チェンジングエリアについて</p> <p data-bbox="667 228 1043 252">1. チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p data-bbox="683 256 1234 512">チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p data-bbox="667 547 1234 600">（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <div data-bbox="667 635 1234 751" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="667 635 1234 746">緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </div>	<p data-bbox="1352 169 1711 193">添付4-5 チェンジングエリアについて</p> <p data-bbox="1249 228 1599 252">1. チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p data-bbox="1265 256 1816 483">チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p data-bbox="1249 547 1816 600">（「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <div data-bbox="1249 635 1816 751" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1249 635 1816 746">緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>2. チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設営する。概要は第1表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第1表 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1" data-bbox="667 432 1227 1098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 営 場 所</td> <td>緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア</td> </tr> <tr> <td>設 営 形 式</td> <td>チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>手 判 断 着 基 準 の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実 施 者</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設 営 場 所	緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	設 営 形 式	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	手 判 断 着 基 準 の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	実 施 者	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。	<p>2. チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、靴脱着エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する。概要は第1.18.9表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第1.18.9表 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1" data-bbox="1254 440 1814 887"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 営 場 所</td> <td>緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア</td> </tr> <tr> <td>設 営 形 式</td> <td>チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>手 順 着 手 の 判 断 基 準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実 施 者</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設 営 場 所	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	設 営 形 式	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	手 順 着 手 の 判 断 基 準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	実 施 者	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p>
項目	概要																						
設 営 場 所	緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア																						
設 営 形 式	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。																						
手 判 断 着 基 準 の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。																						
実 施 者	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。																						
項目	概要																						
設 営 場 所	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア																						
設 営 形 式	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。																						
手 順 着 手 の 判 断 基 準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。																						
実 施 者	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>3. チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>チェンジングエリアは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接した場所に設置する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、第1図～第2図のとおり。</p>  <p>第1図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート <small>(5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</small></p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	<p>枠囲みの内容は商業秘密の観点から公開できません。</p> <p>3. チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、第1図のとおり。</p>  <p>第1図 チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p>3. チェンジングエリアの設営場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チェンジングエリアの設営場所は、第1.18.34図のとおり。</p>  <p>第1.18.34図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は建屋出入口からチェンジングエリアまでの屋内アクセスルートがあるのに対し、泊は屋外出入口とチェンジングエリアが隣接しているため屋内ルートはない。 <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>4. チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、第3図の設営フローに従い、第4図～第5図のとおりチェンジングエリアを設営する。</p>	<p>4. チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、第2図の設営フローに従い、第3図のとおりチェンジングエリアを設営する。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放射線管理班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="741 836 1151 1214" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A["①チェンジングエリア用資機材の移動・設置（乾電池内蔵型照明の設置）"] --> B["②床、壁の養生状態の確認・補修"] B --> C["③表面汚染密度測定用サーベイメータの設置"] </pre> </div> <p>第2図 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>4. チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、第1.18.35図の設営フローに従い、第1.18.36図のとおりチェンジングエリアを設営する。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所に対し行い、約40分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="1292 836 1756 1240" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A["①チェンジングエリア用資機材の移動・設置（可搬型照明の設置）"] --> B["②床、壁の養生状態の確認・補修"] B --> C["③GM汚染サーベイメータの設置"] </pre> </div> <p>第1.18.35図 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。 <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】資機材名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時対策建屋 地下1階 チェンジングエリア</p> <p>第3図 チェンジングエリア</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>第1.18.36図 チェンジングエリア</p>	

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、第2表、第4図のとおりとする。チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア付近に保管する。</p> <p>第2表 緊急時対策所チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="667 391 1227 861"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>養生シート（床用）</td><td>8巻^{※1}</td><td rowspan="20">チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数 量</td></tr> <tr><td>養生シート（壁用）</td><td>12巻^{※2}</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>9個^{※3}</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>24枚^{※4}</td></tr> <tr><td>積層シート</td><td>3枚</td></tr> <tr><td>棚</td><td>2台</td></tr> <tr><td>ヘルメット掛け</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ゴミ箱</td><td>7個</td></tr> <tr><td>ポリ袋</td><td>100枚</td></tr> <tr><td>テープ</td><td>5巻</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>50個</td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>3個</td></tr> <tr><td>カッター</td><td>3個</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>3本</td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>1式^{※5}</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台^{※6}</td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>1台^{※7}</td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>1個</td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>乾電池内蔵型照明</td><td>6台（予備1台）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×50m/巻 ※2：仕様 2,100mm×25m/巻 ※3：仕様 900mm×240mm×235mm/個（アルミ製） ※4：仕様 1,200mm×900mm×25mm/枚（アルミ製） ※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式（折りたたみ式、ポリエステル製） ※6：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式） ※7：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	名称	数量	根拠	養生シート（床用）	8巻 ^{※1}	チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数 量	養生シート（壁用）	12巻 ^{※2}	バリア	9個 ^{※3}	フェンス	24枚 ^{※4}	積層シート	3枚	棚	2台	ヘルメット掛け	1台	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	50個	はさみ	3個	カッター	3個	マジック	3本	除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}	簡易シャワー	1台 ^{※6}	ポリタンク	1台 ^{※7}	トレイ	1個	バケツ	2個	乾電池内蔵型照明	6台（予備1台）	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、第1.18.10表、第1.18.37図のとおりとする。チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア付近に保管する。</p> <p>第1.18.10表 緊急時対策所チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="1265 391 1803 842"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>養生シート</td><td>6巻^{※1}</td><td rowspan="20">チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数 量</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>6個^{※2}</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>2個^{※3}</td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>20枚</td></tr> <tr><td>靴櫃</td><td>2台</td></tr> <tr><td>回収箱</td><td>18個</td></tr> <tr><td>透明ロール袋（大）</td><td>20巻</td></tr> <tr><td>養生テープ</td><td>40巻</td></tr> <tr><td>作業用テープ</td><td>20巻</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>290個</td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>4個</td></tr> <tr><td>カッター</td><td>4個</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>6本</td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>2個^{※4}</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>2個^{※5}</td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>2個^{※6}</td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>可搬型照明</td><td>4台（予備2台）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明・ピンク・黄） ※2：仕様 800mm（750mm,900mm）×100mm×150mm/個（アルミ製） ※3：仕様 800mm×900mm/個（アルミ製） ※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（据付型、不燃シート製） ※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式） ※6：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	名称	数量	根拠	養生シート	6巻 ^{※1}	チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数 量	バリア	6個 ^{※2}	フェンス	2個 ^{※3}	粘着マット	20枚	靴櫃	2台	回収箱	18個	透明ロール袋（大）	20巻	養生テープ	40巻	作業用テープ	20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	290個	はさみ	4個	カッター	4個	マジック	6本	除染エリア用ハウス	2個 ^{※4}	簡易シャワー	2個 ^{※5}	ポリタンク	2個 ^{※6}	トレイ	2個	バケツ	2個	可搬型照明	4台（予備2台）	<p>【女川】設計の相違</p> <p>・資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
名称	数量	根拠																																																																																											
養生シート（床用）	8巻 ^{※1}	チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数 量																																																																																											
養生シート（壁用）	12巻 ^{※2}																																																																																												
バリア	9個 ^{※3}																																																																																												
フェンス	24枚 ^{※4}																																																																																												
積層シート	3枚																																																																																												
棚	2台																																																																																												
ヘルメット掛け	1台																																																																																												
ゴミ箱	7個																																																																																												
ポリ袋	100枚																																																																																												
テープ	5巻																																																																																												
ウエス	2箱																																																																																												
ウェットティッシュ	50個																																																																																												
はさみ	3個																																																																																												
カッター	3個																																																																																												
マジック	3本																																																																																												
除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}																																																																																												
簡易シャワー	1台 ^{※6}																																																																																												
ポリタンク	1台 ^{※7}																																																																																												
トレイ	1個																																																																																												
バケツ	2個																																																																																												
乾電池内蔵型照明	6台（予備1台）																																																																																												
名称	数量	根拠																																																																																											
養生シート	6巻 ^{※1}	チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数 量																																																																																											
バリア	6個 ^{※2}																																																																																												
フェンス	2個 ^{※3}																																																																																												
粘着マット	20枚																																																																																												
靴櫃	2台																																																																																												
回収箱	18個																																																																																												
透明ロール袋（大）	20巻																																																																																												
養生テープ	40巻																																																																																												
作業用テープ	20巻																																																																																												
ウエス	2箱																																																																																												
ウェットティッシュ	290個																																																																																												
はさみ	4個																																																																																												
カッター	4個																																																																																												
マジック	6本																																																																																												
除染エリア用ハウス	2個 ^{※4}																																																																																												
簡易シャワー	2個 ^{※5}																																																																																												
ポリタンク	2個 ^{※6}																																																																																												
トレイ	2個																																																																																												
バケツ	2個																																																																																												
可搬型照明	4台（予備2台）																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 180 945 419">  <p>養生シート (床用) <仕様> 1,800mm×50m/巻</p> </div> <div data-bbox="967 180 1232 419">  <p>養生シート (壁用) <仕様> 2,100mm×25m/巻</p> </div> <div data-bbox="672 435 945 675">  <p>バリア <仕様> 900mm×240mm×235mm/個 (アルミ製)</p> </div> <div data-bbox="967 435 1232 675">  <p>フェンス <仕様> 1,200mm×900mm×25mm/枚 (アルミ製)</p> </div> <div data-bbox="672 691 945 930">  <p>除染エリア用ハウス <仕様> 1,100mm×1,100mm×1,950mm (折りたたみ式, ポリエステル製)</p> </div> <div data-bbox="967 691 1232 930">  <p>簡易シャワー <仕様> タンク容量7.5リットル (手動ポンプ式)</p> </div> <div data-bbox="672 946 945 1185">  <p>ポリタンク <仕様> タンク容量20リットル (ポリタンク)</p> </div>	<div data-bbox="1272 180 1529 483">  <p>養生シート (床・壁用) <仕様> 1,800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄)</p> </div> <div data-bbox="1552 180 1798 483">  <p>フェンス <仕様> 600mm×900mm/個 (アルミ製)</p> </div> <div data-bbox="1272 499 1529 802">  <p>バリア <仕様> ・900mm/個 ・750mm/個 ・600mm/個 (アルミ製)</p> </div> <div data-bbox="1552 499 1798 802">  <p>簡易シャワー <仕様> タンク容量7.5リットル (手動ポンプ式)</p> </div> <div data-bbox="1272 818 1529 1121">  <p>除染エリア用ハウス <仕様> 1,120mm×1,120mm×2,000mm (不燃シート製)</p> </div> <div data-bbox="1552 818 1798 1121">  <p>ポリタンク <仕様> タンク容量20リットル (ポリタンク)</p> </div>	<p>第1.18.37図 チェンジングエリア用資機材</p>

第4図 チェンジングエリア用資機材

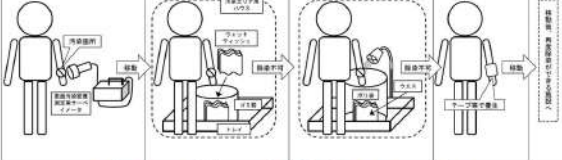
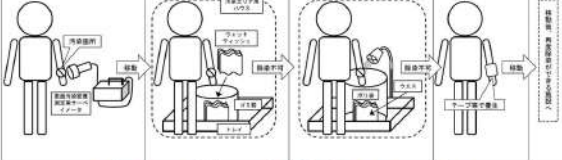
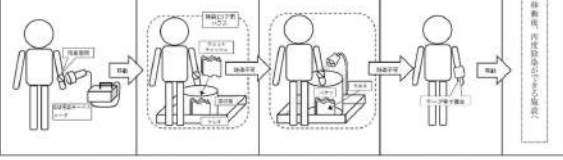
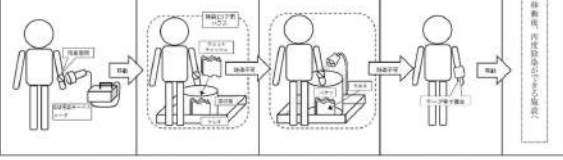
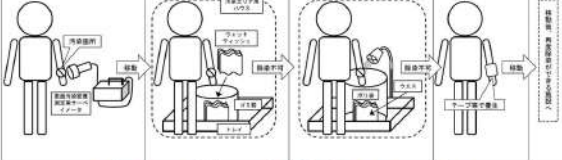
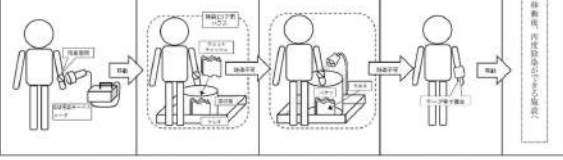
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは第5図～第7図のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 脱衣エリア 防護具を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>② サーベイエリア 防護具を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。 汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p> <p>③ 除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア</p>	<p>5. チェンジングエリアの運用 (出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 汚染管理, 廃棄物管理, 環境管理)</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは第3図のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①下足エリア 靴及びヘルメット等を着脱するエリア</p> <p>②脱衣エリア 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>③サーベイエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p> <p>④除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア</p>	<p>5. チェンジングエリアの運用 (出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 汚染管理, 廃棄物管理, 環境管理)</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは第1.18.36図のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア 靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p> <p>④ 除染エリア スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>【女川】運用の相違</p> <p>・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

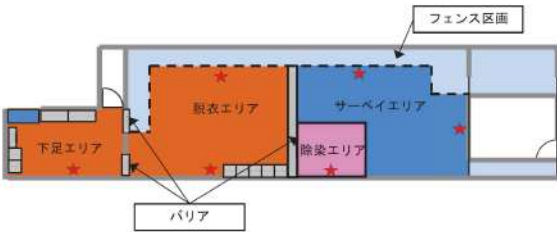
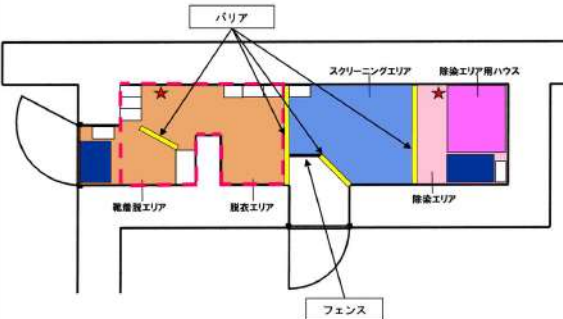
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 脱衣 チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。 ① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</p> <p>なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査 チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。 ① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。 ② サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。 汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</p> <p>なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。 また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</p> <p>d. 除染 チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。 ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）。</p>	<p>b. 脱衣 チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。 ① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</p> <p>なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査 チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。 ① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。 ② スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。 ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。 汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</p> <p>なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。 また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</p> <p>d. 除染 チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。 ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）</p>	<p>【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p>

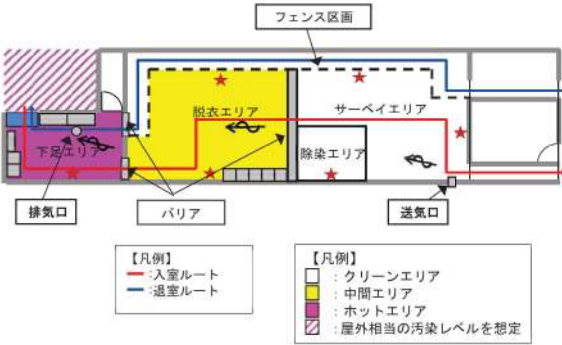
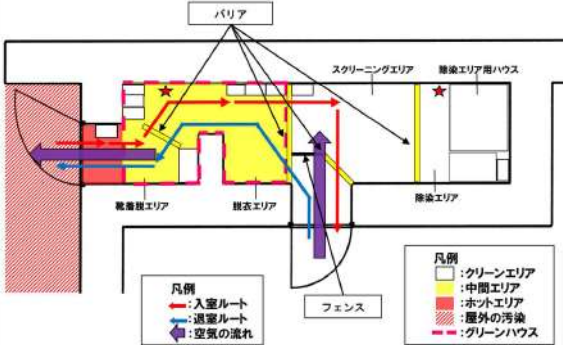
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>e. 着衣 防護具の着衣手順は以下のとおり。 ・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、不織布カバーオール、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</p>	<p>e. 着衣 防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <p>① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</p> <p>② 下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理 サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、第5図のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>e. 着衣 防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <p>① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</p> <p>② 靴着脱エリアで、靴を着用する。放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理 スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、第1.18.38図のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すが泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>【女川】資機材名称の相違</p>																										
	<table border="1" data-bbox="667 810 1227 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サーベイエリアにて、汚染確認</th> <th colspan="3">除染エリア</th> <th rowspan="2">緊急時対策所</th> </tr> <tr> <th>【除染①】 ウェットティッシュによる拭き取り</th> <th>【除染②】 簡易シャワーによる洗浄</th> <th>汚染拡大防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5図 除染及び汚染水処理イメージ図</p>	サーベイエリアにて、汚染確認	除染エリア			緊急時対策所	【除染①】 ウェットティッシュによる拭き取り	【除染②】 簡易シャワーによる洗浄	汚染拡大防止措置						<table border="1" data-bbox="1256 810 1816 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">スクリーニングエリアにて汚染確認</th> <th colspan="3">除染エリア</th> <th rowspan="2">緊急時対策所</th> </tr> <tr> <th>【除染①】 ウェットティッシュによる拭き取り</th> <th>【除染②】 簡易シャワーによる洗浄</th> <th>汚染拡大防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.18.38図 除染及び汚染水処理イメージ図</p>	スクリーニングエリアにて汚染確認	除染エリア			緊急時対策所	【除染①】 ウェットティッシュによる拭き取り	【除染②】 簡易シャワーによる洗浄	汚染拡大防止措置						
サーベイエリアにて、汚染確認	除染エリア			緊急時対策所																									
	【除染①】 ウェットティッシュによる拭き取り	【除染②】 簡易シャワーによる洗浄	汚染拡大防止措置																										
																													
スクリーニングエリアにて汚染確認	除染エリア			緊急時対策所																									
	【除染①】 ウェットティッシュによる拭き取り	【除染②】 簡易シャワーによる洗浄	汚染拡大防止措置																										
																													

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>g. 廃棄物管理 緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p>	<p>g. 廃棄物管理 緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. 環境管理 放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> <p>ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p>	<p>g. 廃棄物管理 緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. 環境管理 放管班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> <p>ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. チェンジングエリアに係る補足事項</p> <p>a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア及びサーベイエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は第6図のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>第6図 チェンジングエリア設営状況</p>	<p>6. チェンジングエリアに係る補足事項</p> <p>a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は第1.18.39図のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>第1.18.39図 チェンジングエリア設営状況</p>	

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、第7図のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、チェンジングエリアは、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の運転による換気を行い、チェンジングエリアに第7図のように空気の流れをつくることで脱衣を行うホットエリア等の空気によるサーベイエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>第7図 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、第1.18.40図のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの運転による換気で正圧に維持することにより、チェンジングエリアに第1.18.40図のように空気の流れをつくり、かつ、脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>第1.18.40図 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はチェンジングエリア内に送気口及び排気口があるのに対し、泊は緊急時対策所内と屋外の圧力差でチェンジングエリア内の空気が屋外に流れる設計の相違がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>d. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。</p> <p>ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。</p> <p>ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>d. チェンジングエリアの維持管理 防護具類に付着した放射性物質により、付近のバックグラウンドが上昇すると、チェンジングエリア内において正確な汚染検査が実施できない。 このため、測定時にはあらかじめ付近のバックグラウンドを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェンジングエリア内の汚染管理 スクリーニング及び除染エリアの汚染管理を定期的実施し、汚染が確認された場合は、速やかにシートの張り替え等を行う。 ・廃棄物の管理 防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜緊急時対策所外へ搬出する。 ・靴の汚染検査等 1回/日以上以上の頻度で、靴の汚染検査を実施し、必要により除染等の対応を行う。また、粘着マットは定期的に取り替えを行う。 ・グリーンハウスの外観点検（壁面への放射性物質の付着防止） 1回/日以上以上の頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を行う。 	<p>【女川】設計の相違 ・動線を分離しなくてもクロスコンタミは防止できるため、泊は動線分離を考慮していない。</p> <p>【女川】記載充実</p>

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>7. 汚染の管理基準</p> <p>第3表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第3表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">第3表 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="667 359 1209 582"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm^{※3}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠</td> </tr> <tr> <td>13,000cpm^{※4}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。</p> <p>※2：4 Bq/cm²相当。</p> <p>※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。</p> <p>※4：40Bq/cm²相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠	13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>7. 汚染の管理基準</p> <p>第1.18.11表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第1.18.11表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">第1.18.11表 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1288 343 1803 542"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300 cpm^{※2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40 Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000 cpm^{※3}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠</td> </tr> <tr> <td>13,000 cpm^{※4}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。</p> <p>※2：4 Bq/cm²相当。</p> <p>※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。</p> <p>※4：40Bq/cm²相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300 cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40 Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000 cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠	13,000 cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																							
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																							
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠																							
	13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																							
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																							
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300 cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40 Bq/cm ² ）の1/10																							
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000 cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠																							
	13,000 cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <table border="1" data-bbox="85 352 645 531"> <thead> <tr> <th>乾電池内蔵型照明</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5号貯蔵庫内 緊急時待機所</td> <td>7台（予備1台）</td> <td>電源：乾電池（単一×3） 点灯可能時間：約72時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	乾電池内蔵型照明	保管場所	数量	仕様		5号貯蔵庫内 緊急時待機所	7台（予備1台）	電源：乾電池（単一×3） 点灯可能時間：約72時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>8. 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために第4表に示す数量及び仕様とする。</p> <p>第4表 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1" data-bbox="674 363 1227 507"> <thead> <tr> <th>乾電池内蔵型照明</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>緊急時対策建屋内</td> <td>6台（予備1台）</td> <td>電源：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約11時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	乾電池内蔵型照明	保管場所	数量	仕様		緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電源：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約11時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>8. 可搬型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリー式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために第1.18.12表に示す数量及び仕様とする。</p> <p>第1.18.12表 チェンジングエリアの可搬型照明</p> <table border="1" data-bbox="1261 360 1816 539"> <thead> <tr> <th>可搬型照明</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>緊急時対策指揮所 及び 緊急時対策待機所</td> <td>各2台 （予備各1台）</td> <td>・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型照明	保管場所	数量	仕様		緊急時対策指揮所 及び 緊急時対策待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるが使用目的に相違なし。
乾電池内蔵型照明	保管場所	数量	仕様																								
	5号貯蔵庫内 緊急時待機所	7台（予備1台）	電源：乾電池（単一×3） 点灯可能時間：約72時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）																								
乾電池内蔵型照明	保管場所	数量	仕様																								
	緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電源：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約11時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）																								
可搬型照明	保管場所	数量	仕様																								
	緊急時対策指揮所 及び 緊急時対策待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）																								


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>9. チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数14名を考慮し、同時に14名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリアに同時に14名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約30分であり、全ての要員が汚染している場合でも約56分であることを確認している。</p>	<p>9. チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数20名を考慮し、同時に20名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリアに同時に20名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約33分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を14名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を6名と想定）でも約87分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でもチェンジングエリアは建屋内に設置しており、緊急時対策建屋入口からチェンジングエリアまでは要員が待機できる場所があることから、屋外での待機は不要な被ばくを防止することができる。</p> <p>10. 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放射線管理班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（最大270分）、可搬型モニタリングポスト（海側用）の設置（最大90分）、代替気象観測設備の設置（210分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放射線管理班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリング設備等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放射線管理班6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型代替モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p>	<p>9. チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数24名に対し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定するうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）及び空調上屋の待機エリア（6名）内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも待機エリアは空調上屋内に設置しており、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機は不要な被ばくを防止することができる。</p> <p>10. 放管班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放管班員は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約190分）、可搬型モニタリングポスト（海側及び緊急時対策所付近用）の設置（約120分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約100分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約80分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放管班員6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 想定要員数の相違</p> <p>【女川】 設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】 設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はチェンジングエリアに入れない要員は一時的に待機エリアで待機する設計。 <p>【女川】 設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染がない場合の想定要員数及びチェンジングエリア通過時間の相違。 全員汚染がある場合の拭き取りと簡易シャワー対象者の要員数（全員に対する割合は同じ）及びチェンジングエリア通過時間の相違。 <p>【女川】 設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は緊急時対策建屋内で待機するのに対し、泊は空調上屋の待機エリアで待機する違いがあるが、想定人数以上でも屋内で一時的に待機できる設計であることに相違なし。 <p>【女川】 設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置時間、設置設備種類、設置場所及び設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p>																																																																							
<p>添付4-6 飲食料とその他の資機材</p>	<p>添付4-6 飲料水、食料等</p>	<p>添付4-6 飲料水、食料等</p>																																																																					
<p>1. 飲食料</p>	<p>1. 飲料水、食料</p>	<p>1. 飲料水、食料</p>																																																																					
<p>緊急時対策要員が、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするために、緊急時対策所に必要な資機材等を配備することとしている。</p>	<p>重大事故等対策要員が、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするために、緊急時対策建屋に必要な資機材を配備することとしている。</p>	<p>発電所災害対策要員が、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするために、緊急時対策所に必要な資機材を配備することとしている。</p>	<p>・保管場所名称の相違</p>																																																																				
<p>また、ブルーム通過中に緊急時対策所待避室から退出する必要がないように、余裕数を見込んでとどまる要員の1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。</p>	<p>また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んでとどまる要員の1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。</p>	<p>また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んでとどまる要員の1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。</p>																																																																					
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の数量を保管する。</p>	<p>緊急時対策建屋に以下の数量を保管する。</p>	<p>緊急時対策内に以下の数量を保管する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>3,780食</td> <td>180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×3食</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>2,520本</td> <td>180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×2本（1.5リットル/本）</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	考え方	食料	3,780食	180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×3食	水	2,520本	180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×2本（1.5リットル/本）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>保管場所</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>2,100食</td> <td>資機材保管エリア、緊急時対策所</td> <td>100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×3食=2,100</td> </tr> <tr> <td>飲料水（1.5リットル）</td> <td>1,400本</td> <td></td> <td>100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×2本=1,400</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	保管場所	考え方	食料	2,100食	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×3食=2,100	飲料水（1.5リットル）	1,400本		100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×2本=1,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>保管場所</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>2,520食</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所</td> <td>120名（最大収容人数60名×2建屋）×3食×7日</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>1,680L</td> <td></td> <td>120名（最大収容人数60名×2建屋）×3食×7日</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	保管場所	考え方	食料	2,520食	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所	120名（最大収容人数60名×2建屋）×3食×7日	飲料水	1,680L		120名（最大収容人数60名×2建屋）×3食×7日																																				
品名	保管数	考え方																																																																					
食料	3,780食	180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×3食																																																																					
水	2,520本	180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×2本（1.5リットル/本）																																																																					
品名	保管数	保管場所	考え方																																																																				
食料	2,100食	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×3食=2,100																																																																				
飲料水（1.5リットル）	1,400本		100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×7日×2本=1,400																																																																				
品名	保管数	保管場所	考え方																																																																				
食料	2,520食	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所	120名（最大収容人数60名×2建屋）×3食×7日																																																																				
飲料水	1,680L		120名（最大収容人数60名×2建屋）×3食×7日																																																																				
<p>2. その他の資機材</p>	<p>2. その他の資機材</p>	<p>2. その他の資機材</p>																																																																					
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の数量を保管する。</p>	<p>緊急時対策建屋に以下の数量を保管する。</p>	<p>緊急時対策所に以下の数量を保管する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>3台</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部、待機場所）に設置（予備含む）</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>3台</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部、待機場所）に設置（予備含む）</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>1式</td> <td>報道や気象情報等を入手するため</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>1式</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>1式</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないようにするため</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,440錠</td> <td>180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×（初日2錠+2日以下以降1錠/日×6日）</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	考え方	酸素濃度計	3台	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部、待機場所）に設置（予備含む）	二酸化炭素濃度計	3台	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部、待機場所）に設置（予備含む）	一般テレビ（回線、機器）	1式	報道や気象情報等を入手するため	社内パソコン（回線、機器）	1式	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため	簡易トイレ	1式	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないようにするため	ヨウ素剤	1,440錠	180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×（初日2錠+2日以下以降1錠/日×6日）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>保管場所</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台（予備1台）</td> <td rowspan="3">緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所に重大事故等対処設備として設置する（予備を含む）。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>1台（予備1台）</td> <td>緊急時対策所に重大事故等対処設備として設置する（予備を含む）。</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>1式</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>1式</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>4,900個</td> <td>資機材保管エリア、緊急時対策所</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。 100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（7回/1日×7日）=4,900</td> </tr> <tr> <td>よう素剤</td> <td>800錠</td> <td>緊急時対策所</td> <td>100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（初日2錠+2日以下以降1錠/1日×6日）=800</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	保管場所	考え方	酸素濃度計	1台（予備1台）	緊急時対策所	緊急時対策所に重大事故等対処設備として設置する（予備を含む）。	二酸化炭素濃度計	1台（予備1台）	緊急時対策所に重大事故等対処設備として設置する（予備を含む）。	一般テレビ（回線、機器）	1式	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	社内パソコン（回線、機器）	1式	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	簡易トイレ	4,900個	資機材保管エリア、緊急時対策所	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。 100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（7回/1日×7日）=4,900	よう素剤	800錠	緊急時対策所	100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（初日2錠+2日以下以降1錠/1日×6日）=800	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>保管場所</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>4</td> <td rowspan="3">緊急時対策所指揮所 緊急時対策所持機所</td> <td>2台/建屋（予備1台）×2建屋</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>1式</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>1式</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td>2式</td> <td></td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。</td> </tr> <tr> <td>安定よう素剤</td> <td>2,000</td> <td></td> <td>1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	保管場所	考え方	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	4	緊急時対策所指揮所 緊急時対策所持機所	2台/建屋（予備1台）×2建屋	一般テレビ（回線、機器）	1式	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	社内パソコン（回線、機器）	1式	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	仮設トイレ	2式		ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	安定よう素剤	2,000		1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	
品名	保管数	考え方																																																																					
酸素濃度計	3台	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部、待機場所）に設置（予備含む）																																																																					
二酸化炭素濃度計	3台	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部、待機場所）に設置（予備含む）																																																																					
一般テレビ（回線、機器）	1式	報道や気象情報等を入手するため																																																																					
社内パソコン（回線、機器）	1式	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため																																																																					
簡易トイレ	1式	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないようにするため																																																																					
ヨウ素剤	1,440錠	180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×（初日2錠+2日以下以降1錠/日×6日）																																																																					
品名	保管数	保管場所	考え方																																																																				
酸素濃度計	1台（予備1台）	緊急時対策所	緊急時対策所に重大事故等対処設備として設置する（予備を含む）。																																																																				
二酸化炭素濃度計	1台（予備1台）		緊急時対策所に重大事故等対処設備として設置する（予備を含む）。																																																																				
一般テレビ（回線、機器）	1式		報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。																																																																				
社内パソコン（回線、機器）	1式	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。																																																																					
簡易トイレ	4,900個	資機材保管エリア、緊急時対策所	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。 100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（7回/1日×7日）=4,900																																																																				
よう素剤	800錠	緊急時対策所	100名（60名（本部要員38名+余裕）+現場要員40名）×（初日2錠+2日以下以降1錠/1日×6日）=800																																																																				
品名	保管数	保管場所	考え方																																																																				
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	4	緊急時対策所指揮所 緊急時対策所持機所	2台/建屋（予備1台）×2建屋																																																																				
一般テレビ（回線、機器）	1式		報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。																																																																				
社内パソコン（回線、機器）	1式		社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。																																																																				
仮設トイレ	2式		ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。																																																																				
安定よう素剤	2,000		1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

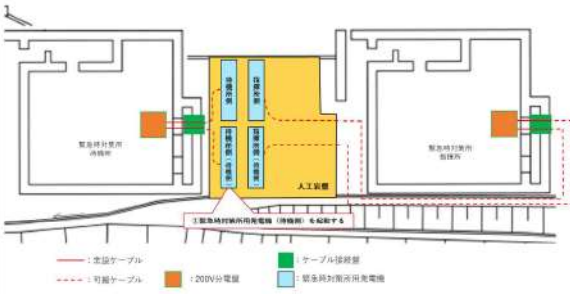
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付5-1 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の起動及び受電操作について</p> <p>1. 常設代替交流電源設備の起動及び受電操作概要 外部電源喪失時にガスタービン発電機が自動起動し、非常用ディーゼル発電機の機能喪失により6.9kVメタクラJ系へ給電できない場合に、ガスタービン発電機からの受電へ自動で切り替わる。そのため、起動及び受電操作は必要ない。</p> <p>2. 緊急時対策所用代替交流電源設備の起動及び受電操作概要 ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を起動したのち、電源車（緊急時対策所用）から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とすることで、電源車（緊急時対策所用）からの受電に切り替える。</p>	<p>代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付5-1 1. 緊急時対策所用発電機準備</p> <p>(1) 操作概要 緊急時対策所用発電機と分電盤をケーブル接続する。</p> <p>(2) 必要要員数及び作業時間 必要要員数： 4名（指揮所側：2名、待機所側：2名） 作業時間（想定）： 15分 作業時間（訓練実績等）： 12分</p> <p>(3) 作業の成立性について アクセス性： 夜間においても作業が可能のように可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携行していることからアクセス可能である。 作業環境： 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。 操作性： 分電盤との接続に使用するケーブルは、一般的に使用される工具を用いて接続することができる。 連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。</p>  <p>第1.18.41図 緊急時対策所用発電機準備概要図</p>	<p>・記載内容の相違 泊では発電機の起動準備操作が生じることから手順を準備</p> <p>・設計の相違 泊では緊急時対策所代替電源である緊急時対策所用発電機を複数台保有し、多重性を有する設計とすることで重大事故等に対処することから、常設のガスタービン発電機に相当する手順はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

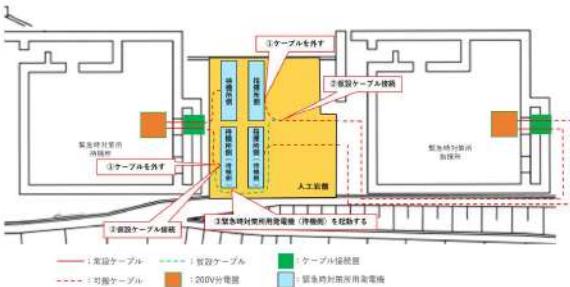
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 電源車（緊急時対策所用）による給電の必要要員数・実施可能時間</p> <p>(1) 必要要員数：重大事故等対応要員3名 (2) 実施可能時間：約30分</p> <p>4. 系統構成 緊急時対策所の電源構成は第1図のとおり。</p> <p>5. 電源車（緊急時対策所用）による給電手順</p> <p>①6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>②電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>③電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>④電源車（緊急時対策所用）から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>有効性評価タイムチャート上の電源車（緊急時対策所用）の起動操作のタイミングについて、雰囲気圧力・温度静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温破損）の代替循環冷却を使用する場合を代表例として記載したものを第2図に示す。</p>	<p>2. 緊急時対策所用発電機起動</p> <p>(1) 操作概要 緊急時対策所用発電機を起動し、給電を開始する。</p> <p>(2) 必要要員数及び作業時間</p> <p>必要要員数： 4名（指揮所側：2名，待機所側：2名） 作業時間（想定）： 15分 作業時間（訓練実績）： 10分</p> <p>(3) 作業の成立性について</p> <p>アクセシビリティ： 夜間においても作業が可能のように可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携行していることからアクセス可能である。</p> <p>作業環境： 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。</p> <p>操作性： 緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。</p> <p>連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。</p>  <p>第1.18.42図 緊急時対策所用発電機起動概要図</p>	<p>・記載方針の相違 作業時に考慮すべき事項と対処について記載している。女川は概略手順を記載しているが泊では本文に手順を記載していること及び手順を補足する資料としていることから手順は記載しない。</p>

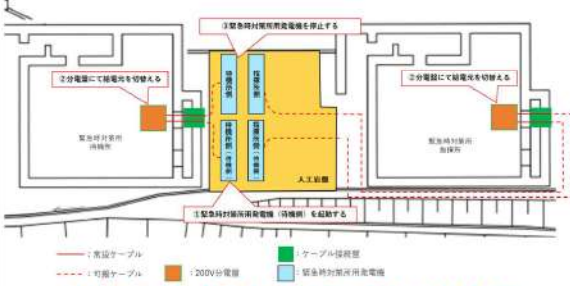
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 緊急時対策所用発電機待機運転</p> <p>(1) 操作概要 プルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う。</p> <p>(2) 必要要員数及び作業時間 必要要員数： 2名 作業時間（想定）： 10分 作業時間（訓練実績等）： 4分</p> <p>(3) 作業の成立性について アクセス性： 夜間においても作業が可能のように可搬型照明（LED ヘッドランプ、LED 懐中電灯）を携行していることからアクセス可能である。 作業環境： 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明（LED ヘッドランプ、LED 懐中電灯）を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。 操作性： 緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。 連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。</p>  <p>第 1.18.43 図 緊急時対策所用発電機待機運転概要図</p>	<p>・記載内容の相違 プルーム放出に備え予備機の発電機運転を行う運用であることから作業時間・成立正について整理した。</p>

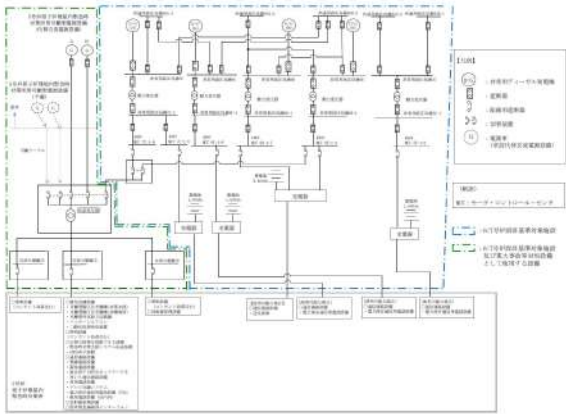
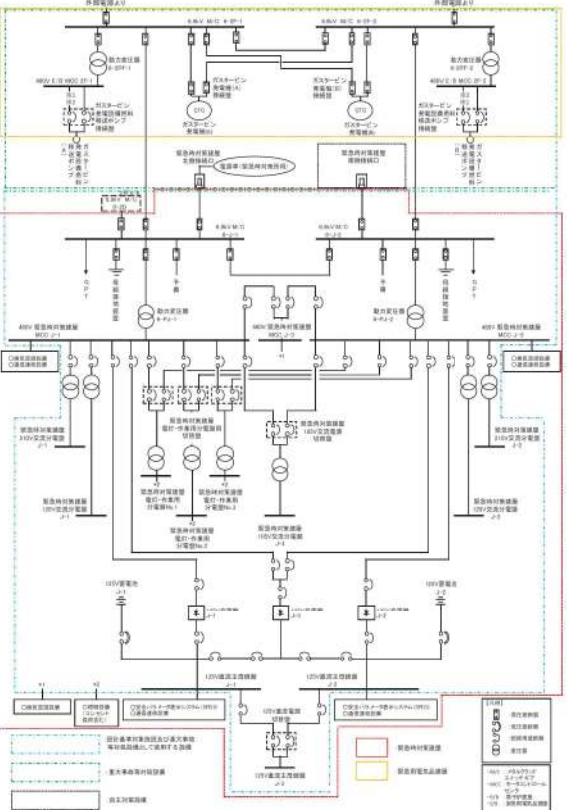
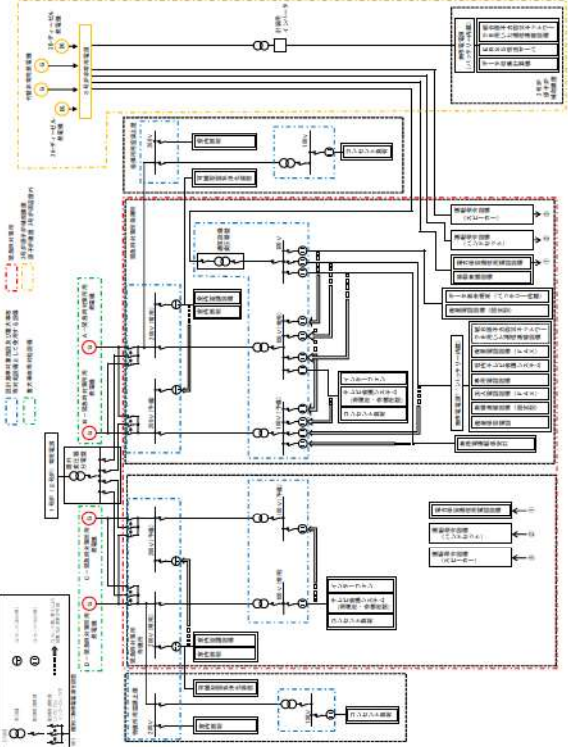
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 緊急時対策所用発電機接続先切替手順</p> <p>(1) 操作概要 指揮所側発電機を待機所側へ接続、又は待機所側発電機を指揮所側へ接続する。</p> <p>(2) 必要要員数及び作業時間 必要要員数： 2名 作業時間（想定）： 30分 作業時間（訓練実績等）： 24分</p> <p>(3) 作業の成立性について アクセス性： 夜間においても作業が可能となるように可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携帯していることからアクセス可能である。 作業環境： 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明（LEDヘッドランプ、LED懐中電灯）を携帯していることから、夜間や事故環境下において作業できる。汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。 操作性： 分電盤との接続に使用するケーブルは、一般的に使用される工具を用いて接続することができる。緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。 連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所へ現場間の連絡は必要ない。</p>  <p>第 1.18.44 図 緊急時対策所用発電機接続先切替概要図</p>	<p>・記載内容の相違 緊急時対策所用発電機が故障等により切替が必要となった場合を想定していることから作業時間・成立性について整理した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">緊急時対策所用発電機の切替</p> <p>添付5-2 1. 緊急時対策所用発電機の切替</p> <p>(1) 操作概要 運転中の緊急時対策所用発電機を停止し、待機側を運転する。</p> <p>(2) 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 2名 作業時間(想定) : 10分 作業時間(訓練実績等) : 6分</p> <p>(3) 作業の成立性について アクセス性： 夜間においても作業が可能のように可搬型照明(LEDヘッドランプ、LED懐中電灯)を携行していることからアクセス可能である。 作業環境： 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明(LEDヘッドランプ、LED懐中電灯)を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。 操作性： 緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。 連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。</p>  <p style="text-align: center;">第 1. 18. 45 図 緊急時対策所用発電機の切替概要図</p>	<p>・記載内容の相違 緊急時対策所用発電機の切替に係る作業時間・成立性について整理した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 電源構成</p>	 <p>第1図 緊急時対策所 電源構成</p>	 <p>第1.18.46図 緊急時対策所電源構成</p>	<p>・設計の相違 電源構成の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

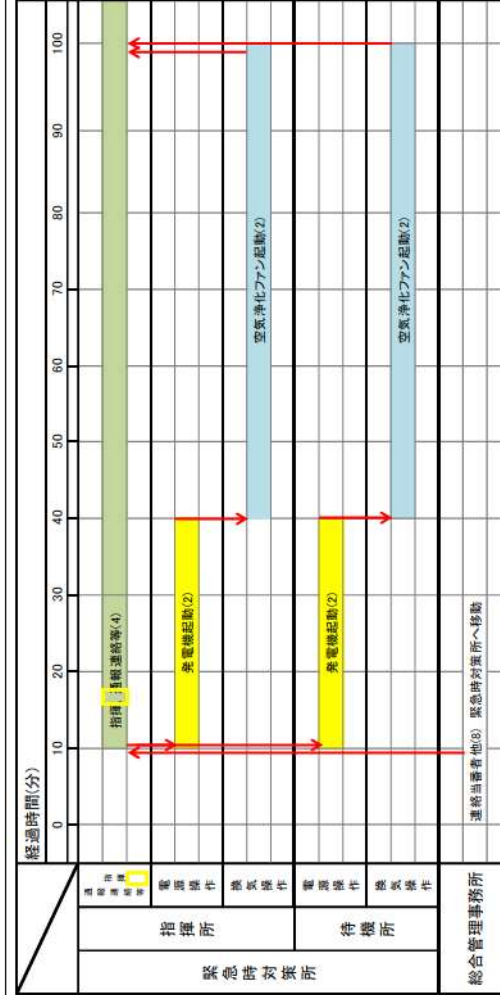
泊発電所3号炉

相違理由

第2図 有効性評価タイムチャート（原子炉格納容器過圧・過温破損）上の電源車起動タイムミング

緊急時対策所の立ち上げについて
 立ち上げの対応が最も厳しくなる、「夜間・休日」時に災害が発生した場合を想定した。
 事故等発生後、少なくとも約100分以内には必要な電源設備及び換気設備の起動を完了することが可能である。
 なお、これらの対応については、今後、訓練を重ね、習熟度を向上させていく。

・運用の相違
 泊では電源の有無や事故事象にかかわらず緊急時対策所立ち上げ時に速やかに緊急時対策所用発電機を起動し、待機することができるよう要員を配置している。



第1.18.47図 緊急時対策所の立ち上げタイムチャート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																							
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5. 連続運転時間および要求される負荷</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様は、第1表のとおり。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は第2表のとおり。</p> <p>第1表 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="80 400 640 564"> <thead> <tr> <th></th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</th> <th>(参考) 6号及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="80 703 640 868"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td> <td>約12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDS)，通信連絡設備[※]</td> <td>約13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電力保安通信用電話設備及び災害受診器は除く</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の運用に必要な負荷容量は、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（定格200kVA，1台）により給電可能な設計としている。</p>		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約12kVA	安全パラメータ表示システム(SPDS)，通信連絡設備 [※]	約13kVA	放射線管理設備	約14kVA	合計	約60kVA	<p>6. 連続運転及び要求される負荷</p> <p>電源設備の仕様は、第1表のとおり。また、緊急時対策建屋の必要な負荷は第2表のとおり。</p> <p>第1表 電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="669 352 1229 616"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電</th> <th>常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機</th> <th>緊急時対策所用 代替交流電源設備 電源車（緊急時対策所用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA（1台当たり）</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 緊急時対策建屋の必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="669 695 1229 908"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。）</td> <td>約47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>約5kVA</td> </tr> <tr> <td>充電器（安全パラメータ表示システム(SPDS)，通信連絡設備含む。）</td> <td>約79kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>約27kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約358kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷容量は、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B（7,625kVA）、ガスタービン発電機2台（4,500kVA（1台当たり））、電源車（緊急時対策所用）（400kVA）により給電可能な設計としている。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（20kL）及び配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>		非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機	緊急時対策所用 代替交流電源設備 電源車（緊急時対策所用）	容量	7,625kVA	4,500kVA（1台当たり）	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA	通信連絡設備	約5kVA	充電器（安全パラメータ表示システム(SPDS)，通信連絡設備含む。）	約79kVA	その他負荷	約27kVA	合計	約358kVA	<p>添付5-3 連続運転及び要求される負荷</p> <p>電源設備の仕様は、第1.18.13表のとおり。また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の必要な負荷は第1.18.14表のとおり。</p> <p>第1.18.13表 緊急時対策所 電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1281 347 1789 536"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常用電源設備 ディーゼル発電機</th> <th>緊急時対策所用 代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>7,000kVA</td> <td>270kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>8台 （予備を含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.18.14表 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1263 703 1807 895"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">負荷容量(kVA)^{※1}</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備等^{※2}</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>デュータ表示端末、PvC会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>バックアップエアコン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明（パナソニック製）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>9.3</td> <td>OA機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率0.8の場合 ※2 通信連絡設備のうち、一部の負荷について「無停電電源装置」に接続している。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷容量は、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA（うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA）、緊急時対策所待機所で約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機（7,000kVA）緊急時対策所用発電機（270kVA（1台当たり））により給電可能な設計としている。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>		非常用電源設備 ディーゼル発電機	緊急時対策所用 代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機	容量	7,000kVA	270kVA（1台当たり）	電圧	6.9kV	200V	力率	0.8	0.8	台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	8台 （予備を含む）	設備名称	負荷容量(kVA) ^{※1}		備考	指揮所	待機所	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	通信連絡設備等 ^{※2}	15.1	0.7	デュータ表示端末、PvC会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、その他通信連絡設備	室内空調設備	34.8	34.8	バックアップエアコン	照明設備	2.2	2.2	LED照明（パナソニック製）	その他	21.9	9.3	OA機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・設計の相違 必要負荷及び電源設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <p>・設計の相違 泊は常設の燃料系統を設置しておらず、可搬型タンクローリーを用いた燃料補給を行う設計としており、燃料枯渇しないよう給油を行うことで対処が可能と考える。</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p>
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																																																																								
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																																																																								
電圧	440V	6.9kV																																																																																																								
力率	0.8	0.8																																																																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																																																																									
換気空調設備	約21kVA																																																																																																									
照明設備（コンセント負荷含む）	約12kVA																																																																																																									
安全パラメータ表示システム(SPDS)，通信連絡設備 [※]	約13kVA																																																																																																									
放射線管理設備	約14kVA																																																																																																									
合計	約60kVA																																																																																																									
	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機	緊急時対策所用 代替交流電源設備 電源車（緊急時対策所用）																																																																																																							
容量	7,625kVA	4,500kVA（1台当たり）	400kVA																																																																																																							
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																																																																							
力率	0.8	0.8	0.85																																																																																																							
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台																																																																																																							
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																																																																									
換気空調設備	約200kVA																																																																																																									
照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA																																																																																																									
通信連絡設備	約5kVA																																																																																																									
充電器（安全パラメータ表示システム(SPDS)，通信連絡設備含む。）	約79kVA																																																																																																									
その他負荷	約27kVA																																																																																																									
合計	約358kVA																																																																																																									
	非常用電源設備 ディーゼル発電機	緊急時対策所用 代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機																																																																																																								
容量	7,000kVA	270kVA（1台当たり）																																																																																																								
電圧	6.9kV	200V																																																																																																								
力率	0.8	0.8																																																																																																								
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	8台 （予備を含む）																																																																																																								
設備名称	負荷容量(kVA) ^{※1}		備考																																																																																																							
	指揮所	待機所																																																																																																								
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																																																																							
通信連絡設備等 ^{※2}	15.1	0.7	デュータ表示端末、PvC会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、その他通信連絡設備																																																																																																							
室内空調設備	34.8	34.8	バックアップエアコン																																																																																																							
照明設備	2.2	2.2	LED照明（パナソニック製）																																																																																																							
その他	21.9	9.3	OA機器等（予備容量含む）																																																																																																							
合計	97.1	70.1																																																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>手順のリンク先について</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.18.1(2) b. 手順等 ・給電が必要となる設備 <リンク先>1.19.1.(2) c. 手順等（第1.19-3表 審査基準における要求事項毎の電力の供給対象設備）</p> <p>2. 1.18.2.2(3)通信連絡に関わる手順等 <リンク先> 1.19.2.1(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.2(1)発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>3. 1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 <リンク先> 1.14.2.1 代替電源(交流)による給電手順等</p>	<p>手順のリンク先について</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.18.1(2) b. 手順等 ・給電が必要となる設備 <リンク先>1.19.1(2) c. 手順等（第1.19-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備）</p> <p>2. 1.18.2.1(2) b. その他の手順項目にて考慮する手順 <リンク先>1.17.2.1(1)モニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>1.17.2.1(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>3. 1.18.2.2(3)通信連絡に関する手順等 <リンク先>1.19.2.1(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.2(1)発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>4. 1.18.2.4(1)ガスタービン発電機による給電 <リンク先>1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順</p>	<p>手順のリンク先について</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.18.2.1(2) b. その他の手順項目にて考慮する手順 <リンク先>1.17.2.2(2)可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の代替測定</p> <p>1.17.2.1(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>2. 1.18.2.2(3)通信連絡に関する手順等 <リンク先>1.19.2.1(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.2(1)発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>3. 1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 <リンク先>1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順</p>	<p>【大阪】【女川】 ・記載方針の相違 通信連絡設備の給電対象設備を技術的能力1.19にリンクしているものだが、泊は直接記載したことからリンクしない。</p> <p>【女川】 ・設備の相違 泊では可搬型気象観測設備を用いて緊急時対策所の加圧判断の一助とすることから該当する手順へのリンク先を記載</p> <p>【女川】 ・手順名称の相違</p> <p>【女川】 ・手順名称の相違（大阪と同様）</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT119-9 r.9.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.19 通信連絡に関する手順等

令和5年6月
北海道電力株式会社

比較結果等を取りまとめた資料

1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（4件）
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。
 変更前：充電式電池
 変更後：非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。
 - ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
 - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS 端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX （記載なし）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑧参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用電源設備 ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	（記載なし）	（記載なし）	赤字部は、設備の相違⑩参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所：緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3/4号炉及び大飯3/4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX） 設置場所：緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6/7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所待機所	・大飯3/4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム (SPDS)）</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 設置場所：制御建屋内 SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川2号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川2号炉ではSPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 泊3号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 女川2号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSS への伝送機能に相違はない。 なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用電源設備	・大飯3/4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。(泊3号炉は女川同様非常用電源設備のみ)
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話(可搬)の有無	衛星電話(可搬)	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備(警報装置を含む。)のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。(伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6/7号炉、東海第二、島根2号炉と同様)
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備(FAX)	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置(FAX)を設置している。(伊方3号炉と同様)

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さT.P.39mに設置する設計とする。</p>	<p>・泊発電所3号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。</p> <p>(緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎6/7号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急時対策所(待機場所)と同様)</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①泊発電所3号炉が緊急時対策所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽6/7号炉の緊急時対策所として申請する対象を「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所3号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「緊急時対策所」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所2号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「緊急時対策所」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6/7号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」以外に「緊急時対策所」という記載を用いている場合がある。</p>
②泊発電所3号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機場所 <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<p>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6/7号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」又は「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>c. 手順等</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>添付資料1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備</p> <p>添付資料1.19.2 重大事故等対処設備及び多様性拡張のための設備整理表</p> <p>添付資料1.19.3 重大事故等対処設備における点検頻度</p> <p>添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧</p> <p>添付資料1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>添付資料1.19.6 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>添付資料1.19.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>添付資料1.19.8 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>添付資料1.19.8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>添付資料1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備</p> <p>添付資料1.19.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料1.19.3 重大事故等対処設備における点検頻度</p> <p>添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧</p> <p>添付資料1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>添付資料1.19.6 多様性を確保した通信回線</p> <p>添付資料1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>添付資料1.19.8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>添付資料1.19.1 重大事故等時に使用する通信連絡設備の対処手段・設備</p> <p>添付資料1.19.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料1.19.3 重大事故等対処設備における点検頻度</p> <p>添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧</p> <p>添付資料1.19.5 通信連絡設備の概要</p> <p>添付資料1.19.6 多様性を確保した通信回線</p> <p>添付資料1.19.7 通信連絡設備の電源設備</p> <p>添付資料1.19.8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①記載のとおり。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料1.19.9 機能毎に必要な通信連絡設備	添付資料1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備	添付資料1.19.9 機能ごとに必要な通信連絡設備	【大飯】記載表現の相違
添付資料1.19.10 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所	添付資料1.19.10 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所について	添付資料1.19.10 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所について	【大飯】記載表現の相違
添付資料1.19.11 機能毎に必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別	添付資料1.19.11 各事故シーケンスグループ等を使用する通信連絡設備の台数	添付資料1.19.11 各事故シーケンスグループ等を使用する通信連絡設備の台数	【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映） 大飯は添付資料1.19.10に記載。
添付資料1.19.12 手順のリンク先について	添付資料1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別	添付資料1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別	【大飯】記載表現の相違
添付資料1.19.13 手順のリンク先について	添付資料1.19.13 手順のリンク先について	添付資料1.19.13 手順のリンク先について	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対処設備を整備しており、ここでは、それらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。 ※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十二条及び技術基準規則第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び多様性拡張設備を以下に示す。</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【解釈】 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。 重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。 ※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけではなく、「設置許可基準規則」第六十二条及び「技術基準規則」第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。 （添付資料1.19.1～1.19.13）</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 「審査基準」及び「基準規則」の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p>	<p>1.19 通信連絡に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【解釈】 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。 b) 計測等を行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.19.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。 ※1 自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけではなく、「設置許可基準規則」第六十二条及び「技術基準規則」第七十七条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。 （添付資料1.19.1～1.19.13）</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果 「審査基準」及び「基準規則」の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.19.1表、第1.19.2表に示す。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） トランシーバー 携行型通話装置 安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 運転指令設備（1号及び2号炉送受話器） 運転指令設備（3号及び4号炉送受話器） 電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）） <p style="text-align: center;">比較のため記載位置入替え</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線通話装置 インターフォン <p>発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置 	<p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第1.19-1表、第1.19-2表に示す。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 携行型通話装置 安全パラメータ表示システム（SPDS）※2 衛星電話設備（屋外アンテナ） 無線連絡設備（屋外アンテナ） 無線通信装置 有線（建屋内） 送受話器（ページング）（警報装置を含む。） 電力保安通信用電話設備 移動無線設備 <p>※2 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置により構成される。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備 	<p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第1.19.1表、第1.19.2表に示す。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 携行型通話装置 データ伝送設備（発電所内）※2 衛星電話設備（屋外アンテナ） 無線連絡設備（屋外アンテナ） 無線通信装置 有線（建屋内） 運転指令設備（警報装置を含む。） 電力保安通信用電話設備 移動無線設備 インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間） <p>※2 データ伝送設備（発電所内）は、データ収集計算機及びデータ表示端末により構成される。</p> <p>発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備 	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。 【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため、号炉の識別。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。 【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設計の相違2-2④記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</p> <p>・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置、インターフォン、空冷式非常用発電装置、電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、無線通信装置、有線（建屋内）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、燃料補給設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、交流分電盤、負荷変圧器及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備として位置付ける（第1.19.1図）。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能である。また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>・ 可搬型代替交流電源設備 ・ 緊急時対策所用代替交流電源設備</p> <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、無線通信装置、有線（建屋内）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける（第1.19-1図）。</p> <p>設計基準事故対処設備である、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p>	<p>・ 可搬型代替交流電源設備 ・ 緊急時対策所用代替交流電源設備</p> <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所内の通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型通話装置、データ伝送設備（発電所内）、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、無線通信装置、有線（建屋内）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける（第1.19.1図）。</p> <p>設計基準事故対処設備である、非常用電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p>	<p>【大飯】設計の相違 大飯では運用上「電源車」（女川・泊の可搬型代替交流電源設備に相当）を使用しない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊発電所3号炉では、タンクローリー等を含めた設備名称にて記載。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。 【女川】設計の相違2-2④記載のとおり。 【大飯】設計の相違 大飯では運用上電源車を使用しない。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 以下、設備の並び順及び分類を女川に記載を統一</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）</p> <p>・ 運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）</p> <p>・ 電力保安通信用電話設備 （保安電話（固定）、保安電話（携帯））</p> <p style="text-align: center;">比較のため記載位置入替え</p> <p>・ 無線通話装置</p> <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星電話（固定） ・ 衛星電話（携帯） ・ 衛星電話（可搬） ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・ 安全パラメータ表示システム（SPDS） ・ 安全パラメータ伝送システム <p style="text-align: center;">比較のため記載位置入替え</p> <p>・ 電力保安通信用電話設備 （保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入電話 ・ 加入ファクシミリ <p style="text-align: center;">比較のため記載位置入替え</p> <p>・ 社内TV会議システム</p>	<p>・ 送受話器（ページング）（警報装置を含む。）</p> <p>・ 電力保安通信用電話設備</p> <p>・ 移動無線設備</p> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動S_sによる地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星電話設備（固定型） ・ 衛星電話設備（携帯型） ・ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・ データ伝送設備^{*3} ・ 衛星電話設備（屋外アンテナ） ・ 衛星通信装置 ・ 有線（建屋内） ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 局線加入電話設備 ・ 社内テレビ会議システム ・ 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン） 	<p>・ 運転指令設備（警報装置を含む。）</p> <p>・ 電力保安通信用電話設備</p> <p>・ 移動無線設備</p> <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>b. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する手段がある。</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手段がある。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星電話設備（固定型） ・ 衛星電話設備（FAX） ・ 衛星電話設備（携帯型） ・ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・ データ伝送設備（発電所外）^{*3} ・ 衛星電話設備（屋外アンテナ） ・ 衛星通信装置 ・ 無線通信装置 ・ 有線（建屋内） ・ 電力保安通信用電話設備 ・ 加入電話設備 ・ 社内テレビ会議システム ・ 専用電話設備 	<p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため、号炉の識別。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>泊発電所3号炉では、伝送先がERSSしかないことから、「等」は記載していない。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違</p> <p>・ 泊では、有線系回線の機能が喪失した場合、無線通信装置が使用できる設計。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑧記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 携帯電話</p> <p>・ 無線通話装置</p> <p>・ 緊急時衛星通報システム</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空冷式非常用発電装置 ・ 電源車（緊急時対策所用） <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム、空冷式非常用発電装置、電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>※3 データ伝送設備は、SPDS 伝送装置により構成される。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設代替交流電源設備 ・ 可搬型代替交流電源設備 ・ 緊急時対策所用代替交流電源設備 <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用交流電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、データ伝送設備、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、有線（建屋内）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける（第1.19-1 図）。</p>	<p>・ 携帯電話</p> <p>※3 データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機及びERSS伝送サーバにより構成される。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電源設備からの給電を可能とする手段がある。代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設代替交流電源設備 ・ 可搬型代替交流電源設備 ・ 緊急時対策所用代替交流電源設備 <p>また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備（設計基準拡張）としては、非常用電源設備がある。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 「審査基準」及び「基準規則」に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、データ伝送設備（発電所外）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、無線通信装置、有線（建屋内）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける（第1.19.1 図）。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】運用の相違 大飯では、敷地外においても放射能観測車における観測を行うことから、発電所外の分類に記載されている。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2④記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 記載位置の相違。</p> <p>【大飯】設計の相違 大飯では運用上“電源車”（女川・泊の可搬型代替交流電源設備に相当）を使用しない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①記載のとおり。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊発電所3号炉では、タンクローリー等を含めた設備名称にて記載。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。 【大飯】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違 ・ 泊では、有線系回線の機能が喪失した場合、無線通信装置が使用できる設計。 【大飯】設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備のうち衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星無線通信装置、有線（建屋内）、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、燃料補給設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、交流分電盤、負荷変圧器及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備として位置付ける（第1.19.1図）。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能である。また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>比較のため記載位置入替え</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 （保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話） 加入電話 加入ファクシミリ <p>比較のため記載位置入替え</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内TV会議システム <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話 無線通話装置 <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>c. 手順等 上記a.及びb.により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、給電が必要となる設備についても整備する（第1.19.3表）。 これらの手順は、発電所対策本部長*、当直課長、運転</p>	<p>設計基準事故対処設備である、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 局線加入電話設備 社内テレビ会議システム 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン） <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動Ssによる地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外との通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>c. 手順等 上記a.及びb.により選定した対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、重大事故等対策要員*の対応として重</p>	<p>設計基準事故対処設備である、非常用電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 加入電話設備 社内テレビ会議システム 専用電話設備 携帯電話 <p>上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外との通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>c. 手順等 上記a.及びb.により選定した対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、発電所災害対策要員*の対応として通</p>	<p>大飯では運用上“電源車”（女川・泊の可搬型代替交流電源設備に相当）を使用しない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 以下、設備の並び順及び分類について、女川に記載を統一</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。 【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。 【大飯】泊では、敷地内で使用することから発電所外には移動無線設備はない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 記載位置の相違 【大飯】【女川】要員名称の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>員等^{※3}及び緊急安全対策要員^{※4}の対応として通信連絡に関する手順等に定める（第1.19.1表、第1.19.2表）。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※3 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※4 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p>	<p>重大事故等対応要領書に定める（第1.19-1表、第1.19-2表）。</p> <p>また、給電が必要となる設備についても整備する（第1.19-3表）。</p> <p>※4 重大事故等対策要員：重大事故等時において発電所にて原子力災害対策活動を行う要員。</p>	<p>通信連絡に関する手順書等に定める（第1.19.1表、第1.19.2表）。</p> <p>また、給電が必要となる設備についても整備する（第1.19.3表）。</p> <p>※4 発電所災害対策要員：重大事故等時において発電所にて原子力災害対策活動を行う要員。</p>	<p>【女川】手順書名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 記載位置の相違 【大飯】【女川】要員名称の相違。 泊では重大事故等時において発電所にて原子力災害対策活動を行う要員名を、「発電所災害対策要員」としている（技術的能力1.0にて別途説明）。 以降、要員名称の相違については比較表には相違を記載しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニター車）及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、無線通話装置、トランシーバー、携行型通話装置、運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及びインターフォンを使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、運転員及び緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を使用する手順を整備する。</p> <p>また、5号炉運転員及び緊急時対策要員が、5号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉原子炉建外との間で相互に通信連絡を行うために、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する手順を整備する。</p> <p>さらに、安全パラメータ表示システム（SPDS）により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する手順を整備する。</p>	<p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の必要な場所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用する手順を整備する。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）により、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する手順を整備する。</p>	<p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）により、発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所指揮所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備（発電所内）を使用する手順を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 運転指令設備を号炉間共有するため。 【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡又は通話通信確認を行う場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯） 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所の緊急安全対策要員は、衛星電話（固定）を使用する。屋外の運転員等、緊急安全対策要員及び移動式放射能測定装置（モニター車）にてモニタリングを行う緊急安全対策要員は、衛星電話（携帯）を使用する。これらの衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 (a) 衛星電話設備 中央制御室又は中央制御室待避室の運転員及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備（常設）を使用する。 現場（屋外）の運転員及び緊急時対策要員並びに放射能観測車でモニタリングを行う緊急時対策要員は、衛星電話設備（可搬型）を使用する。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話（固定） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話（携帯） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池の残量が少ない場合、別の端末と交換する。</p> <p>③ 一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電電池の残量が少なくなった場合は、充電</p>	<p>a. 作業着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星電話設備 中央制御室又は中央制御室待避所及び緊急時対策所の重大事故等対策要員は、衛星電話設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の重大事故等対策要員並びに放射能観測車でモニタリングを行う重大事故等対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用する。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星電話設備 中央制御室及び緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、衛星電話設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の発電所災害対策要員及び放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用する。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、他の端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を行うとともに、別の端末を使用する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線通話装置 緊急時対策所の緊急安全対策要員は、無線通話装置（固定）を使用する。移動式放射能測定装置（モニター車）にてモニタリングを行う発電所内の緊急安全対策要員は、無線通話装置（車載）を使用する。これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>ii. 無線通話装置（車載） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(c) トランシーバー</p> <p>屋外の緊急安全対策要員は、トランシーバーを使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(b) 無線連絡設備 中央制御室又は中央制御室待避室の運転員及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、無線連絡設備（常設）を使用する。 現場（屋外）の運転員及び緊急時対策要員は、無線連絡設備（可搬型）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">1.19-16に記載</div> <p>(b) 無線連絡設備 中央制御室又は中央制御室待避所及び緊急時対策所の重大事故等対策要員は、無線連絡設備（固定型）を使用する。現場（屋外）の重大事故等対策要員は、無線連絡設備（携帯型）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線連絡設備（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、電源を「入」操作し、使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で通話ボタンを押し、連絡</p>	<p>他の端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">1.19-16に記載</div> <p>(b) 無線連絡設備 中央制御室及び緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、無線連絡設備（固定型）を使用する。現場（屋外）及び放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、無線連絡設備（携帯型）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線連絡設備（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、電源を「入」操作し、使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で通話ボタンを押し、連絡</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。 【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。 【女川】運用の相違 ・泊では、無線連絡設備（携帯型）を放射能観測車でモニタリング行う発電所災害対策要員も使用する。 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>する。</p> <p>i. トランシーバー</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池又は乾電池の残量が少ない場合、別の端末又は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、充電電池は充電を行い、乾電池は予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(d) 携行型通話装置 中央制御室の運転員等及び屋内外の緊急安全対策要員は、携行型通話装置を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 携行型通話装置</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、保管場所等で作業に使用する端末と通話装置用ケーブルを接続して切替スイッチを操作し、ブザーが鳴ることで乾電池の残量を確認する。</p> <p>② 乾電池の残量が少ない場合、予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 端末の切替スイッチを操作し、使用する端末間で通話通信確認を行い、健全性を確認する。</p> <p>④ 確認後は、端末の切替スイッチを「OFF」にし、通話装置用ケーブルを切り離す。</p> <p>⑤ 使用する端末及び通話装置用ケーブルと共に予備の乾電池を携行する。</p> <p>⑥ 使用する場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する。(必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数</p>	<p>する。</p> <p>ii. 無線連絡設備（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(c) 携行型通話装置 中央制御室及び現場（屋内）の重大事故等対策要員は、携行型通話装置を使用する。携行型通話装置を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 携行型通話装置</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、使用する携行型通話装置とともに予備の乾電池を携行する。</p> <p>② 使用場所にて、最寄りの壁面に設置されている専用接続箱より接続ケーブルを引き出し、携行型通話装置へ接続した後、電源を「入」操作する。最寄りの専用接続箱に移動して通信連絡を必要とする場合は、必要に応じて中継用ケーブルドラムを使用する。</p>	<p>する。</p> <p>ii. 無線連絡設備（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池又は乾電池の残量が少ない場合は、他の端末、予備の充電式電池又は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末とともに予備の充電式電池又は予備の乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電式電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、使用後の充電式電池は充電を行うとともに充電式電池は予備の充電式電池と交換し、乾電池は予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(c) 携行型通話装置 中央制御室及び現場（屋内）の発電所災害対策要員は、携行型通話装置を使用する。携行型通話装置を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 携行型通話装置</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、保管場所で作業に使用する端末と通話装置用ケーブルを接続し、「電源ランプ」が点灯することで、電源が「入」となることを確認する。</p> <p>② 「電源ランプ」が点灯しない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 端末の通話スイッチを操作し、使用する端末間で通話通信確認を行い、健全性を確認する。</p> <p>④ 確認後は、端末と通話装置用ケーブルを切り離す。</p> <p>⑤ 使用する端末及び通話装置用ケーブルとともに予備の乾電池を携行する。</p> <p>⑥ 使用場所にて、最寄りの接続端子に端末を接続する(必要に応じて通話装置用ケーブルを用いて延長する。複数の端末を接続することにより、複数者での</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】運用の相違 泊3の無線連絡設備（携帯型）は、充電式電池及び乾電池式があるため。</p> <p>【女川】記載位置の相違 女川③の内容を、大飯・泊は③及び⑤にて詳細に記載している。</p> <p>【女川】運用の相違 携行しなければ予備の充電式電池と交換できないことから（大飯同様）。</p> <p>【女川】運用の相違（大飯同様）</p> <p>【大飯】大飯は屋外においても携行型通話装置を利用する。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 泊では大飯と同様に携行型通話装置の準備段階から詳細について記載している。（大飯同様） 【大飯】泊では、保管場所での確認となることから「等」の記載はない。 (女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】機器仕様の相違 大飯はブザーが鳴り、乾電池残量が確認でき、切替スイッチである。 (女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】機器仕様の相違 大飯は切替スイッチ「OFF」操作が必要。 【女川】記載方針の相違（大飯同様） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>者での連絡を可能とする。)</p> <p>⑦ 切替スイッチを操作し、連絡する。</p> <p>⑧ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑨ 使用後は、切替スイッチを「OFF」にし、端末及び通話装置用ケーブルを切り離す。</p> <p>(e) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) により、緊急時対策所のSPDS表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(d) 安全パラメータ表示システム (SPDS) データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 安全パラメータ表示システム (SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。</p> <p>(f) SPDS表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.2(1)「緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順」にて整備する。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>ii. SPDS表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(g) 運転指令設備 (1号及び2号炉送受話器) 及び運転指令設備 (3号及び4号炉送受話器) 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所の緊急安全対策要員は、運転指令設備 (1号及び2号炉送受話器) 及び運転指令設備 (3号及び4号炉送受話器) を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>③ 携行型通話装置の「CALL」スイッチを押して相手先を呼び出し、連絡する。</p> <p>④ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>(d) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p>データ収集装置及びSPDS伝送装置により、緊急時対策所のSPDS表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. データ収集装置及びSPDS伝送装置 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p> <p>ii. SPDS表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(e) 送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)</p> <p>中央制御室又は中央制御室待避所、緊急時対策所及び現場 (屋内外) の重大事故等対策要員は、ハンドセットを使用する。これらのハンドセットを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>連絡を可能とする。)</p> <p>⑦ 通話スイッチを操作し、連絡する。</p> <p>⑧ 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑨ 使用後は、端末及び通話装置用ケーブルを切り離す。</p> <p>(d) データ伝送設備 (発電所内)</p> <p>データ収集計算機により、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. データ収集計算機 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p> <p>ii. データ表示端末 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.2(1)「安全パラメータ表示システム (SPDS) によるプラントパラメータ等の監視手順」にて整備する。</p> <p>(e) 運転指令設備 (警報装置を含む。)</p> <p>中央制御室、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所及び現場 (屋内外) の発電所災害対策要員は、ハンドセットを使用する。これらのハンドセットを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】【大飯】機器仕様の相違 女川：CALLスイッチ、大飯・泊：切替スイッチ</p> <p>【女川】泊では大飯と同様に携行型通話装置の使用後の手順について記載している。 (女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】機器仕様の相違 大飯は切替スイッチ「OFF」操作が必要。</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 記載の充実</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。 【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(e) 送受信器（警報装置を含む。） 中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の運転員及び緊急時対策要員並びに現場（屋内外）の運転員及び緊急時対策要員は、ハンドセットを使用する。</p> <p>i. 運転指令設備（1号及び2号炉送受信器） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用チャンネルを選択し、連絡する。</p> <p>ii. 運転指令設備（3号及び4号炉送受信器） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用チャンネルを選択し、連絡する。</p> <p>(h) 電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）） 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所の緊急安全対策要員は、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の運転員及び緊急時対策要員並びに現場（屋内外）の運転員及び緊急時対策要員は、電力保安通信用電話設備である固定電話機、PHS 端末及びFAX を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話（固定）、保安電話（携帯） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又は携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。 ② 保安電話（携帯）の充電電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。</p>	<p>i. ハンドセット ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、使用チャンネルを選択し、連絡する。</p> <p>(f) 電力保安通信用電話設備 中央制御室又は中央制御室待避所、緊急時対策所及び現場（屋内外）の重大事故等対策要員は、電力保安通信用電話設備である固定電話機、PHS 端末及びFAX を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 固定電話機、PHS端末及びFAX ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② PHS 端末の充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p>	<p>i. ハンドセット ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、使用チャンネルを選択し、連絡する。</p> <p>(f) 電力保安通信用電話設備 中央制御室、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所及び現場（屋内外）の発電所災害対策要員は、電力保安通信用電話設備である保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び保安電話（FAX）を使用する。これら保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び保安電話（FAX）を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び保安電話（FAX） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡をする。 ② 保安電話（携帯）の充電式電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、他の端末と交換する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため、号炉の識別。 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。 【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。 【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。</p> <p>【女川】泊では保安電話（携帯）の予備の充電式電池は準備していないが、別の端末に交換することで通信連絡が可能。（大飯と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>(g) 無線通話装置 緊急時対策所の緊急安全対策要員は無線通話装置（固定）を使用する。移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う発電所外の緊急安全対策要員は、無線通話装置（車載）を使用する。 これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>ii. 無線通話装置（車載）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(i) インターフォン 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所の緊急安全対策要員は、インターフォンを使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(g) 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン 5号炉中央制御室の運転員、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員並びに現場（屋内外）の運転員及び緊急時対策要員は、インターフォンを使用する</p>	<p>(g) 移動無線設備 緊急時対策所の重大事故等対策要員は、移動無線設備（固定型）を使用する。放射能観測車でモニタリングを行う重大事故等対策要員は、移動無線設備（車載型）を使用する。 これらの移動無線設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 移動無線設備（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 移動無線設備（車載型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p>	<p>(g) 移動無線設備 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、移動無線設備（固定型）を使用する。放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、移動無線設備（車載型）を使用する。 これらの移動無線設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 移動無線設備（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 受話器を持ち上げ、通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>ii. 移動無線設備（車載型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(h) テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の発電所災害対策要員は、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）を使用し、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所間にて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システム及びモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）の待ち受け画面を確認し、リモコン操作により通信先と接続する。 ② 使用後は、テレビ会議システム及びモニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(i) インターフォン 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の発電所災害対策要員は、インターフォンを使用し、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所間にて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違（大飯同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>i. インターフォン</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用する場所にて接続端子に接続し、健全性を確認後、相手呼び出し、連絡する。</p> <p>② 使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 使用後は、接続端子を切り離す。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、無線通話装置、トランシーバー、運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及びインターフォンは、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>携帯型通話装置は、使用場所において端末と通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続可能とするとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 優先順位</p> <p>中央制御室の運転員等、屋内外の緊急安全対策要員及び移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う緊急安全対策要員及び緊急時対策所の緊急安全対策要員は、操作、作業等の通信連絡を行う場合、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携帯型通話装置及びインターフォンを使用する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、無線連絡設備、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備を中央制御室待避所で使用する場合は、中央制御室と切替えることなく、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>携帯型通話装置は、使用場所において携帯型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子を容易かつ確実に接続可能とするとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場、緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を優先して使用する。</p> <p>自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話装置を使用する。また、緊急時対策所の重大事故等対策要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>i. インターフォン</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通話先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、無線連絡設備、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>携帯型通話装置は、使用場所において携帯型通話装置と通話装置用ケーブル及び携帯型通話装置ジャック箱内の端子を容易かつ確実に接続可能とするとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を優先して使用する。</p> <p>自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを使用する。また、緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所内）を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直</p>	<p>【大飯】泊のインターフォンと機種（呼び出し機能、通話機能の相違はない。）</p> <p>【大飯】電源構成の相違。泊のインターフォンは緊急時対策所用発電設備から給電している。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため、号炉の識別。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】名称の相違 女川：中継用ケーブルドラム、泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【大飯】大飯1 / 2号炉申請後の共用のため。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 運転員及び緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）及び5号炉原子炉建屋屋外との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する手順を整備する。</p>	<p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所内）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場（屋内）と中央制御室との連絡には、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び携行型通話装置を使用する。現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備を使用する。 中央制御室と緊急時対策所との連絡には、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。また、放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、移動無線設備及び衛星電話設備を使用する手順を整備する。 現場（屋外）間の連絡には、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所内）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット可搬型水位、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場（屋内）と中央制御室との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び携行型通話装置を使用する。現場（屋外）と緊急時対策所指揮所との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。 中央制御室と緊急時対策所指揮所との連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。また、放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、移動無線設備、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する手順を整備する。 現場（屋外）間の連絡には、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】名称の相違 女川：使用済燃料プール水位、泊：使用済燃料ピット可搬型水位、 女川：使用済燃料プール周辺線量率、泊：使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2④記載のとおり。 ・泊では、衛星電話設備も使用して共有する。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2④記載のとおり ・泊では、無線連絡設備も使用して共有する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所内）を使用する。直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、現場（屋内）と中央制御室との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び携帯型音声呼出電話設備を使用する。現場（屋外）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備を使用する。中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。中央制御室待避室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との連絡には送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び携帯型音声呼出電話設備を使用する。また、放射能観測車と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には衛星電話設備を使用する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.3(2)「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」、1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち、1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.3(1)b.「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」及び「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち、1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【女川】記載方針の相違 掲載する手順書の相違（大飯同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>発電所内の通信連絡を行うための設備により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有を可能とする。</p> <p>d. 優先順位</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>通信連絡設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有することを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器（ページング）（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>通信連絡設備（発電所内）により、特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有することを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の運転指令設備（警報装置を含む。）、移動無線設備及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>【大飯】大飯1/2号炉申請後の共用のため、 【大飯】大飯1/2号炉申請後の共用のため、 号炉の識別。 【女川】泊では、移動無線設備を通常時に使用する（大飯同様）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム、無線通話装置及び緊急時衛星通報システムを使用する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員が、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する手順を整備する。</p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、緊急時対策所の重大事故等対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム及び専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）により、緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備及び携帯電話を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送装置（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備（発電所外）を使用する手順を整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊では送信先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡又は通話通信確認を行う場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬） 緊急時対策所の緊急安全対策要員及び屋外の緊急安全対策要員は、衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用し、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う発電所外の緊急安全対策要員は、衛星電話（携帯）を使用し、緊急時対策所の緊急安全対策要員へ通信連絡を行う。また、緊急時対策所の緊急安全対策要員は、衛星電話（可搬）を使用し、原子力事業本部、本店へ通信連絡を行う。これらの衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び衛星電話（携帯）を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(a) 衛星電話設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備（常設）を使用し、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）へ通信連絡を行う。また、所外関係箇所（社内向）の緊急時対策要員は、衛星電話設備（可搬型）を使用し5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話（固定） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話（携帯） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、</p>	<p>a. 作業着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星電話設備 緊急時対策所の重大事故等対策要員は、衛星電話設備（固定型）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所へ通信連絡を行う。また、発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用し緊急時対策所へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を</p>	<p>a. 作業着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星電話設備 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所へ通信連絡を行う。また、発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用し緊急時対策所指揮所へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星電話設備（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星電話設備（FAX） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>iii. 衛星電話設備（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電式電池の残量</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）。以下、b項内同様。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。 【大飯】体制の相違 関西電力には、美浜町に原子力事業本部がある。 【大飯】設備配置の相違 大飯では、発電所外でのモニタリングがある。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】泊では、①にて充電式電池の残量確認</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>充電電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池の残量が少ない場合、別の端末と交換する。</p> <p>③ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。</p> <p>④ 使用中に充電電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 衛星電話（可搬）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外に必要な設備を設置後、屋内にて衛星電話（可搬）のケーブルを接続し、必要な箇所と通話通信確認を行い、端末の健全性を確認する。</p> <p>② 一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルして、通信連絡をする。</p> <p>③ 使用後は、屋内にて衛星電話（可搬）のケーブルを切り離した後、屋外に設置した設備を取り外す。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX） 緊急時対策所の緊急安全対策要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するTV会議システム、IP電話及びIP-FAXを使用し、原子力事業本部、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP電話機及びIP-FAXを使用し、本社、国及び自治体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP電話機及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. TV会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、TV会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 社外関係箇所と通信連絡を行う場合は、通信先から</p>	<p>確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 緊急時対策所の重大事故等対策要員は、統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② リモコン操作により、通信先と接続する。</p>	<p>及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電式電池の残量が少ない場合、他の端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>③ 一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。</p> <p>④ 使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、他の端末又は予備の充電式電池と交換する。</p> <p>⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 社外関係箇所と通信連絡を行う場合は、通信先から</p>	<p>を行っている。(大飯3 / 4号炉と同様)</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【大飯】体制の相違 体制の相違 関西電力には、美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【女川】運用の相違 泊ではテレビ会議システム本体の電源は通常「入」としている。(大飯同様)</p> <p>【女川】記載方針の相違 テレビ会議システム</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続されるまで待つ。社内関係箇所と通信連絡を行う場合は、リモコン操作により通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>ii. IP電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. IP-FAX</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(c) 安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システム</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムにより、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。</p> <p>ii. 安全パラメータ伝送システム</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。</p>	<p>③ 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。</p> <p>ii. IP電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. IP-FAX</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号等をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(c) データ伝送設備</p> <p>SPDS 伝送装置により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. SPDS 伝送装置</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p>	<p>接続されるまで待つ。社内関係箇所と通信連絡を行う場合は、リモコン操作により通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>ii. IP電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. IP-FAX</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号等をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(c) データ伝送設備（発電所外）</p> <p>データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. データ収集計算機</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p> <p>ii. ERSS伝送サーバ</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室等で警報を常時監視する。</p>	<p>の操作としては接続するまで待つのは女川も同じ（記載は大飯同様）</p> <p>【女川】運用の相違 泊発電所3号炉では、テレビ会議システム使用后、システム本体の電源は「切」としない。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2①記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>(e) 電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）</p> <p>緊急時対策所の緊急安全対策要員は、保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話を使用し、原子力事業本部、本店等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話（固定）、保安電話（携帯）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又は携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。</p> <p>② 保安電話（携帯）の充電電池の残量がなくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星保安電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。</p>	<p>(d) 電力保安通信用電話設備</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員は、電力保安通信用電話設備である固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保安電話（固定型）を使用する。これらの固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保安電話（固定型）を用いて、本店等へ通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保安電話（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAX と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② PHS 端末の充電器式電池の残量がなくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換する。</p>	<p>(d) 電力保安通信用電話設備</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、電力保安通信用電話設備である保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、専用電話及び衛星保安電話を使用する。これらの保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）及び衛星保安電話を用いて、本店等へ通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、専用電話及び衛星保安電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯型電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し（専用電話はダイヤル不要）、連絡する。</p> <p>② 保安電話（携帯）の充電式電池の残量がなくなった場合は、充電を行うとともに、他の端末を使用する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。 【女川大飯】設計の相違2-2②記載のとおり。 【大飯】体制の相違 体制の相違 関西電力には、美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。 【女川大飯】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2①記載のとおり。 【女川】設計の相違2-2①記載のとおり。</p> <p>【女川】泊では、保安電話（携帯）の予備の充電式電池は準備していないが、他の端末を使用することで通信連絡が可能。（大飯と同様） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 記載位置の相違</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(f) 衛星電話設備（社内向）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備（社内向）を使用し、本社へ通信連絡を行う。衛星電話設備（社内向）を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>(d) 加入電話、加入ファクシミリ及び携帯電話</p> <p>緊急時対策所の緊急安全対策要員は、加入電話、加入ファクシミリ及び携帯電話を使用し、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話、加入ファクシミリ及び携帯電話</p>	<p>(e) 局線加入電話設備</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員は、加入電話機及び加入FAX を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。局線加入電話設備を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話機、加入FAX</p>	<p>(e) 加入電話設備及び携帯電話</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、加入電話機、加入FAX及び携帯電話を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。加入電話設備及び携帯電話を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話機、加入FAX及び携帯電話</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】体制の相違 関西電力には、美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【女川】記載方針の相違 泊では、加入電話設備、専用電話設備及び携帯電話の利用手順について、一般のFAX及び電話機と同様の使用方法であることからまとめて記載している。（大飯と同様） 【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。 【</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、使用後は屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>③ 携帯電話は、使用中に充電電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。</p> <p>(e) 電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話） 緊急時対策所の緊急安全対策要員は、保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話を使用し、原子力事業本部、本店等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話（固定）、保安電話（携帯）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又は携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。</p> <p>② 保安電話（携帯）の充電電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星保安電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡をする。</p> <p>(f) 社内TV会議システム 緊急時対策所の緊急安全対策要員は、社内TV会議システムにより、原子力事業本部、本店等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>【柏崎刈羽0 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(d) テレビ会議システム 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、テレビ会議システム（社内向）を使用し、本社へ通信連絡を行う。テレビ会議システム（社内向）を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 社内TV会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、社内TV会議システムとモニタの電源を「入」操作後、社内TV会議システムの</p>	<p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <div data-bbox="846 435 1064 499" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1.19-25 に記載</div> <p>(f) 社内テレビ会議システム 緊急時対策所の重大事故等対策要員は、社内テレビ会議システムを使用し、本店等へ通信連絡を行う。社内テレビ会議システムを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 社内テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認</p>	<p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 携帯電話は、屋外で電源を「入」操作し、使用後は屋外で電源「切」操作する。</p> <p>③ 携帯電話は、使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は、充電を行うとともに、別の端末を使用する。</p> <div data-bbox="1395 435 1612 499" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1.19-25 に記載</div> <p>(f) 社内テレビ会議システム 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、社内テレビ会議システムを使用し、本店等へ通信連絡を行う。社内テレビ会議システムを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 社内テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、社内テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状</p>	<p>大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映）。</p> <p>【大飯】体制の相違 体制の相違 関西電力には、美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】運用の相違 泊では、初動でのシステム起動時間を短縮するため、テレビ会</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、社内TV会議システムとモニタの電源を「切」操作する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(e) 専用電話設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、専用電話設備（ホットライン）を使用し、自治体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。専用電話設備（ホットライン）を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>(g) 無線通話装置 緊急時対策所の緊急安全対策要員は無線通話装置（固定）を使用する。移動式放射能測定装置（モニタ車）にてモニタリングを行う発電所外の緊急安全対策要員は、無線通話装置（車載）を使用する。 これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p>	<p>し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② リモコン操作又は操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 専用電話設備 緊急時対策所の重大事故等対策要員は、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用し、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、通話先の呼出しボタンを押し、連絡する。</p> <p style="text-align: center;">1.19-16 に記載</p>	<p>態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 専用電話設備 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、専用電話設備を使用し、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。 専用電話設備を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 専用電話設備（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、受話器を持ち上げ、連絡する。</p> <p>ii. 専用電話設備（FAX）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通話先の呼出しボタンを押し、連絡する。</p> <p style="text-align: center;">1.19-16 に記載</p>	<p>議システム本体の電源は通常「入」としている。</p> <p>【女川】機器仕様の相違 泊はリモコン操作では接続できない（大飯同様）</p> <p>【大飯】【女川】運用の相違 泊では、テレビ会議システム使用後、システム本体の電源は「切」としない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【女川】機器仕様の相違</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑧記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 無線通話装置（車載）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(h) 緊急時衛星通報システム</p> <p>緊急時対策所の緊急安全対策要員は、緊急時衛星通報システムを使用し、国、地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 緊急時衛星通報システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、緊急時衛星通報システムの電源を「入」操作し、緊急時通報システムのソフトを起動後、「通報・メニュー」画面より「原災法通報」ボタンを押す。</p> <p>② 通報表に必要な事項を入力し、「FAX原稿イメージ」画面により記載内容を確認する。</p> <p>③ 「原災法通報」画面の「通報開始」ボタンを押し、必要な箇所へ発信する。</p> <p>④ 使用後は、緊急時衛星通報システムの電源を「切」操作する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 優先順位</p> <p>緊急時対策所の緊急安全対策要員が、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子力防災ネットワークに接続する</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム及び専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室の重大事故等対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備及び携帯電話は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室の発電所災害対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備又は加入電話設備を優先</p>	<p>【大飯】設計の相違 2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑥及び⑦記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大飯】運用の相違 大飯では、発電所外でのモニタリングがある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：優先順位についてまとめて記載。 ・泊発電所3号炉：ひとつの場所について、ど</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策員が本社との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備のテレビ会議システム又は衛星電話設備（社内向）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策員は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p>	<p>優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員が、本店との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。緊急時対策所の重大事故等対策要員が、国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員が、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備又は専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。緊急時対策所の重大事故等対策要員が、社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>また、緊急時対策所の重大事故等対策要員は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p>	<p>して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、本店との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備又は専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所外）を使用する。</p>	<p>の設備を優先して使用するかを記載。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）については、緊急時対策所の立ち上げ時から使用する。社内TV会議システムは、緊急時対策所と原子力事業本部、本店等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社との連絡にはテレビ会議システム、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p>	<p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、中央制御室と社内関係箇所との連絡には、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び衛星電話設備を使用する。緊急時対策所と本店との連絡には社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。国との連絡には電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び衛星電話設備を使用する。地方公共団体、その他関係機関等との連絡には電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び衛星電話設備を使用する。社内関係箇所との連絡には電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び衛星電話設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有するため、通信連絡設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット可搬型水位、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、中央制御室と社内関係箇所との連絡には、電力保安通信用電話設備、加入電話設備及び衛星電話設備を使用する。緊急時対策所指揮所と本店との連絡には社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。国との連絡には電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び衛星電話設備を使用する。地方公共団体、その他関係機関等との連絡には電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備、専用電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び衛星電話設備を使用する。社内関係箇所との連絡には電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備及び衛星電話設備を使用する手順を整備する。</p>	<p>・大飯：優先順位についてまとめて記載。 ・泊：ひとつの場所について、どの設備を優先して使用するかを記載。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】名称の相違 ・女川：使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線量率 ・泊：使用済燃料ピット可搬型水位、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.3(2)「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備により、特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有を可能とする。</p> <p>d. 優先順位 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所外）により、特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有を可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて測定し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、本店との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備を</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.3(1)b.「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」及び「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち、1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。</p> <p>c. 操作の成立性 通信連絡設備（発電所外）により、特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有を可能とする。</p> <p>d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて測定し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、本店との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備、専用電話設備を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）又は衛星電話設備を使用する。社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備を優先し</p>	<p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・連絡先及び優先順位を詳細に記載。 【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	<p>て使用する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.19 通信連絡に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>空冷式非常用発電装置から給電する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。また、電源車（緊急時対策所用）から給電する手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車（緊急時対策所用）による給電手順」にて整備する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性に関する手順等」にて整備する。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電電池を使用する。使用前及び使用中の充電電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電電池又は乾電池を使用する。</p> <p>充電電池を用いるものについては、使用前及び使用中の充電電池の残量確認で、残量が少ない場合、別の端末と交換することにより、継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。また、乾電池を用いるものについては、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続しての通話を可能とする。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性に関する手順等」にて整備する。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する。充電式電池を用いるものについては、ほかの端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とする。</p> <p>【再掲】</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する。充電式電池を用いるものについては、ほかの端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とする。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）へ給電する。</p> <p>給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」及び「1.18 緊急時対策所の居住性に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「緊急時対策所用発電機による給電」にて整備する。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は充電式電池を使用する。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所の電源から充電する。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、充電式電池又は乾電池を使用する。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続しての通話を可能とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑥記載のとおり 【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。 【大飯】【女川】設計の相違2-⑥記載のとおり。 【大飯】設計の相違2-2③記載のとおり。 【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】使用している電源が違うことから、通信連絡設備の電源供給方法について、分割して記載。（大飯3/4号炉同様） 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 「使用前及び使用中の充電式電池の残量確認で、残量が少ない場合充電式電池を交換する」という行為については、残量を確認するから充電式電池の交換ができるものであり、泊でも同様に行われ、自明であることから記載をしていない。</p> <p>【女川】使用している電源が違うことから、泊発電所3号炉の無線連絡設備（携帯型）について、別途記載。 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 「充電式電池の残量確認」は1.19-28参照。</p>